

季刊 社会保障研究



Vol. 28

Summer 1992

No. 1

研究の窓

現代の家族変動をどうとらえるか……………森 岡 清 美 2

第 26 回社会保障研究所シンポジウム

テーマ「低出生社会の家族と社会保障」

レポート：家族の変化と社会保障……………大 澤 眞知子 4

レポート：老人福祉を支える温かい合理性……………三 上 芙美子 7

レポート：低出生社会と家族の変貌……………今 田 高 俊 12

コメント：……………小 川 直 宏 17

コメント：……………庄 司 洋 子 23

討 論……………(司会) 宮 澤 健 一 27

平成 2 年度～3 年度研究プロジェクト報告

研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計

ヴィネット方式と年金の意識調査……………宮 澤 健 一 31

ヴィネット方式の特徴と調査の概要……………織 田 輝 哉 34

—適正な年金給付額の研究—

適正な老齢年金額の年齢階層別分析……………塚 原 康 博 45

家族関係・住居の種類と年金意識……………野 呂 芳 明 55

社会階層と年金意識……………織 田 輝 哉・武 智 秀 之 64

老後の経済的不安……………曾 原 利 満 71

論 文

在宅福祉施策自治体間格差の要因分析……………柵 木 靖 子 79

—奈良県下の市町村を対象にして—

動 向

社会保障法判例……………堀 勝 洋 92

——国民健康保険の保険料の最高限度額を年 39 万円と定め

た条例の規定が憲法 25 条及び 14 条に違反しないとされ

た事例 (川崎訴訟第 1 審判決) ——

平成 4 年度研究プロジェクトについて……………社会保障研究所 100

社会保障研究所日誌……………103

研究の窓

現代の家族変動をどうとらえるか

去る2月7日「低出生社会の家族と社会保障」を主題とする当研究所のシンポジウムが開かれ、知的にたいへん刺激的な報告とコメントが提供されたことは記憶に新たなところである。多くの有益な発言のうち、シンポジウム閉会の直前に富永健一氏がフロアから行った発言は、私にとくに多くのことを考えさせる手がかりとなった。

富永氏の見解の大意は、一般に社会集団の形成と維持の基礎には人間の欲求があるのだが、家族はゲマインシャフト的な社会関係を求める人間の欲求に基礎づけられており、この欲求は消滅しないと考えることができるので、今日起きている現象は女性のパワーが高まってゆく過程で生じた一種の行き過ぎであって、また揺りもどしがあるものと思う、ということであったと私は理解している。

コメンテーターの1人、小川直宏氏が、最近の出生率の低下は9割までが晩婚化によるのであって、有配偶出生率の低下によるところは僅かであることを指摘し、低下の大きさを額面どおり受け取ってこれに過敏に反応することを牽制する一方、晩婚化はなお進行する勢いをもつこと、晩婚化にとどまらず生涯未婚率が高まると予想されることに言及して、出生率の動きを左右する要因に新しい展開がありうるとの印象を与えた、と私は理解したのである。富永氏の発言は、小川氏のコメントのうち上記にまとめた部分に比較的良好に対応しているように、私には思われた。

富永氏のいう「ゲマインシャフト的な社会関係」とは、かつては生活保障をしよう関係に重点が置かれたが、今日では、報告者の1人、大澤真知子氏の表現を借りるなら、できるだけ時間や活動をシェアしようとする心の通いあった関係、を意味するのであろう。

女性の高学歴化、就労による経済的自立、これらによる価値観の変化は、あい携えて上記の意味でのゲマインシャフト的な社会関係の意義に目覚めさせ、かくて晩婚化を推進していると考えることができる。のみならず、この関係の形成のためには、伝統的な家族という形にとらわれない女性も出現しているのではないだろうか。予想される生涯未婚率の上昇には、この露頭も含まれるとみてよいだろう。

最近の欧米について報告されている家族と婚姻の脱制度化・契約化の傾向は、日本ではまだその兆候すらあらわでなく、当分の間対岸の火事視していてよいのかもしれないが、気のつかぬ間に火の手がまわることもありえぬことではない。しかし、それはとくに憂慮すべきことではなく、幸福追求の選択肢がふえることにつながるのではないだろうか。

森岡清美

(もりおか・きよみ 成城大学教授)

テーマ「低出生社会の家族と社会保障」

レポート：家族の変化と社会保障……………	(亜細亜大学助教授)大澤 眞知子
レポート：老人福祉を支える温かい合理性……………	(社会保障研究所主任研究員)三上 芙美子
レポート：低出生社会と家族の変貌……………	(東京工業大学教授)今田 高俊
コメント：……………	(日本大学教授)小川 直宏
コメント：……………	(立教大学教授)庄司 洋子
討 論(司会)……………	(社会保障研究所長)宮澤 健一

あいさつ

社会保障研究所長 宮澤 健一

宮澤でございます。本日はご参集いただきまして、ありがとうございます。いま紹介がございましたように、「低出生社会の家族と社会保障」というテーマで、シンポジウムを開くことになりました。「低出生社会」という言葉は新しい表現で、耳馴れないような感じをもたれるむきも多いかと思います。あるいは、それほど違和感を感じられない方もあるかもしれませんが、まだ定着した言葉ではございません。私どもも低出生社会という言葉、このシンポジウムのテーマとし主題として掲げるに当たって、こういう言葉を初めて使ってよいかどうかということを、内部で議論したわけです。そして私どもは、二つのことを期待して、この名前でいこうということにしたわけです。

一つは低出生率については、すでにいろいろなことが、さまざまな角度から言われていますが、こうした状況を前にして、はたしてどういう新しいアспектを取り出すことができるか。ぜひそういう新しいアспектを切り拓いてみたい。そのために、あえて低出生社会という新語を使ってみようということが一つです。

もう一つは、高齢化社会という言葉の方は、すでにす

っかり定着化していますが、高齢化社会と低出生率ということは、^{つい}対になっている関係にあって、高齢化社会、低出生社会というのは一つの「^{もつ}双対的」な関係にあると考えられる。高齢化社会を考える場合にも、低出生率問題を外しては考えられないし、また低出生率の問題を考える場合にも、高齢化社会との問題と切り離して考えるわけにはいかない。ということで、そういう双対的な側面を強調してみたいと思ったわけであります。

そこで講師の先生方にシンポジウムへの参加をお願いします際に、次のような趣旨のことを申し上げました。

わが国の出生率の低下、これが家族や社会保障に及ぼす影響を「長期面」と「短期面」との両方から、多面的に論じていただきたい。特に出生率の低下が、社会システム全体にどのような影響を及ぼすか、あるいは個別面では、例えば労働力、労働生産性、貯蓄率、消費構造、これらについてどういう影響を与えるか。こうした諸側面を、あるいは経済学の立場から、あるいは社会学の立場から、問題の提起や、政策への提言を行っていただきたい。こういう趣旨のお願いをしたわけであります。

問題は、家族と社会保障ということに限りません。その根底には、文化的な大きなうねりの側面が含まれていることも見落とせません。本日のシンポジウムの結果として、新しいそういう見方、考え方が、われわれの共通の思考のうちに、一つでも、二つでも付け加えることができればと願って、この会をもった次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

家族の変化と社会保障

亜細亜大学助教授 大澤 眞知子

低成長時代の家族の変化と社会保障というテーマで、いままでとは異なる新しい視点から何か話をしてほしいという電話を戴いたときには、私自身、別にこれといって新しい視点があったわけではないのですが、その間2ヵ月ほどありましたので、何とかなるだろうと気楽な気持ちでお引き受けしたのです。しかし、今日私がお話できることは、新しい視点を提供するというよりは、いままですでにいわれていることを私なりに整理し、それに私なりの見解を付け加えることにすぎないのではないかと思います。

今日お話ししようと思っていることは大体三つあります。第1点は、出生率の低下の経済要因について、第2点はそれに関連した結婚の変化を経済学の観点から考えてみたいと思います。第3点は、経済の発展のなかで今後の家族がどのように変化するのか、そのなかで、社会保障の役割はどのように変化するのかということです。

お手元のレジュメに出生率の長期的な変化があります。これをみると、1920年から現在にかけて出生率の動向を5段階くらいにわけられます。長期的な流れとしては低下傾向にあるわけですが、出生率の変動をもたらした経済要因はそれぞれの段階で異なります。人口経済学では、実際に生まれてきた子供の数と理想の子供の数をわけて考えますが、戦後の1958年以降は、中絶の合法化や家族計画についての情報が広くゆき渡ったために、家族計画が容易になり、この理想の子供の数と実際の子供の数が近づいてきたといわれています。したがって、戦後の出生率の変化を考えるとときには、こういった方法を用いて出生を抑制したかということよりも、世帯が理想とする子供の数がなぜ変化したのか、子供をもつ意味が経済変化とともにどのように変化したのかということが、出生率の低下に重要な意味をもつようになってきます。

現在私たちが直面している出生率の低下は、1973年から続いていますが、この時期の出生率の変化は、主に、(1)結婚のタイミングが世代ごとに異なっているために生ずる有配偶率の変化、(2)結婚したカップルが子供を少なく産むことによる有配偶者出生率の低下、(3)結婚していないカップルによる無配偶出生率の変化、という三つの

要因に分解することができます。この最後の無配偶出生率の変化は、スウェーデンやアメリカでは、同棲の増大とともに結婚していないカップルのあいだでの出生数が増えているのですが、日本でみるかぎりこの数は非常に少なく、また、同棲世帯も増えていません。

また、完結出生率、子供を産み終えた人の出生率をみると、1932年から45年に生まれた人が2.02人、1946年から54年に生まれた人が1.9人とほとんど変化がありません。よく世間でいわれるようにチャイルドショックが日本を襲っているわけではない。それではなぜ出生率が下がっているのかということ、結婚のタイミングが遅れている。未婚率が高まっている。

合計特殊出生率というのは、5歳刻みの年齢の女性が産んだ子供の数を15歳から49歳まで足したものだから、結婚のタイミングがずれてくると、従来は25歳から29歳で子供を産んでいたのが、出産が30歳から34歳にずれることになる。合計特殊出生率とは、すでに20代で子供を産んでいる古いコーホートが30代で産んだ子供の数と結婚が遅れている若いコーホートが20代で産んだ子供の数を足し合わせるの、若い世代での結婚のタイミングが遅れば遅れるほど、合計特殊出生率は低くなることになる。しかし、この結婚のタイミングの変化が一段落すれば、30代の出生率が高まり、結果として出生率も増加することになる。

ということで、いま、共通の認識としてあるのは、結婚のタイミングが遅れていることが出生率を下げているということであり、また、結婚のタイミングは遅れているが、女性が出産を完結したときの子供の数にはコーホート間でそれほどの変化がないということである。しかし、これに対して、異論がないわけではない。最近の研究だが、県別のパネルデータを使って分析したところ、たしかに結婚のタイミングの遅れが出生率の低下をもたらしているが、完結出生率も若いコーホートになるほど少なくなっていることが指摘されている。

将来の日本の出生率がどう変化するかを考えると、完結出生率そのものが低下している、またはその可能性についての議論もしていく必要があると思う。また、出

生率を下げている要因として重要なものに、土地の価格が挙げられている。子供が増えるということは、それだけ広いスペースが必要であり、そのために家賃負担が高くなる。また、そのためには、いまより遠いところに引っ越さなければならない。こういった追加的な費用が子供の数を抑制する方向に働くということである。

それではなぜ、結婚のタイミングが遅れているのか。25歳から29歳の女性の平均賃金と30歳から34歳の男性の平均賃金の格差と出生率の関係をみると、この格差の少ないところほど、女性の結婚のタイミングが遅れ、出生率が低くなることが実証されている。すなわち、若い女性の賃金が相対的に上がっていることが、結婚のタイミングを遅らせる要因になっている。

つぎに、世帯における理想の子供の数が減少しているのかどうか、もしそうならなぜかということが問題になるわけだが、この点について考えるときに、家族にとって子供とは何かということを考える必要がある。こういう言葉がいいかどうか分からないが、経済学では子供に投資財という言葉を使うことがある。これは、子供が将来の自分の老後に対する社会保障の役割を果たすということで、子供に投資をして、後で自分の老後の面倒をみてもらおうということである。ところが、経済が発展してくると、自分の老後はある程度自分で面倒がみられるようになる。そうすると、子供は老後の面倒をみてもらうためというよりは、子供を育てることや子供の成長への喜びにむしろ重きが置かれるようになる。つまり、子供が投資財から消費財へと変化してくるわけである。

私の友人などと話しても、子供に何かを期待しているというよりは、子供を育てることの体験を試みたかったということをしていっている。こういうように子供への期待が変化してくると、これが、世帯の理想の子供の数にも大きな影響を与えているのではないかと。子供が投資財ならば、世帯の所得が高くなるほど理想の子供の数も増える。しかし、子供が消費財になると、子供を多く産むよりは、1人の子供の教育にもっとお金をかけるようになる。つまり量から質への転換がでてくる。そうすると、所得に対して子供の数というのは負の関係をもつこともありうる。

また、子供の成長は喜びでもあるが、子供を育てるのには犠牲が伴う。この場合、いちばん大きな犠牲は、女性の時間である。時間をお金の単位に直せば、それは、子育てのために就業を中断しなければ得られた賃金ということになる。そしてその賃金が高ければ高いほど、子供を育てるコストも高くなるわけで、したがって女性の学

歴に対して、理想の子供の数というのは負の関係をもつ。

いま述べてきたように、子供をもつ意味というのが、いま日本で変わってきているのではないかと。そして、この変化は1973年ころからすでに始まっていると思う。現在得られる完結出生率は、戦前、戦中または、戦後すぐに生まれた女性である。彼女たちが若かったときはそれほど女性に就業機会が開かれていなかった。しかし、1973年以降、女性を取り巻く経済環境が非常に変化している。このように、変化した時代に育った若い女性のチョイスはやはり変化していくだろう。とくに就業機会に恵まれた女性たちが子供を産むときは、子供が育てやすい社会か育てにくい社会か、または就業と育児の両立が可能かどうかということが、理想の子供の数に大きく影響してくる。

地価が高騰し、家計の保育費負担も高くなっている。また、人手不足が問題になっているが、今度は、量のみでなく、質の不足が深刻化している。そうすると、優秀な女性の需要はますます高まるが、同時に、それだけ子供を育てる機会費用も高くなるわけで、そのぶん子供の数が減少することは大いにあり得ることだと思う。そこで、子育てのコストのうち重要なものは何であるかを正確に把握し、それを減らす努力がなされなければ、今後出生率はますます低下すると私は考えている。

つぎに結婚の変化についてお話ししてみたい。先ほど晩婚化によって初婚年齢が高くなっているといったが、それは女性の労働市場での機会が増大したこと、経済的に豊かになったこと、親もそれほど子供の結婚の時期にこだわらなくなっていることなどによるのだろう。

経済学では結婚をどのようにとらえているのか。まず、結婚のメリットは何かということだが、これは、シカゴ大学のベッカー教授が、1960年代に国際貿易論のなかの比較優位論を応用して、結婚の理論という論文を書いている。これによると、女性は、男性と異なった家庭教育などによって、家事労働に比較優位をもつ。同様に、男性は市場労働に比較優位をもつ。国際貿易の理論でも、比較優位をもつ商品に生産を特化し、他の商品を輸入したほうが国民所得が高くなるように、女性は家事労働に専念し、男性は市場労働に専念するといった男女の分業が家計の所得を最大にするということである。また、この分業のメリットは、夫婦のあいだで労働市場と家事労働の生産性の違いが大きければ大きいほど、メリットも大きくなる。つまり、夫は家事はまったく駄目だけれども、労働市場においては生産性が高い。女性は逆に、仕事のことはよくわからないけれども、家事、育児に非常

に優れているといった伝統的な世帯で結婚のメリットがいちばん高くなる。結婚という非常にプライベートなことに、合理性を前提とした理論をあてはめることへの批判は当然あるにしても、実際に多くの人々が伝統的な分業を選択していたことは事実である。しかし、いま起きている変化は、高学歴の女性の就業機会が拡大してきたこと、また、女性の結婚のタイミングが女性の就業率の高まりとともに遅れてくることによって、そのぶんだけ女性の人的資本の蓄積が高まり、男性と女性のあいだの市場生産性の差が縮まっている。

また、家事労働についてみると、家事労働の外部化が進んでいて、食事をつくらなくても近くのコンビニエンスストアでいろいろなものが買える。こういったものを利用したり、電化製品を利用することによって主婦の家事時間がずいぶん節約できるようになった。そうすると、伝統的な結婚の経済合理性がかなり薄らいでくる。最近、労働市場では性差よりも学歴差が大きくなってきたといわれる。とすると、この現象はとくに高学歴の男女において、伝統的な男女の役割分担を前提にした結婚のメリットが減少しているといえるのではないか。

では、それに代わる結婚のメリットとは何か。また経済学の用語を用いると、スケールメリット、結婚の公共財としての側面、結婚の外部効果といった点にメリットをみつけることができる。スケールメリットとは、家を借りるにしても2人のほうが大きな場所で安く住めるといったことである。公共財的側面とは、たとえば、ビデオを1人でみるより2人で見たほうが楽しいかもしれない。また、一緒に趣味をもって生活を楽しむといったことも含まれる。つまり、相手とともに同じものをシェアすることによるメリット（満足）である。結婚の外部経済効果とは、1人の行動が相手に影響を与えるということで、1人が機嫌がいいと相手にもそれが影響するということである。

総務庁長官官房老人対策室で行った調査の結果をみると、夫婦で共通の趣味をもっているかという質問に対して、60代では、約半数の人がもっていないと答えている。それが30代になると35%に減っている。若くなるにしたがって、共通の趣味をもっているという答えが増えている。ここからも、結婚のメリットが変わってきており、夫婦で何かを共有することの重要性が高まっていることがわかる。これは私の推測にすぎないが、この結婚に何を望むかということで、男性と女性のあいだに乖離が生じているのではないか。男性は伝統的な結婚のメリットを求めているのに対して女性側はそれ以外のメリットを

求めている。これが、若い世代の晩婚化をもたらしているのではないだろうか。先ほど紹介した総務庁の調査結果をみても、男性の家事分担について、女性は学歴が高くなるほど男性の参加を求める割合が高まるのに対して、男性の場合は学歴による差があまりなく、結果として、学歴の高いところで男女差が大きくなっている。

それから、若い世代で、結婚のメリットが変わってきているのに対して、日本の社会や企業がそれを認識していないことの問題である。ことに労働時間が長いことが、夫婦のコミュニケーションを難しくしている。結婚のメリットの変化とともに、今後は、夫婦がともに過ごす時間の重要性も高まってくだろう。それに対して、価値を置くことも必要になってくる。もしそうでなければ、伝統的な結婚へのメリットが薄れたいま、結婚のメリットそのものが小さくなり、晩婚化や結婚をしない若い人々が増え、出生率はますます減少するだろう。

つぎに、離婚について、レジュメのなかでは、日本の離婚率は果たして低いのかということ、離婚について触れている。日本の離婚率というのは、国際的にみて低い水準にあるが、それにもかかわらず、いくつかの特徴をもっている。その一つは、中高年の離婚が比較的多い。ふつう結婚期間が長くなると離婚の確率も低くなるが、日本の場合ある一定の時期を過ぎると、この確率は低下しない。その結果母子家庭の割合が増えている。1961年には、この割合は全世帯の2.5%であったが、1987年には4.7%になっている。この4.7%という数字はイギリスの数字とほぼ同じである。

それでは、最後に、家族変化と社会保障ということについてお話ししたい。レジュメに家族のモデルを四つにわけて書いたが、これは宮島洋先生の『高齢化時代の社会経済学』という本から引用したものである。経済の未発展の段階では、公的な社会保障制度がなく、家族が互いに助けあって社会保障をしていた。それが、工業化、都市化が進むにしたがって雇用者世帯が増大して、核家族化して家族の社会保障機能が失われていく。それに対して公的、または民間の保険市場というのが成立するようになる。いまの議論のなかでは、公的な社会保障と家族の社会保障とのあいだには代替的な関係があることが暗黙のうちに想定されているが、宮島先生は、このあいだには補完的な関係があり、それを認識することの重要性を強調しておられる。つまり、経済が発展しても、年金などが充実しても、家族は重要な社会保障機能を果たしている。この福祉の含み資産としての親族や家族のネットワークが非常に重要であり、今度はそういった家

族が果たす社会保障機能に対して、これを機会費用という概念を導入してははっきりと認識し、これに対して減税措置をとったり、また、介護休業制度を導入するなどして、その対価を支払うことが必要ではないかと議論されている。

家族がどのような社会保障の機能を果たしてきたのかということは、世帯の貯蓄率との関係でも非常に重要になってくる場所である。家族の社会保障の機能がまったくなく、若いときに貯蓄をして老後にその蓄えをすべて使ってしまうというのであれば、一国の貯蓄率は年齢構成に大きく依存することになり、高齢化が進むほど、貯蓄を取り崩す人口の割合が増えて、貯蓄率が低下することになる。しかし、親が貯蓄をそれほど取り崩さないで、遺産という形で相続すると、貯蓄率はそれほど低下しないかもしれない。また、この相続の額は、親の老後の世話をした子供ほど多くなるという研究結果がある。また、大阪大学のチャールス・ホリオカ教授によると、若いときに貯蓄をし、老後に貯蓄を取り崩すというライフ・サイクル仮説が日本にも妥当するものの、日本の家族では、かなり高額な貯蓄を高齢になってからも残している。つまり、親子のあいだで家族内の暗黙の年金契約が存在していることが確認されている。

こういった研究成果を、逆に、いままで述べてきた日本における女性の社会進出の進展や、女性の晩婚化、子供をもつ意味の変化といった観点からみると、はたして今後も同様の遺産動機が世帯で強く働き続ける

のか、また、家族の介護サービスなどの機会費用が高くなってきたときに、いまと同じようなサービスを家族が提供し続けることができるのかについて、今後もうすこし考えていく必要があるように思われる。経済発展にともなう家族機能の変化をあきらかにした研究は以外と少ないのではないかと。たしかに、日本は国際的にみて親子世帯の同居率は高い。しかし、同時に人々の意識も変化している。最近一橋大学の野口教授が行った住居の相続の調査をみると、やはり自分の面倒をみてくれた子供に家を相続させたいという人も多いが、子供に平等に相続させたいという人も、東京では2割から3割おり、これに対して伝統的な社会といわれる山形では1割を切っている。日本のなかでも、地域によってかなり人々の意識は変わっている。

また、先ほど紹介した総務庁の調査結果でも、「もし自分の親なり、夫の親なりが、介護が必要ときに、就業をやめても介護をすることが望ましいと思うか」という質問に対して、大多数の人が仕方がないと答えているが、高学歴の女性になると7割以上の人がある形で、外部の援助を頼っても就業を続けるほうが望ましいと答えている。このように人々の意識も多様化している。社会福祉や保障について考えるとき、女性の生き方や人々の意識が非常に多様化していることを念頭において、この多様性に応える社会保障サービスを提供していくことが必要になってきているのではないだろうか。

時間になりましたので、このへんで終わります。

【レポート】

老人福祉を支える温かい合理性

社会保障研究所主任研究員 三上 芙美子

社会保障研究所の三上です。「低出生社会の家族と社会保障」というテーマで報告をしてくださいと話があったとき、少々悩んでしまいました。というのは、私はこれまで約10年くらい、高齢化社会の諸問題とりわけ福祉の研究に多少なりともかかわってきたけれど、家族についての研究というのはほとんど行ってきませんでしたし、私の専門分野ではなかったからです。

けれども今日、若い人口が減ってきて、相対的に高齢化が進んできているこの時代において、たぶん家族と社会保障の問題にも、経済学的なアプローチが多少なりとも必要とされてきているのかなと感じております。それで家族について素人でも、何か話してよいということかなと解釈いたしました。

なお私自身、高齢化社会をどう支えていくかというこ

とを日ごろ考えるときに、家族というものにまったくノータッチではすまされないという認識を最近もっているわけで、それで日ごろ単発的にはあるけれど、考えたり、あるいは高齢者の生活実態調査などで気づいたことを、私なりに整理してお伝えするということが、お許しいただきたいと思う。

まず最初に「低出生社会」をどのように読むか？

日本の出生率は1990年に1.57と史上最低になり、1.57ショックといわれた。それ以来出生率への関心が、経済界を中心に高まってきたと思う。しかし少産化はさらに進んで昨年は1.54で、アメリカやスウェーデンは2%前後だからそれより低く、ドイツの1.39に次ぐ低い水準ということになった。

ここで注意しなければならないのは、この傾向は特におどろくべきことではないということである。日本では少し騒ぎすぎではないかという感じがしている。

この低出生率の背景には、職業をもつ女性が増えてきて、いま大澤さんのほうから詳しくお話があったが、晩婚化してきているということがまずある。また価値観も多様化して、結婚のメリットとデメリットのお話があったけれど、結婚だけが唯一の幸せではない、人生の唯一の道ではないとか、また結婚しても離婚してしまう、それに対して世間はあまりとやかくいわないという世の中に日本もなっているということもある。それから仕事と育児とが両立できるような環境というのが、日本はまだまだ遅れているし、男性の家事や育児に対する分担が少ない、そしてその理由の一つでもある、職場の労働時間が長いということがある。これらの諸要因がいろいろ合わさった当然の結果として、出生率が低下をしてきたわけである。

2番目に注意しなければならないのは、この低出生率というのは、結局若い人々が少なくなるので、高齢人口を支える働く人達の負担を増すことになる、だから子どもをもっと増やさなければいけないとか、あるいは「国家」の繁栄の危機となる、そういう見方や理由から、出産が奨励されることの危険性である。産む、産まないということは、申し上げるまでもなく個人の自由であるし、そのような自由度の高い民主的な社会が、真の福祉社会の基礎であると思うからである。

そこで最近年の低出生率という事実は事実として、ある意味では自然の成り行きとして、客観的にとらえると、それは裏返しとして、高齢人口が相対的に多くなっているという、そういう現象と読み替えることができるわけである。

そこで、ここでは低出生率というのは所与のものとしてみとらえて、とにかく低出生社会であっても、健康で安心して暮らせるような福祉社会をつかっていくためには、この高齢化社会をどういうふうに支えていったらいいだろうかということを考えていくことが重要ではないかと思う。結論は、結局みんなで支えていかなければならないということである。

ではどういうふうに支えていくことができるかだが、ここでは高齢者のケアについて絞らせてもらって、家族というインフォーマル・セクターに焦点を当てながら、福祉経済学の立場から考えてみたい。

高齢者福祉を支える柱は3つ挙げられる。最初は高齢者自身が自分で自分を助ける、セルフケア、自立することである。次は家族が支える。ここで家族というのはちょっと広い概念で、親しい人も含めて家族といっていると思う。親しい人を含めた家族が助け合う、いわゆる互助である。そして最後は高齢者と家族への公的な支援、社会的な支援である。これら三本柱について、新しい経済的合理性の概念を導入しながら具体的方策を提案してみたい。

高齢者のケアは現在、ほとんど中高年の女性が担っている。それが現実である。しかし今後は、女性も職場で働いているし、若い人も少なくなっている、若い人から高齢者まで、そして男性もケアを担っていく、みんなが担っていく必要があるという、この認識がまず出発点になる。

そこで最初の提案として、いまの資源配分を見直してみたいということが一つある。また埋もれている資源があるかもしれないので、それを掘り起こしてみたいということである。次に家族という資源に注目して、新しい家族関係についてお話ししたい。

まず、最初の資源の再配分、掘り起こしについては、時間の関係で簡単に説明をしたい。何か困ったとき、たとえば風邪を引いて熱を出したというときに、いちばん身近で看護者となってくれるのは、やはり家族である。身の回りの世話、看護、介護、あるいはちょっとした相談が必要となったときに、それを引き受けてくれるのは、たいてい同居の家族である。しかし彼らのなかには長期の介護のために疲れ切ってしまった、あるいは自分の自由時間をもてないという人が非常に多い。調査などによって、そういうことがはっきりと出てきている。それで地域の公的なホームヘルパー、介護ワーカー、訪問看護婦といった在宅サービスを担当する方々を、いま厚生省も一生懸命10ヵ年プランで増やそうということをやっ

ているけれど、まだまだニーズを満たしていないというのが現状である。

担い手がいない、福祉マンパワーが思うように増えないといわれるのだけれど、これは本当に人手不足なのだろうか。私は最近、この人手不足という言葉あまり安易に使わないほうがいいような感じがしてきている。

というのは、人手不足というのは経済市場でいうと、ある一定の所与の労働条件、たとえば賃金水準とか、1日の所定労働時間といった労働条件に対して、その条件だったらヘルパーになってもいいですよという供給量が、求めているニーズに達していないという状態を指しているからである。

したがって、その意味での労働力不足を解消するには、まず第1に労働条件を改善することで、このことはあちこちでいわれていることである。第2にいま高齢者が増え、そのなかでも後期高齢者が増えるにしたがい、密度の濃い介護を必要とする人々が増えてきている。しかし公的なマンパワーの資源には限りがあるので、そのニーズのほうも過大にならないように、インフォーマルなセクター、家族とか、ボランティアなどの労働力も活用して、そしてそれらを評価し、彼らが働きやすい社会的環境、条件を整えるということも必要になる。そこで今日はその後者のほうについて述べていきたい。

まず福祉社会づくりという観点から、高齢者とその家族を支援するためには、人的資源の配分を見直して、埋もれた人手を掘り起こすことがぜひ必要だと思われる。それには幾通りも方策は考えられると思うけれど、ここではとりあえずその具体策として四つほど挙げてみたい。

1番目はもっと若い人達が社会的に参加してきているのではないかとことである。いま都市部では、中高年女性がホームヘルパーの担い手として、非常に安い報酬でサービスを提供しているという実態がある。彼女達は年代的には50代、60代が特に多く、主婦とか、あるいは仕事をもっている、パートタイマーの方々である。彼女達は自分も将来年老いたらお世話を受けることになるから、だからいまは自分がお手伝いをしたいという、そういう善意から安い報酬でも引き受けてやっておられる。しかしそれも都合のつく時間だけ働くということで、地域のニーズに応じきれていないのが実態である。

他方で多くの若い人達が、たとえば大学のキャンパスで授業をサボったりバイトをやっていると、いろいろなことをやっている。そういう自由時間が彼らにはかなりある。

そこで、大学の学生も地域の高齢者ケアを担って、一

定のサービス活動を行うならばその学生は学業単位を取得できる、という仕組みをつくらばよい。私の住んでいる近くの女学園などでは、ボランティアで老人ホームに行き、お手伝いをするというをやっている。そういう仕組みを大学のカリキュラムとしてきちんと組み込むという形を、これからもっと進めていっていいのではないか。つい先日新聞に、信州大学の経済学部が、ボランティア活動も単位に認定するという、国立大学ではじめての試みをこの4月からやるという記事が載っていたけれど、今後は大学にこういうことが少しずつ広まっていくのではないかと期待をしている。

これは福祉学科ということに限らず、法学部、経済学部、文学部、理学部、医学部と、全学部に設置していいのではないか。しかし強制というのは望ましくないの、選択科目とか、選択必修科目ということにしたらいと思う。学生にとっては社会福祉への理解が深まるし、実地の勉強になる。そして地域福祉にとっては、若い担い手の確保になるので、一石二鳥ということになる。

2番目は企業の地域福祉への貢献で、これはフィランソロピーなどと日本では呼ばれている。普通、企業は営利の目的で市場活動をしているけれど、そのなかに非営利の部分をつくって、たとえば企業が立地している地域の福祉活動に従業員が参加をする、その時間はボランティア休暇ということで経営者が保障する。あるいは地域の福祉基金に寄付をする。そういうふうな企業がもう少し福祉に貢献をする道があるのではないか。近年少しずつ、そういうことを行う企業が増えてきているけれど、もっともっと活発に、積極的に行われていいと思う。

3番目は有職者の介護休暇と所得保障である。これもあちこちでいわれていることだが、家族の介護のために休業したいということが堂々といえる雰囲気というのが、だんだんつくられていくとよい。企業がその休業を保障し、そして何らかの形でその間の所得も保障されるようにする。そこで公的なヘルパーと併用して、この日この日は家族が見たいということにして、しかも仕事をやめないで続けながら、家族介護ができるという状況を、社会的支援としてつくっていくことが重要だと思う。

4番目は大都市から地方への人口移動という方策である。農村地域、過疎地域では、若い人達が都会へ出ていってしまうので、ケアをする人がいなくなっている。いまの長寿者というか、明治生まれの方々を、いまの60歳代ぐらいの子世代がお世話をしている。その60歳代の方々の子ども達はそこにいるかというと、たいてい都会に出ていってしまっていていない。結局その方

達には自分は親の面倒は見られるけれども、自分が介護を受ける立場になったときには子どもに帰ってきてほしいけれど、あまり期待できない。そういうことが調査などをしてしていると出てくる。

そこで農村地域でも、子どもが親の近くで仕事をもってそこに住み続けられるような地域づくりが求められている。これは大都市の人口集中を解消するということにもなる。しかしこれは口でいうのは簡単だけれど、実際には進んでいないし、悲観的なわけである。

そういうことで、大学は大学のなかだけで、企業は市場（マーケット）のなかだけで、資源を使って何かをつくっていくということではなくて、それぞれのもっている資源をもう少し社会福祉のほうへ、地域の環境のほうへ移動してもいいのではないかと、あるいは資源の掘り起こしを考えていてもいいのではないかとということである。

さて今度は、家族という資源を考えてみたい。新しい家族の関係を合理的な方法で築いていくことができるのではないかとというのが、ここでの主張である。

家族を見直すといっても、昔の家族に返れということではまったくない。いま家族は核家族化し、価値観は多様化し、子どもには頼らないという意識も強くなり、家族の形態も変わってきている。

そういうなかでまず重要なことは、高齢者自身が経済的に自立していることである。公的年金制度は、そのための基礎的な所得保障である。しかし老前の生活水準を維持して、さらに、もし介護が必要となったときに、その費用を賄うには、それだけではやはり足りない。そこで、その他の所得とか、資産というのが、その支えになってくる。伝統的な子どもの老親扶養は今日では消えつつある。農村地域に行くと、老親扶養の慣習の生きているところがまだみられるけれど、傾向としては消えつつある。そして、長年築いてきた資産は自分達の老後のために使うと考える中高年者が増加している。

しかし一方では、子世代に財産を生前に譲渡してしまうというケースもある。これは子どもに介護してもらいたいからということで、名義変更をして渡してしまう。ところがその結果は、期待に反して邪魔者扱いされてしまったという老親の悲劇も実際に起きている。

これは極端なケースかもしれないが、依然として甘えの構造を内包している日本社会のなかの、日本の家族の暮らさることを表しているわけで、高齢者自身の自立意識の遅れ、子世代の自立意識の遅れであり、また社会保障に対する権利意識の立ち遅れでもあるかと思う。

そこで、家族内の世代間の助け合いを悲劇ではなくて喜劇とするためには、経済的合理性の概念を持ち込むことが必要なのではないか。ここではさし当たり三つの提案を試みたい。

その一つは、まず若者が自立するということであり、二つ目は高齢者自身が自立することであり、それらを支援するということである。

いま若い人達の場合、教育費や住宅費などに費用がかかる。一人前になっても、住宅が高いため、たとえばマンション購入費用の半額を親に負担してもらったとか、あるいは結婚費用に数百万円もかけて、それを親が負担している。経済的余裕があるのであれば、それも自由だけれど、あとで老後生活が困ってしまうということにならないようにする必要がある。

そこで、たとえば貸し借りを親子間でやる、借りたらあとで返していくというシステムにしたらどうか。また親が貸すほどの経済的な余裕がないという場合は、公的な貸付制度を拡充して、それを若い人達が利用できるようにする。そういったことで、若者が自立できる社会的な環境条件を整える必要がある。もちろんまず若者自身が自立意識をもつことが重要で、また親が子どもをそのように育てていかなければならないと思います。

それから高齢者の自立の促進だが、これもいろいろあると思うけれど、現金収入が十分あって生活ができるという場合であればOKだが、資産があっても現金収入が十分ではない、あるいは保健福祉の費用が必要になったという場合に、生活費は大丈夫だけれども介護の費用までは賄えないというケースも出てくる。

その場合の対策の一つは資産活用を多様化することである。これは近年かなり進んできているやり方で、たとえば現金収入はないけれども資産をもっているという場合、自宅の一部とか、離れにアパートをつくって経営し、家賃収入を得る。あるいは子どもが同居するという場合、子どもから家賃を取る。あるいはケアしてくれた子どもに遺言などで遺産を残す。

子どもがいない場合や、たとえても子どもには頼りたくないとか、子どもがケアできない状況の場合、公的な融資制度が役に立つ。これは非常に心強い自立支援になる。具体的には武蔵野市方式で有名だが、福祉資金融資制度というのがあって、土地とか建物を担保にして生活資金や福祉費用を貸し付ける。そして死亡したときに、その資産で清算をするというシステムである。こういったことが自立を支援する方策である。

3番目は、「老親介護の合理化」である。これは私が

日ごろ考えてきたことだが、日本では新しい提案と思われる。まず公的な在宅福祉サービスの一層の充実が必要だということは疑う余地はないが、それにしても信頼できる家族による介助が、もっとも身近で重要であることも変わりはない。日常生活で家族がお互いに気遣って助け合うということは自然なことであり、無償の愛である。けれどもそのケアが長期にわたったり、負担が重いものになった場合には、家族といえども、その甘えの範囲を超えることになる。そこで、その場合はケアを受けた者が、それを提供してくれた家族に対してケアの対価を何らかの形で支払っていく。そういうことによって家族同士がお互いに自立をして、良好な家族の関係を保持していくことができる。こういう家族内ケアの合理化ということは、今後の健全な新しい家族ケアシステムの方向として、ぜひ促進されてよいのではないか。

これは実際に行われている例もあるけれど、まだまだ少ない。そこで公的にそれをどういうふうに支援できるかということを考えてみた。

それは家族ワーカー認定制度というもので、これは私が勝手に付けた仮の名称ですが、これを導入することによって家族内ケアの合理化を積極的に支援することができるのではないか。それはどういうことかという、老親の介護をする家族を、地域の在宅福祉サービスの組織（それは自治体そのものでもよい、いま大都市で増えている福祉公社でもよい、社会福祉協議会でもよい、要するに在宅福祉サービスを行っている機関）のケアワーカーとして、あるいはホームヘルパーとして認定して、そこで雇用する。そして要介護の老親は、その家族ケアワーカーからサービスの提供を受ける。そのサービス料金は高齢者がこの組織に納めて、家族ケアワーカーはそこから給与を受け取る。

もし現金収入が少なく、お年寄りが支払い困難という場合には、市が補助して応能負担とすればよい。また現金収入が少なく、資産活用による福祉資金融資制度を利用している人は、その資金のなかから家族ケアワーカーのサービス料を負担する。

家族ワーカー認定制度のメリットは、第1に家族介護者の所得保障というか、機会費用を補填するということにある。2番目には、介護を必要とする年老いた親と介護を引き受ける家族の間の（たとえば息子が年取ったお母さんの世話をするという場合、お母さんと息子の間の）お互いの精神的な負担というのが軽くなるのではないか。つまり互いに気兼ねなくできる。3番目には、これは目に見えない効果だけれど、こういった制度がある

ということ自体が地域の高齢者に一種の自立心と安心感を与えるのではないか。また、たとえこの制度を利用しなくても、なるほどそういう方法があるのか、わが家も合理的にそうしようということで、わざわざ自治体なり、そのほかに行ってその手続きをしなくても、自主的に家族のなかで、たとえば定期的に毎月介護に対してペイをするということで、家族内介護の合理化が自主的に促進される。それによって家族の関係也非常にうまくいくという、間接的效果があるのではないか。

このような制度は何かばかばかしいように思われるかもしれないけれど、ある意味ではこの仕組みは先ほど述べました資産活用制度と似ている。時間がないのでそれについては省略するが、日本においてはこのような制度は私の知る限りではまだつくられていない。しかしスウェーデンでは似たような制度がつくられている。スウェーデンではホームヘルパーは自治体が雇用しているので、自治体が家族のワーカー（「自宅サービス員」と呼ばれる）を雇用して、その人をその親のところに派遣するという形をとっている。スウェーデンの場合はもともと高い税金を払っているのだから、家族ワーカーは自治体から給料をもらうのだが、ケアを受ける親は料金を払わなくてよいことになっている。ここ（日本の場合）では、払うことのできる高齢者は払うという提案になっている。

スウェーデンでは、この制度を国のレベルではあまり宣伝をしていない。私が2年ほど前にスウェーデンを訪れたとき、スウェーデン厚生省の老人福祉課の方にこの制度についてお聞きしたら、それほど普及していないといわれた。しかし自治体レベルではこのような家族支援に非常に熱心な自治体があって、そういうところでは介護ワーカーの2割までが家族被雇用者（自宅サービス員）になっている。スウェーデンの老年学の教授もこの制度を高く評価していました。

核家族化が進行するなかで家族の役割をもう一度新しい目で見直して、新しい家族の介護システムを支援するために、また家族労働力という資源を評価し活用していくという意味からも、こういった制度を日本でも各地域で導入してみてもいいのではないでしょうか。

時間もきましたので、まとめにしたい。

人手不足、人手不足といわれているけれども、高齢者と家族介護を支えるための社会的資源というのは、まだまだ開発の余地は大きいと私は思っている。今日ここで示した資源の再配分、掘り起こし、そして家族内世代間扶養の合理化案というのは、いうなれば一つは市場経済のなかに、いわゆる（K. ボールディングが定義づけて

いる) 贈与の経済を組み込むことである。これは、たとえば先ほどの企業が地域社会に貢献するといったことである。市場経済というのは交換の経済であって、等経済価値の物とお金を交換する場であるけれど、そのなかに贈与の経済の部分をつくることである。もうひとつは、家族といったインフォーマルな部門は贈与の部門であるけれど、そのなかに市場経済をというか、市場経済がもっている経済的合理性を逆にもち込むということです。いいかえるならば、広い意味で福祉社会のワークシェアリングを行っていくことを、それは意味しているのです。

経済的合理性というのは、その言葉からはちょっと冷たい、乾いた印象を受けるかもしれないが、実は温かい合理性でもあり得ると私は思います。そして今日お示したなかには、すぐ実行できるものもある、親が子どもに介護に対する報酬を与えるというのはいますぐ実行できる。もちろん長期的に何か誘導策が必要なものもある。人口の都市から地方への移動というのは、短期間では難

しい。このままでは東京のような一極集中のところは経済的に高くても住めないという、行きつくところまで行かなければ、地方への分散が始まらないのではないかな。

今日お話ししたことは、結局みんなで高齢化社会を支えていく仕組みをつくろうということであって、低出生率ということをあまり気にすることはなく、むしろいま申し上げたような経済の仕組みをつくっていく、福祉社会に合う経済体制にもっていくということが重要であるように思う。

なお、「低出生率」となって、ようやく育児環境の改善がもたらされたわけで、そのようなよい“効果”を考えると、低出生率の裏返しである今日の人口の「高齢化」は、わが国の経済社会を福祉経済体制に転換していく絶好のチャンスではないかと考えたいわけである。ということで、最後は悲観論ではなくて、やや楽観論で締めくくらせていただきました。

どうもありがとうございました。

【レポート】

低出生社会と家族の変貌

東京工業大学教授 今田 高俊

東京工業大学の今田と申します。現在、低出生率の問題が重要な社会的関心事となっており、この問題が家族や社会保障に及ぼすインパクトについて論ずる機会を与えられました。私は家族を専門にしているわけでもなく、また人口問題を専門にしているわけでもありませんが、私の考え方の枠組みのなかでお話ししたいと思います。

1. 産業社会の現況と低出生率

私の専門は社会学で、社会システム論を研究しているが、そのなかでもとくに、自分で自分を変えるシステムつまり自己組織系が中心テーマである。このシステムの特徴は、たんに環境が変わったから、これに適應して変わるというのではなく、自ら変わるべくして変わることにある。そういう意味からすると、これまでの環境適應を中心とした社会変動や社会発展とは異なるタイプの変化や社会編成のあり方というものに興味をもっている。

低出生社会の話に入るまえに、この自己組織性の発想からみた産業社会の現状について話をしておきたい。いまとくに先進産業社会で考えなければならない大きな問題、ないし変化の波として三つのものを指摘できる。

まず第1は、グローバリゼーション（地球規模化）の波である。人の交流、物の交流、情報の交流など、あらゆるものの交流が国境を超えて地球規模化しているという大きな流れが、1980年代以降顕著になってきた。これはもはや押しとどめることができない現象で、19世紀来の主権国家の発想で一国を運営していくことは不可能になりつつある。

第2の波は、生産活動そのものが高付加価値型のそれに変わってきていることである。これまでのように安くて品質の良いものを大量につくるという発想だけでは不十分で、情報や知識による付加価値をどれだけ付けられるかが重要になっている。こうなると従来のような、工

場で生産工程にへばりついてする仕事は、相対的にその重要性が低下する。高度情報化の進展によってこうした現象が引き起こされた。

第3の波は生活充実の発想である。これまでは、とくに日本はそうだが、とにかく社会や国の発展が優先されてきた。企業優先社会というのもその一例である。これまで国民は、社会や国を発展させれば、個々人にもそのパ이의分け前が回ってきて豊かになれるということを信じて（信じさせられて）努力してきた。けれども、どうもおかしい、国や社会の発展が必ずしもストレートに個人の豊かさにつながっていないことに気づいた。今後ずっとこの状態を続けたら大変なことになるということで、国や社会の発展を捨てるというわけではないが、個人生活を充実する発想を優先させねばと思うようになった。個々人の生活充実をまず優先し、それがひいては国や社会の発展にもつながればよいとする発想への転換である。このことは日本だけでなく、80年代にヨーロッパ各国で起きたことである。

こうした変化の波から判断すると、出生率の低下を高齢化社会の問題に短絡的に関連づけて、今後の対処法等であまり大騒ぎするのもしがちなものかという感じがする。グローバリゼーションの発想に立って考えてみると、人口問題はもはや一国を単位としては考えられないということである。世界的な視点でみると、地球上の人口は異常なペースで増え続けている。この100年間の増え方は、危機的な状況とさえいえるほどである。そういうことを考慮に入れたら、日本の出生率の低下は、世界の人口抑制のために貢献しているというふうにも考えられる。それでは日本の国が減びてしまうというのは、一国を単位に物事を発想する19世紀的な国家主義にとらわれているからである。経済問題や政治問題でボーダレス化を強調するのであれば、人口問題にもそれを当てはめて考えるべきである。

私は出生率の低下が良いことだといいたいのではなく、これを望ましくない現象だとか、国家の存亡にかかわることだというように、一義的に決めつけることは問題だといいたいのである。出生率の低下をただちに政策的対応の問題に短絡化することは、危険でさえある。そういう短絡思考で政策的対応を云々する構造が、正しい意味での生活充実の発想を阻んできたと思う。

高齢化して人口が少なくなると大変だから、労働時間の短縮を考えよう、女性の職場進出も促進しよう、育児の保育や機能も充実させようということになる。本当の生活充実の発想というのは、高齢化や低出生率とは関係

なく、時短や女性の職場進出をきちんと進めることである。でないと、歪んだものになってしまいかねない。最近、社会状態を客観データで記述・評価するための社会指標を、生活者の発想から見直す動きが進められている。そのなかでの一つのポイントに、一概にプラスともマイナスとも判定できない指標の位置づけの問題がある。たとえば、家族の領域でいうと離婚率の指標がこれにあたる。従来この指標は、社会のアノミー状態をあらわす指標と位置づけられてきた。離婚率が高まると社会連帯が低下して病理的になり、望ましくないと考えられた。80年代をつうじて、日本でもかなり離婚率が高まっているが、離婚率をアノミー指標と位置づけると、現在の日本は社会解体への道を歩んでいることになる。けれども、離婚を配偶者選択の自由度の増大とみなすことも可能で、これが高まったからといって一概に望ましくないとはいえない。

離婚率の上昇は、社会の連帯度という側面からみればマイナスかもしれないが、個人の自由度という面からみればプラスでもある。そのような状況を社会指標に反映する工夫をすることで、国家や社会を優先する考えからもっと個人を優先する発想を取り込む必要がある。従来の社会指標のなかにはそういった指標がいくつかある。婚姻率や出生率など、とくに家族や人口の領域に多い。離婚率、婚姻率、出生率を国家や社会の観点から評価しがちであった発想を脱構築して、生活充実の発想にいかに関与するかが焦点である。だから、低出生率の問題を社会保障などの政策的対応に短絡して考えないというスタンスを確認しておきたい。

2. 出生率低下の社会的インパクト

1950年代後半、高度成長の離陸期ころから第一次石油危機まで、日本は静止人口を維持するのに必要な出生率（合計特殊出生率で2.1程度）をほぼ確保してきた。けれどもその後、生活の質という発想が文化として国民生活のなかに浸透していくのと並行して、出生率はじわじわと低下し、80年代後半になって一段と落ち込んだ。そして1989年には1.57に落ち込み、「1.57ショック」とまで騒がれた。さらに、翌年の90年には1.53にまで低下した。これは1人の女子が生涯に1.53人しか子供を産まなくなることの意味する。かりにこの値が将来も変わらずに続くとするれば、日本の人口は一世代（30年）でおよそ27%ずつ減少していくことになる。

なぜここまで出生率が低下したかの理由について専門的な議論がなされているが、その最大の原因は女子の未

婚率の上昇、とくに晩婚化にあるということでおおかたの意見が一致している。高度成長期をつうじて、女子の結婚年齢は20代前半に集中してきたが、80年代にはこれが20代後半にシフトした。平均年齢でいうとあまりたいした変化ではなく、3、4歳後ろにシフトした程度だが、数値の大きさ以上に大きな人口学的構造変化をきたしているわけである。

けれども、晩婚化が進んでいるだけならそれほど問題はない。というのも現状では、結婚した夫婦が生涯に産む子供の数はほぼ2.2人で、この40～50年間変化していないからである。もっとも、この出生力は子供を産み終える年齢を50歳としているので、現在50歳より年輩いた人びとの話である。それより若い世代がどうなるかは開かれた問題だが、かりに晩婚化が進んだとしても、出生力に変化がなければ、何ら問題はないことになる。現在、結婚を遅らせている人びとが20歳代後半から30歳代前半にかけて結婚すれば、婚姻率が上がり出生率の低下もこれ以上進むことはないと言測できるからである。

今後の出生率を大きく左右するのは、晩婚化がどこまで進むか、生涯未婚率および子供を産まない夫婦がどれだけ増えるかである。生涯未婚率はいま4%程度で、これがどこまで増えるか現状ではそう簡単に予測できないけれど、おそらく減ることはなく、現状よりは増えるだろう。そのような趨勢をもたらす社会的圧力が存在するからである。

こうしたなかで、出生率低下がもたらす社会経済的影響を懸念する声が高まっている。たとえば、①産婦人科医の需要減、保育所・幼稚園から高校・大学までの進入学人口減など、消費・行政需要への影響が大きい、②現状でも労働力不足の状態であるのに、今後さらにそれが深刻化する、③人口構成の高齢化の加速にともなう高齢者の扶養負担が増大する、などわが国の経済社会の活力を損なう問題が指摘されている。そして、こうした事態への政策的対応を求める声が強まっている。労働力不足や高齢化の進展に対応して、①ロボット化・OA化によるさらなる効率化を進めよう、②人生80年の時代になったのだから、高齢者も生きがい就労でもう少し働きましょう、③このさい女性もどんどん職場進出してもらおう、④それでも労働力が足りなければ、外国人労働力受け入れの制度的対応を検討しよう、⑤そして、社会保障については、給付と負担のバランスがとれるように制度を見直そう、⑥さらに、児童手当や有給育児休業制度をもっと充実して、何とか出生率を維持しよう、等々の政策的対応が必要だといわれている。

けれども、こうした対応を出生率の低下に関連づけておこなうのは、本末転倒ではないか。これらは出生率問題を離れて、国民が豊かな生活を送れるような観点から考えないと、歪んだものになってしまう。それだけでなく日本も豊かさ実感がともなわない状態である。何でもかでも出生率につなげて、安易に政策的対応をするのは慎むべきであろう。それぞれ独自の問題として豊かさを実感できるような対応をすべきである。なすべきことは、生活充実の発想を組み込んだ社会システムづくりなのである。

出生率の低下の問題は、現状では、女性の晩婚化が最大の原因であり、また生涯未婚率の今後の動向が鍵を握っているのだから、それが何を意味するかについてきちんと考察することが先決問題だろう。これは家族秩序にかかわる問題であって、今後の家族のあり方を見定めることがまず必要である。政策的対応を考えるのはその後の問題である。

3. 家族規模の縮小と女性の社会進出

高度経済成長が始まる以前、日本における家族規模の縮小は欧米諸国にくらべてそれほど顕著ではなく、国勢調査の始まった1920年から戦後の経済復興を終えた1955年に至るまで、平均世帯規模は4.9人から5.0人のごく狭いあいだを変化していたにすぎない。これにたいし、ドイツ、イギリス、フランス、アメリカなどの先進産業社会では、1955年当時、すでにその規模は3.5人以下になっていた。しかし家族規模の縮小は、産業社会の道を歩み続けてきた日本にとっても例外ではなかった。高度成長期には、家族規模の減少が顕著に進んだ。それを支えたのが核家族化と出生率の低下である。

核家族化については、事実としてのそれよりも、生活様式としての核家族化が推奨された面があった。勤労者の家族が核家族になっていないと、産業活動を効率的に運営するには不都合な面が多いからである。産業化を推進するためには、転勤、出向、出張など、勤労者の移動性が確保されている必要があった。核家族化現象はその半分以上、8割くらいが社会の都合で、あとの2割くらいが近代的で自由な生活様式の実現という価値観で進んだのではなかろうか。

近代の産業社会は効率と合理性を重んじる機能優先の論理で、社会システムづくりをしてきた。ウェーバーの言葉を借りていえば、社会の合理化過程が近代の特徴である。この論理を突き詰めると、家族は適応的な存在ではなくなる。個々人の可動性が高くて、いつでも、どこ

へでも動ける状態がいちばん望ましい。近代化とともに、家族の主要形態が大家族から核家族へと変化してきたが、この核家族というのは、理論的に考えてみると、きわめて脆弱なシステムだと思えない。というのも、核家族は子供の養育における父親機能の縮小、離婚による女性の不安定さなど、さまざまな側面からみて問題を多く抱えているからである。ひるがえってみるに、稼ぎ手としての男性が外に働きに出て、女性が家にいて家事や子供の養育をするという家族システムは、長い人類の歴史のなかで、たかだかここ1世紀ほどの現象でしかない。核家族がもっとも近代社会に適合的な家族形態だというのは、イデオロギーによって啓蒙された神話である可能性が大きい。

社会の機能合理化が貫徹していったとき、これにもっとも適合的な状態は個人を単位とした単独世帯であろう。極論すれば、家族は必要でなくなるかもしれない。効率性、合理性の論理だけでいえばそういえる。現在のような近代化がこれからも進んでいくとすれば、単独世帯が増えざるをえないのではないか。実際、大家族から核家族へという移行もさることながら、単独世帯がかなり増えてきている。もちろんこれは人口構成の高齢化にもなって、配偶者と死別した高齢者の単独世帯が増加している側面も無視できないが、これとは関係なく単独世帯が増えている。これは生涯未婚率の動向に大きくかかわっている。

さらに、核家族それ自体が変化しつつあることが重要だと思う。DINKS と呼ばれる、子供がいない共働き夫婦の核家族が増えている。統計データによれば、夫婦と子供からなる核家族世帯の核家族世帯全体に占める割合は、1955年から70年まではおよそ72%台で安定していたが、75年(71.5%)を境にして減少傾向に転じ、80年にはついに70%の大台を割った。核家族イメージの典型である夫婦と子供からなる家族が、核家族全体の70%を切ったということの意味は大きいのではないか。かつて1960年に、それまでおよそ半世紀のあいだ安定的に推移してきた平均世帯人員(4.9~5.0人)が減少に転じ、核家族化へ向けての転換点となったのと同様、1980年は核家族それ自体の転機をつける象徴的な転換点を意味するように思われる。

核分裂家族という言葉聞いたことがある。これは従来の核家族が分裂していく様子を形容したものだが、その前兆というか過渡期の形態が夫婦のみのDINKSにみられるように思う。

以上のような事実は、近代社会の論理が大家族を駆

逐して核家族化をもたらすだけにとどまらず、単独世帯の増加や核家族の分裂によって親族世帯そのものをも縮小させる可能性を示唆している。とくに女性の職業進出の高まりは、こうした事態の鍵をにぎる現象として注目すべきことがらである。社会を機能的に運営するという観点からすれば、女性は家事、男性は仕事という伝統的な性別役割分担型の家族形態は、システムとして画一的にすぎ、きわめて柔軟性が低い。また社会の効率のうえからいっても機能的ではない。

機能の論理からすれば、性別役割分業などなくてもいいわけで、男性であろうが女性であろうが、成果を上げてくれさえすれば、たとえば企業にとって十分である。それが社会の機能的合理化というものである。にもかかわらず、これまで依然として伝統的な性別役割分業が支配的であったのは、たんに旧家族制度のイデオロギーがそれを阻んでいただけでなく、それ以上に家事労働と育児の負担が家族に重くのしかかっていたことによる。実際、戦後の労働力状況をみれば、女性が「雇用労働者」として働きにでる傾向は洗濯機、冷蔵庫、掃除機、炊飯器などの電化製品の普及、および幼児のための託児所、保育所の充実にもなまって高まっている。もっとも、女性の雇用労働力はまだパートが主流であり、正規雇用の場合でも性差別がなくなっていないのだが。さらに、社会の機能合理化が性別役割分業を解体させるだけの力をもつかどうかは、多いに疑問だが。

それはともかく、現在進行している高度情報化は、家事技術のさらなる高度化によって家事労働の軽減をいっそう進めていくだろう。いわゆるホーム・オートメーションと呼ばれる情報技術は、家庭にコンピュータの端末機を導入することによって、これまで手間ひまかかった家事労働を簡素化することに寄与しよう。これまで多くの時間的消費と制約を余儀なくされてきた家事の悩みを解消し、時間の節約およびその利用法の自由度を高めるだろう。また、端末を用いた在宅勤務システムや情報通信ネットワークを使ったサテライト・オフィスの活用は、労働時間短縮とともに、育児に手のかかる数年間を夫婦の協力で切りぬけるチャンスを高めてくれる。

こうした技術が一般に普及するにはかなりの時間を要するであろうが、おそらくここ四半世紀のうちに多くのものが実用化されるに違いない。それとともに、これまでの女性に典型的であった、結婚して子供を出産するまでは正規の社員でその後子供に手がかからなくなって以降はパートでという職歴パターンは、勤めははじめから一貫して正規社員で職歴を続けるパターン、あるいは育児

終了後パートでなく正規社員として再出発するパターンにしたいにとって代わる可能性が高い。しかし、情報技術の家庭への導入と女性の就業構造の変化は家族秩序に大きな影響を及ぼすことになる。なかでも最大の問題は、こうした事態が進行していった場合、はたして核家族は社会に適合的な家族形態であり続けるかどうかである。

4. 危機にたつ核家族と家族秩序の変貌

核家族はなるほど妻が家事や育児を担当し、夫が外で仕事をするという伝統的な性別役割分業に適合的な家族形態である。しかし、妻も夫と同様に外で仕事することになれば、たとえ家事労働が合理化されたとしても、育児や子供の養育負担は家族にとって重圧となることに変わりはない。実際、このような状況のしわ寄せは当然、子供に及ぶことになる。こうした状況の出現は、夫婦と子供からなる核家族の社会的適応能力を低下させることになるから、子供の養育等にかんする社会保障制度がよほど充実されないかぎり、夫婦と子供からなる核家族は窮地にたたされる。

いまかりに、女性の職業進出がこうした制度の充実をはるかに上回るペースで進むと想定してみよう。このとき、核家族のうち社会に適合的な形態は夫婦のみからなる家族にならざるをえない。夫婦のみからなる核家族は、たんに子供の養育その他の負担からまぬかれているだけでなく、離婚や死別が生じたときに子供の世話や教育で危機に瀕する核家族の弱点からもまぬかれているから、女性の職業進出にたいして高い適応力をもつ。昨今では女性の地位向上とともに、日本でもしだいに離婚率が高まりつつあることを考慮すれば、今後、夫婦のみからなる核家族世帯の増加がさらに進む可能性が高い。もっとも夫婦のみの核家族世帯の増加は、結婚しても子供を出産しない共働き夫婦の増加による効果と、高齢化にともなう老親夫婦の増加による効果の両方が混在しているから、より立ち入った分析が必要であるが。

さらに、家事技術の高度化は1人暮らしの生活様式を促進しこそすれこれを減少させることはない。単独世帯は地方からでてきた学生、独身の勤め人、離婚した男女、1人暮らしの高齢者、家族と別れて単身赴任しているサラリーマンなど、さまざまな顔をもつ人びとから構成されているため、これに一律の議論をあてはめることは危険である。だが、少なくともこの生活形態は「拘束なき個人主義」を貫くのもっとも適したパターンである。

離婚によって家族のしがらみから解放されたく願って

いる男女の増加。「私」が「公」と離れたところで大衆化し謳歌している私生活主義の蔓延。個の自立が大衆の規模で達成された結果としてのミーイズムの浸透など。単独世帯の形成はこうした価値観に適合的であるとともに、現在進行しつつある情報技術によってさらに促進される可能性がある。私はこれらの価値変化を「拘束なき個人主義の肥大化現象」と考えたいが、一方で老親夫婦との同居が依然として衰えをみせない現象と並行して、他方で拘束なき個人主義を反映した単独世帯の増加が進みつつある現状は、夫婦のみの世帯の増加ともあいまって、夫婦と子供からなる核家族の問いなおしを迫るに違いない。

大澤パネラーは、経済学的には現在、子供を消費財とみなす傾向があらわれつつあるという趣旨の発言をされた。子供はペットである、とまではいなくても多分にそういう傾向がみられる。これまで歴史の長い間、子供は将来のための投資という意味を含む生産財であったが、このところとくに高度成長が終わって以降、子供は消費財というか、自己の情緒的な満足を得るための財と考えた方が現実味があるといわれるくらい、子供についての位置づけが変わってきている。子供が親にとってペットだとすれば、好きな数だけ子供を産めばよいことになる。けれども、産んだらきちんとアフター・ケアをしなければならぬ。現実には、住宅費、教育費の負担等で大変なコストがかかる。その負担を除くためには子供の数を抑えるしかない。消費財ということになれば、数は自由にしていから、できるだけ少なくして、1人くらいでいいということになる。

経済学化してしまえば、子供の数の選択は、個人の主観的効用が高まるか、高まらないかで決まることになる。そこまで家族がゲゼルシャフト化（利益社会化）してしまうかどうか疑問だが、かつてのようなゲマインシャフト的（共同体的）な発想が薄れてきていることは事実である。

私は家族について、経済学的な見方とは異なる考えをもっている。これまで長い人類の歴史のなかで、家族はきわめて変化しにくい社会の構造単位であり続けてきた。家族以外の構造は結構変わってきたのだけれど、家族は長らく夫婦と子供に他の親族が加わった拡大家族を基本としてきた。きわめて選択の自由度のない、変化しにくい構造単位であった。それが産業化のインパクトによって、核家族を中心とするものに変態をとげたが、女性の職業進出が進むようになるとその脆弱さが露呈した。そこでいま、どういう家族形態がいいのか模索をしている

状態だが、どうも拡大家族、夫婦だけの家族、夫婦と子供からなる家族、単身世帯のどれか一つがベストであるという発想を捨てようということになってきているのではない。

かつて近代化論のはなやかなりし頃は、拡大家族から核家族への変化が近代の趨勢であると考えられたが、現在はそう一概にいけない状況である。家族形態は、単身のパターン（単身は家族といわないのかもしれないが）、夫婦だけのパターン、夫婦と子供からなるパターン、老親と夫婦と子供からなるパターン、契約関係による同棲パターンなど、いろいろな形態のなかから自由選択できる方向へ変わりつつあるのではないか。それぞれが正当な位置を確保し、もはや一つの典型的な家族形態はなくなるだろう。

私は現在進行している単独世帯の増加や夫婦のみの核家族の増加が、家族の崩壊につながるという悲観論には賛成できない。そうではなくて、これらの現象は歴史的にみて自由度の低い構造単位であった家族が高度に選択的になるうとしていることのあらわれだと思う。家族以外の社会制度はどんどん多様度が高まっているのくらべて、家族形態に多様度や自由度が少ないというのは、アンバランスなわけである。だから、これから21世紀にかけて家族形態も多様度の高い単位になっていくのではないか。出生率の問題もそういう観点から考慮すべきだと思う。

晩婚化や生涯未婚率の高まりによる出生率の低下は、こうした家族秩序の多様度の増大に対応して発生しているとみるべきで、そこを考慮にいれずに政策的対応をとれば、必ずやしっぺ返しがかかるであろう。

5. おわりに

そろそろ時間なので、結論を申し上げたい。

現在の日本でまず第1になすべきことは、出生率を上

げるとか、その対応をどうするのかに右往左往することではなく、社会を生活充実のための仕組みに変えることである。それをしっかりやることが重要。そういうなかで、子供を産むか産まないかは、各人が自由に判断すべき問題である。

生活を充実させていくためには、効率と合理性を重んじる機能優先の発想だけではうまくいかない。生活の充実が効率と合理性だけでやれると思ったら大きな間違いである。近所づきあいをしたり、家族団欒の楽しい雰囲気をつくるのに、目標をたてて効率よくそれを達成しましょうというやり方では、決してうまくいかない。近代社会はなるほど機能的にみれば、人間を有効活用してきた。けれども生活充実の発想の背景にある、生きがい、自己実現、ゆとりといった人生の意味充実の側面からみれば、人間を浪費してきたといっても過言でない。

自分の生活ないし人生の意味をどう確認し、豊かさ実感を得るかというところから出発し、そのために社会の仕組みをどう変えるかが基本問題である。それがきちんとできれば、個々人のゆとりも生まれるだろうし、心も豊かになり、子供を産むことに喜びを感じる人が増えるかもしれない。それによって出生率が高まれば、それはそれでよいことである。そうではなくて、自分は一生1人で暮らすという人がいても、もちろんかまわない。そういう状態が増えるのなら、それを前提として社会をどう運営するか、そのノウハウを考えるべきだと思う。要は、核家族至上主義の発想を相対化して、これからの家族のあり方を解説し、それにあった社会の器を考えることである。社会の都合で家族の問題を考えるのではなく、家族のひいては個人の都合に社会が合わせる発想転換があっていい。そうすることで、これまでの社会優先のひずみを是正してはどうかと思う。

以上です。

コメント

日本大学教授 小川直宏

3人の方からご報告があり、いちばん最初の報告では、低出生は晩婚化による、そして低出生は今後も続くであろうという要旨であったと思う。2番目の発表は、低出

生は所与であるから、それに対してどう対処していくか、子供をもつと経済的にエクスタナライズして、契約などで、子供と親との関係をもうちょっと明確にとらえるこ

とによって、温かい合理性のある社会をつくるということではなかったかと思う。3番目の発表では、新家族の形態が出現しつつあり、その前兆が認められるという話ではなかったかと思う。

この三つの報告を、人口経済学の立場から私なりに解釈をしてみたい。

まず合計特殊出生率、TFR がなぜ下がったか、人口学的分析を1985年から90年の5年間の国勢調査のデータ、人口動態統計を使ってやってみると、有配偶出生率の低下が90.19%、有配偶出生率これも9.1%下げている。だから圧倒的に90%は結婚の遅れであり、10%は結婚内の有配偶出生率の低下である。

有配偶率が下がってきており、いわゆる晩婚化という言葉が使われているが、この一つの大きな変化の背景には、価値観の変化があると思う。1988年に日本大学と毎日新聞社が、家族に関する全国調査を実施し、そのときにニューシングルについて尋ねており、それに賛同する人を見てみたら、男子と女子で著しく違う。20代の男性の50%がニューシングルに賛同しているのに対して、女性は74%ということで、女性のほうがシングル志向が強い。しかも可変量解析をしてみると、シングル志向の強いのは、女性で職場でOLをしている人、都市に住んでいる人、高学歴の人ということがわかった。

これらの要因は今後ますます進行することが考えられるので、シングル志向はますます強くなる。価値観はますます変わっていくということになる。このへんは皆さんの発表と同じだと思う。

この価値観とともに、教育投資が充実してきたことが大きい。個人的に全国調査によるミクロのデータからはじいてみると、女子が高校から大学へいったときの、時間当たりに対する教育投資効果は61%上がり、男子は20%しか上がっていないので、明らかに女子の教育投資の効果のほうが高い。それで大学・短大の進学率が上昇するにつれて女子の賃金がどんどん上がってきて、格差が縮まってきた。こういう点で大澤さんのおっしゃられる、経済環境の変化によって、結婚のメリットが変わってきているということとは、整合性があり、ベッカーの理論とも適合をしている。

特に結婚が遅れることによって勤続年数が延び、男女間の賃金格差が縮まってくるという面もある。厚生省人口問題研究所の河野先生は、このへんについて女性の反乱という言葉を使っておられるが、私は経済学の立場から見ると、教育投資効果がかなり女性の経済力を押し上げて、それが晩婚につながっているだろうと考えている。

もう一つ、これは社会学的にも関係があるかと思うが、経済的なメリットが変化したときに、間接的に反映してくるのが、女子の有配偶者選択の基準が変わってくることである。先ほどいった家族に関する全国調査では、女性が男性を選ぶ場合に、収入を重要と思う人が78%、職業が71%、三つ目におどろくべきことに、相手の親との同居を39%の人が重要な選択基準として挙げていることである。四つ目が相手の教育ということになっている。このへんで今田先生のおっしゃられる、家族秩序の対応度の増大と一致しているのかもしれませんが、相手の親との同居、結婚後の同居形態が選択基準に入っているということは、家族の秩序が多様化していることと一致しているのではないかと思う。

結論的には、このような状況から考えると、晩婚化は進むということで、そのへんは大澤さんと一致しているのだが、はたしてこれが晩婚化で止まるかということが大きな問題である。

大澤さんの発表では、初婚年齢の遅れであるということだが、はたして皆婚社会が崩れるのか、現状では崩れないという方が多いようだが、これを人口学的に分析してみた。1950年から人口動態データを積み上げて、国勢調査でアジャストした形だが、これをやってみると、女の人が生まれて結婚する確率は、1975年には95.3%であった。それが1990年では86.2%で、14%の人が未婚である確率になる。これは現在の時点であるので、現在の結婚市場では14%の人が未婚であり得るということである。

それからセンサスを見ると、先ほど今田先生は生涯未婚率は4%という数字を出されたが、これは50歳の女の人であり、現在の、今日まさに起こっている結婚市場ではかなり大きな変化が見られ、国勢調査データでも、女性のなかで35~39歳は、こんなことをいっては失礼だが、婚期を逸したグループだが、これが、未婚が1950年には3%しかいなかったのだが、1990年では7.5%まで上がっていて、生涯未婚率は今後とも上がり続ける前兆がそこにある。

そのへんを考慮して、厚生省の人口問題研究所では、生涯未婚率9%という数字を新しい推計で出しているけれども、はたしてこれで止まるのか。今田先生も生涯未婚率は今後上がるというお考えでしたが、私は9%を上回る確率があるのではないかと思う。

それから、初婚年齢ですが、SMAM (Singulate mean age at marriage) という平均年齢を計算してみると、日本の女子は平均初婚年齢が26.9歳になる。これは国勢

調査のデータでわかった。男子は30.3歳ではじめて30代に突入した。明らかに女子の平均年齢も、1975年の24.5歳から上がってきており、ほとんど27歳になっている。そして25歳から29歳の女の人で未婚率が40%になっている。1975年には20%であったことを考えると、倍増である。そういうことで晩婚化は明らかであるし、ひょっとすると非婚化につながる可能性があるということを念頭に置く必要があるのではないかな。

もう一つは、10%の責任しかないわけだが、有配偶出生率、結婚したあと子供をもつ確率、これが下がってきている。

なお、大澤さんの発表のなかでちょっとわからなかったののだが、いま理想子供数が下がってきているというののだが、データの的には、毎日新聞の世論調査を見ても、理想子供数是不変である。ただ、希望子供数が変わってきている。理想子供数は1975年は2.76人で、1990年は2.65人と不変である。しかし実際にもつ希望子供数になると、なだらかではあるが下がってきている。

さらに問題になってくるのは、期待子供数が減ってきていることである。ということは当然ながら、期待子供数は理想子供数に追いつかない。1975年には有配偶女子、50歳未満の女子の19%が理想を達成できなかった。90年にはそれが34%ということで、理想に追いつかない人が増えてきている。その原因は何かというと、大澤さんは土地を挙げられていたけれども、実際には毎日新聞の全国調査のデータを見ると、それは都市部の、しかも大都市圏の人の15%しか原因として挙げていない。都市、農村を問わず、全国的には教育をめぐる問題を大きなコストとして挙げている。

そういう点で、三上さんのおっしゃられた学生の社会参加ということで、入試にも一つ入れたらどうか。授業のなかに入れるだけではなく、入試の選択基準にも社会サービスといったようなものを入れて、そういうことをすると入学ができるよということであれば、日本の母親は教育ママだから一生懸命子供に社会奉仕をさせるのではないかな。そういう点で高齢化教育問題というのは、かなり大きな意味をもつ。

そこで子供のもつ意味であるが、これは消費財ということで、ほとんど決定的であり、生産財として考えている母親は全国で1.3%である。老後保障を考えているのは9.1%である。なお、社会保障と出生との関係を見ると、毎日新聞社の全国調査では、1950年から2年にいっぺんずつやっているが、そのなかで「あなたは老後を子供に頼りますか」という質問に対して、1950年には65

%の人が老後を子供に頼ると答えている。ところが年金制度、国民皆保険が1961年にできてからガタッと下がって、61年、63年の間にイエスと答える人が43%から35%に急激に落ちている。これは社会保障効果が明らかに出生のモチブに影響を与えているのではないかな。

大澤さんは1973年以降の出生低下に対して、老後保障の効用と社会保障の問題を挙げておられるけれども、1973年の時点ではすでに26.7%まで落ちてきている。そして現在は17.8%ということで、社会保障が子供に影響を与えたというのは、あまりないのではないかな。それはその前の落ち込みのところで、すでに効いていたと私は考えている。

さらに消費財であるということは、私も理解できるけれど、消費財でありながら、なぜそんなに子供に金をかけるか。今田先生からペットという話が出たけれど、ゲリー・ベッカー流に言えば、そのペットもいろんなペットがあって、頭にパーマをかけているペットもいる。そういう点で、ゲリー・ベッカー流に言えば、いわゆる欧米型のクオリティ・チャイルドが日本の社会にも少しずつ定着しつつあるのではないかなと、経済学的にはみられるような気がする。

それから、大澤さんの発表のなかで、出生のタイミングは、結婚したらすぐ産んで、これは教育別にぜんぜん影響がないという。1974年の日本出生力調査を使ったモーガン・リンドファスとパーネル論文では、明らかに大澤さんのおっしゃるとおり、学歴別に出生のタイミングのずれはなかった。格差はなかった。ところが、90年のマイクロ・データ、それから大谷さんが1987年の厚生省データで調べた結果では、明らかに教育別によって出生のタイミングが違ってきている。ここにも明らかに新しいパターンが出てきている。結婚がずれるとなると、第1子の出生確率がずれ、続いて第2子を産む確率がずれる。第2子を産む確率がずれると第3子もということで、明らかに結婚だけではなくて、有配偶出生率も下がっていく可能性がある。

それから、子なし社会が到来するわけではないと、大澤さんの論文のなかにもありました。これは非常に重要な問題で、子なし社会の確率を人口動態統計から計算すると、現在子供がいない確率というのはだいぶ上昇している。結婚しても子供をもたないというのは15%ぐらいは出てきそうだなという感じがする。そして1人っ子の確率も上がってきている。

未婚だけ、非婚だけでなく、子なし社会、1人っ子社会がしだいにくるかなということでは、先ほどの今田

先生とまったく同じ考え方である。今田先生の論文を読んだときは、非常にラジカルな考え方だなと思いましたけれど、人口学的データと合わせていくと、ストーリーがつながる面がかなりある。

もう一つ重要な点は、今日の議論のなかにはなかった老人介護のことである。三上さんの報告のなかで、有職者の介護休暇と所得保障という話があったが、これをミクロのデータから計算をすると、子供を1人もつということ、老人を1人介護することとは、女性がフルタイムで働いたときの賃金を時間給ではかった場合の影響度はまったく同じである。子供を1人もつと、女性の時間給は10%下がる。老人を1人介護すると、1ヵ月につき1.2%下がる。10ヵ月介護した場合には、12%下がる。女性が賃金で損害を被るのが、子供では10%、老人1人を10ヵ月介護すると12%ということで、かなりのインパクトがある。

こういう点では出産と介護の問題は今後重要である。現在25歳から34歳のわずか4%しか、寝たきり、ボケ老人を介護していないけれど、この確率は将来的には膨大にふくれあがる。なぜかというところコーホートの大きさが違う。寝たきりが3.5倍増えるのに対して、25~34歳の世代が急激に少なくなることによって、その負担は膨大にふくらむことになり、出産と介護の問題は来世紀にかけて重大な問題になることは間違いない。

今日の議論のなかで出なかったのは、社会保障と女性の関係だと思う。低福祉、低負担を選ぶのか、高福祉、高負担を選ぶかによって女性に与える影響が大きい。特に日本の場合は女性が社会福祉の奉仕員をやっているわけで、ほとんど無料奉仕といっている。そこで社会保障が低福祉、低負担を選ぶのか、高福祉、高負担を選ぶかによって女性の役割が大きく変わってくる。社会保障が子供に影響を与えるということが議論だったけれど、社会保障がどうであるかによって、女性の置かれる立場が変わってくる。

今日の議論は逆で、女性が職場進出をするから、社会保障はそれに対応しなさいということだけれど、ひょっとすると社会保障の変革によっては、女性が損害を被ることが考えられ、このへんが今日議論をされていない一つではないか。

21世紀の高齢化社会のなかで、誰がはたしてあなたの老後を見るのか。家族なのか、政府なのか。誰がバッファの役割をするのか、誰がリードしていくのかという、そういう議論がもう少しされてもいいのではないかな。それから、新家政学派の最近の出生理論は、日本でな

かなか当てはまらなくなっている。大澤さんにどういう経済モデルによって日本の出生率変化は説明がつくのか、お話しいただければと思う。

三上さんのお話のなかで、出生低下は与件であるといわれたが、それはまさにそのとおりで、出生力低下はもう避けて通れない。ただ65歳以上が20%に到達するのは、日本は2007年で、これは世界でいちばん最初である。そういう点で外国からあまり政策は学べないということで、三上さんのお話を大変面白く拝聴をした。しかし出生力低下が高齢化社会に影響を与えてきたのは1970年までが中心である。1950年から1970年の時点では10対1で出生力が死亡率を大きく上回って、影響を与えている。ところが1970年以降最近までは、4対3で死亡率のほうが影響が大きい。そこで今後はますます死亡率がどうなるかということが重要である。それは今日の議論にはなかったけれど、今後は死亡率の動向を見ることがきわめて重要であると思う。

また三上さんは自主性を重んずる社会のなかの対応を政策的に出されていたが、私は労働時間1,800時間の達成ということに向かって、法制化をして、社会サービス国民義務制というか、労働時間を短縮した部分を社会サービスに振り向ける、ある程度立法化して義務づけるぐらいのことをやってもいいのではないかなと思っている。

なお、成人したら子供による老親の介護能力はたしかに下がってきている。ミクロ・データを時系列的に見ていくと、1986年から急激に下がってきている。これも毎日新聞社の全国調査だが、「あなたはあなたの親の老後を見ることをどう思うか」ということで、それはいい習慣だ、当然だ、仕方がない、いい習慣ではない、の四つにわけて答えてもらっている。1963年からいい習慣というのが下がってきて、二つ目の当然というところで止まっていたのが、1986年から当然から一気に仕方がない、よくないというのがはっきり出てきた。

これは高齢化社会の問題を現実には、各人の間で認識することによって、三上さんの議論からいうと、子供も合理性をそこで見つけて、日本の女性は老親を無条件で介護をするといわれてきたけれど、これがよりいっそう条件的になってきたのではないかなと思う。

ただ、家族によるケアの問題は、人口学的に見た場合、ファミリー・サポート・レーシオという指数がある。これは訳せば家族扶養指数ということになると思うけれど、分子に45~49歳、分母に65~79歳をとる。これは老人が産んだと思われる子供の数を表している数字で、現在1990年の時点でこの指数は0.78である。ところがこれが

2005年で一気に0.4まで下がる。これはもう先が見えている。なぜかというとなんか生まれているからである。

このようにわずか15年間で家族扶養能力が半減するなかで、子供によるケアワーカーが確保できるのかという問題がある。それから日本大学人口研究所の行った類型別にみた推計でも、母子家庭が増えてきたと大澤さんがいわれたけれど、そのとおりである。家族のタイプによる扶養能力が著しく違う。これは時間がないのでお話しできないが、介護能力は世帯別に大きく違って来る。今日は母子世帯が出てきたけれど、父子世帯はさらに悲劇になる。妻に逃げられ、子供を取られ、引き取るのは自分の親だけで、高齢化している。そういう面も政策設定の際に考えていく必要がある。

それから、これからは血縁社会ではなくて、選択縁によるネットワークをつくる必要があるのではないかという感じもするし、老人の、老人による、老人のための福祉ということも考えていったほうがいいのではないかな。

今日、三上さんのお話のなかに出てきたことは、基本的には大賛成のことばかりだが、これを地域にもう少し当てはめて考えてみる必要がある。

それから発想の転換が最後には必要ではないかと思う。たとえば、高齢者の定義を65歳としなくて、2000年に65歳以上が17%になるので、17%以上の年をとった人を老人という定義にすると、2025年には73歳ということになる。そこで自助、互助、公助ということでシステムをつくっていくなかで、年齢を離れて、いわゆる人口論を超えた人口論というか、人口論を超えた高齢化社会づくりが必要だと思う。

なお今田先生の場合には、かなりラジカルかなと思ったのだが、そうではなくて、結婚しても出産をしない夫婦が増えるとか、高齢化に伴う老夫婦だけが増えるということは妥当性があると思う。ただ、先生の話のなかで女性が増えるというのがなかったと思います。高齢者になるのはほとんど女性で、未亡人という確率が上がる。いま65歳以上で女の人が299万余っている。それが2025年には450万になる。そういう社会をどうするのか。

それから独居老人が1990年には10%だったが、日本大学の世帯推計だと2025年に18%に増える。欧米ではアメリカが29%、ヨーロッパは40%を超えているところがあるが、そこまではいかないが、今後単独世帯がかなり増えてくる。この点では今田先生と一致している。

ただ今田先生は家族が邪魔な時代がくるといわれた。いわゆる新ミーイズムが出てきて、家族が邪魔で、独居で、未婚者の高齢社会のなかではたして誰が看るのか。

それは若い人である。そういうことから考えると、子供とはいったい何であるかという問題になる。子供は私的財なのか、公共財なのか。この部分をもう少し突き詰めてみる必要があるのではないかな。

ひょっとするとこれから、自分は子供をもたないけれども、他人の子供に一生懸命税金を払って、そして最後にそれを返してもらう。いわゆる公共財的役目を子供がもつ確率が高くなってくのではないかな。そうした場合には、これは非常に人気はないが、政府の公的介入ということも、もう1回考えてみる必要があるのではないかなと思う。

まだまだいいたいことはあるのですが、時間なのでこのへんで終わらせていただきたい。

——レポーターの答え——

司会(宮澤所長) 大変に内容豊富で、情報提供的なコメントをいただきました。そのなかで、まず各レポーターとしてもっともディフェンスしなければならない点を中心に、コメントに対するリプライをお願いしたいと思います。大澤さんからどうぞ。

大澤 まず出生のタイミングが学歴によって違っているという指摘があったが、もしそうであるとすれば、さらに出生率が低下するインディケーターであると思う。

アメリカで出生率が低下したとき、そのいちばん大きな要因として、高学歴の女性の出生のタイミングが遅くなったことが指摘された。日本でも同じようなことがもし起きているとすると、日本でも出生率が下がるのではないかな。

それから、日本に非婚時代がくるかどうかという点については、短期的にはそういう傾向があるかもしれないが、長期的にはまた安定するのではないかな。アメリカの経験を見ても、最近またちょっと雰囲気が変わってきている。

社会が大きく変動をしたときに、一時的に結婚に対する乖離というか、結婚離れがあるにしても、やはりそれに対するアジャストメントが行われて、最近ではアメリカでも家族が見直されてきている。新しい価値観に基づいた新しい結婚の在り方というのが出てくる。そしてそれはいまとは違う夫婦の関係や親子の関係であるのではないかな。

司会 では三上さんお願いします。

三上 一つは子供の数が減ってきていて、将来学生の数もっと減ってくるので、入試にも社会奉仕を入れた

らどうかという小川先生のご示唆でしたが、それは私も大賛成です。日本でもボランティアで社会サービスをやった場合に、それを社会的に評価するというシステムをどんどんつくっていい。

就職の場合にも、そういうのがあっていい。たとえば老人ホームで研修をきちんと受けて、1年間そこで活動をした場合、実績証明書をその老人ホームが発行して、本人が（福祉の分野でなくても）就職するときにその試験のなかでそれがちゃんと評価されるという、そういう人材を採っていくという、そういうシステムを企業も含めて、社会全体で考えていく必要があるのではないかな。

それから人口学的には家族扶養指数が0.78から、将来は0.4にまで半減をするから、子供によるケアワーカーでは支えきれないだろうといわれたが、それはそのとおりだと思う。

今日のテーマは「家族と社会保障」でしたので、家族のところに焦点を当ててお話しさせていただいたが、まず公的サービスがまだまだ足りないということが現実にある。そこでそれを十分に整備をする必要がまずある。しかし公的なサービスだけではなくて、たとえばノンプロフィットで行っているような組織、あるいはボランティアもどんどん活用する。そして家族もということで家族ワーカー認定制度を提案させていただいたわけです。それは日曜日から土曜日まで全部家族がという意味ではなくて、たとえばそのうちの半分ぐらいは公的サービスを利用し、それからちょっと近所の方の力も借りたりしながら家族がケアするという、つまり皆で支えていくということではないか。ですから公的な支援というのがもっともっと重要だということは認識しております。

それから労働時間を短縮して、それを社会サービスに向けるということを法制化したらどうかという小川先生のご意見でした。私も時短した部分を社会サービスに向けるということは、どんどんしていただきたいと思う。ただし、法制化というがある意味で強制という形になるとすれば、これは難しくなるのではないかな。

スウェーデンでもホームヘルパーのマンパワー不足で、とくに若いヘルパーはすぐやめてしまう。ではどうしたらいいかというときに、兵役義務と同じように、たとえば20歳になったら1年間福祉サービスに従事するというシステムをつくったらどうかという意見が出るそうです。しかしそれは強制になるので、強制するのはよくないというわけで、その案は立ち消えになってしまうのだと聞きました。

強制ではなく選択できる形での法制化、たとえばボラ

ンティア休暇を与えなければいけないという休業制度を法制化するという形には私も大賛成である。

先ほど、大学のカリキュラムに社会サービスを入れて、それを学業単位として認めていくということを提案いたしました。福祉学科の場合は必修科目であっていいけれど、法学部とか、経済学部の場合は必修ではなく、選択科目、あるいは選択必修ということにして、強制でない形にしたらいいいのではないかなと思う。

司会 では、今田先生お願いします。

今田 簡単にお答えしたい。一つはニュー・シングルの話だが、これは現状の社会状態だと、かなり進むのではないかなという気がしている。そういう選択をする人は増えてくると思う。ただ、晩婚化がどんどん進んで、50歳ぐらいになってやっと老後のことを考えて結婚をするというケースもあらわれよう。

死ぬまで1人というのはなかなかきついかもしれない。しかし、結婚という何となく20代、遅くとも30代ぐらいまでという偏見が頭のなかに入り込んでしまっていて、それまでに結婚をしないとずーっとシングルで通すことになると思いがちだけれど、50、60歳ぐらいになって結婚して、これから第二の人生を始めようかというケースが出てきてもちっともおかしくないとは思っている。

これがいちばん標準的なケースという発想法それ自身が、いろんな意味で問い直されつつあるわけである。そういう意味でニュー・シングルは、これからどんどん増えていくのではないかな。どんどんといっても、それがマジョリティになるかどうかかわからないけれど、かなりのパーセントまで増える可能性がある。

もう一点は子供は私的財か公共財かという問題である。公共財にしたら出生率は上がるだろうと思う。正確には覚えていないが、ずーっと落ち込んでいたスウェーデンの出生率が最近上がりだしている。これは国家が非嫡出子を正当な権利をもった国家の子供という形で認知する政策をとったからだとされている。どこかのプライベートな家庭に所属するのではない形で子供を社会的に認知する。こういうケースが出てきてもいいのではないかなという気がする。そうなれば遺産相続による貧富の格差とか、家庭の社会経済的背景の違いによる階層差の出現といったことは少しは和らぐかもしれない。もっとも、これはちょっとユートピア的な共産主義社会の話かもしれないけれど、社会的な不平等の再生産は、私的財というか、私有制度に起因することが結構多いから、国家が子供を公共財として認知するケースは、ある程度あっても

いいのではないか。

また、高齢化が極度に進んで、出生率もどんどん落ち込んでいけば、どうしようもなくなって、そうせざるを得なくなるかもしれない。

司会 ただいまのレポーターとコメントのやりとり

のなかで、ご質問がたくさんあるかもしれないが、まず次のコメント、庄司先生のコメントをお聞きしてから、フロアの皆さんのご意見をうかがいたい。

では庄司先生お願いします。

コメント

立教大学教授 庄 司 洋 子

どこに焦点を合わせてコメントをするのが私の役割なのか、いまひとつはっきりしないのだが、一応三つのことを考えた。

一つはお三方のお話をうかがっていて、そもそも低出生社会というのは何なのかということである。一つの現代社会論としても展開できると思うが、それに対する基本的な視角というものが必要であると思う。

もう一つは、低出生がもたらすインパクトが問題になっているが、それは何が問題なのかということである。

そして三つ目には、そうした低出生をもたらすものに対して、社会的な対応をしていかなければならない状況が起こっているということである。

大きく分けるとそういう三つの柱で問題が立てられると思うし、お三方はそれぞれの立場で、そういうことに触れておられたと思う。そこでまず、低出生社会とは何かということだが、大澤先生はなぜ低出生化が進んだのかということ、いろいろな角度からおっしゃった。これは多くの人がそうだが、それはなぜかという原因を明らかにして、その原因に対応していくのだという、そういう問題の立て方になっていると思う。

そして、なぜであれ、どうであれ、避けられない一つの方向としてあるということが、今日確認をされたのではない。特に三上先生は所与、前提としての低出生社会とおっしゃっておられた。要するに自由だとか、多様化だとか、近代社会の帰結として、結婚するとかしないとか、産むとか産まないとかは、これはまったく自由にするしかないという、そういうことの結果として起こってきている方向であり、したがって家族の一つの方向として小家族化するとか、個人主義化するとか、やがてある種の非家族化をするとか、そういうものは私達はありのままに、現実を受け止めていくしかないという、そう

いう感じが今日お聞きしてははっきりしたわけである。

低出生社会というのは、国際的な普遍性があるって、低出生先進国というか、先輩国がはっきりあるわけで、1980年代の中ごろのドイツなどにそれは非常に象徴的に出てきたと思う。なお、その場合一つ大事なことは、その低出生からの回復をはかった国々が出てきているということで、ここがところが大変重要な点だと思う。そこで、一つは普遍的な傾向としての低出生社会であるとはいえ、低出生の日本の特性をきちんと明らかにしていくということが重要ではないかと思う。

そういう点で、今日のお話のなかで、人口トレンドとしては出生数が低下をして、その後追いをしながら、晩婚化、非婚化傾向が進み、さらに大澤先生のご指摘では完結出生数自体も低下をしてきているようだというわけである。

こういった低出生の日本的な背景として、晩婚化、非婚化ということがあるわけだが、これは国際的に見ると特異な傾向で、ほかの国々は早婚化していたり、生涯未婚率は全体としては低下している国々が圧倒的に多いなかで、日本ではその逆になっているという、そのへんのところを、女性の置かれている状況、結婚生活の現実といったものを、説明変数として解明できるのかどうかということが一つのポイントではないかと考えている。今日は結婚のメリット、デメリットという形で、議論がだいたい展開されたと思う。

2番目に、低出生のインパクトということだが、低出生というのは、うかがっていて私は強く感じたのだが両義性があると思う。非常にポジティブな面と、ネガティブな面とがある。たとえば三上先生は育児環境の改善というのが低出生のなかで進んできたといわれたが、逆の面もある。

自由とか、多様化とか、選択とかという、市民的な価値をどんどん追求していくとどうということになるか。それは良いこととして一つたしかにある。社会福祉、社会保障の領域では、飢餓とか、多子貧困という観点からして、そういうものから解放されていくには、やはりステップとしてそれがはっきりとある。

なお、危機として低出生問題が出てくるのだが、これはそれぞれの先生のなかでお考えのある方にうかがいたいのだが、静止人口とか、人口の置き換え水準が2.1ということが、これ自体に何か非常に価値があるとか、意味があるという前提で議論を出発させることが良いのかどうか。

そもそも、日本の戦後の人口政策を見ると、人口動態に対する認識は、最初過剰人口時代という認識があり、それがやがて人口資質向上という意識が出てきて、それに加えてさらに出生危機という認識が出てきたという、そういう形だと思うのだけれど、静止人口状態を追求するという事に関心がいくことにもう一度根源的な問いを發してもいいのではないかという感じをもった。

それから低出生のインパクトとして、社会問題を生んでいるというか、それ自体が社会問題化しているというのは、二つの面であると思う。一つは、社会経済的な面から見て、要するに一種の社会的衰微が懸念される。需要の低下、労働力の不足、扶養負担とか、そういった今田先生がご指摘になったものがある。それは家族の機能低下という形で表れているといわれている。

もう一つは生活主体の側がいろいろな意味での困難に直面しているというか、たとえば子育てなどについても、非常に単純に言えば、子供の友達を親が見つけるのに苦労するという状況が出てきている。そういういろいろ困ったことが起きているということのなかで、一つの危険な傾向につながりかねないようなことがある。出産奨励策というか、これを正当化するという、ある種間違えれば前近代に回帰しかねないものがある。たとえば現実に産まない女性を批判するとか、あるいはいちばんはっきり出ているのは、子供をある意味で道具的な存在として、非常にインストメンタルに高齢世代を扶養する存在という見方しかできなくなっている。それで子供を子供として認めていくという、そういうとらえ方がしにくくなる。まさにいわれているよりはるかに投資財的に見ている。

消費財といういい方は、社会学ではあまりしないが、子供を産み育てるということの結果を期待するのか、それともそのプロセスに意味づけをするのかという、そう

いうことになるのだが、子供を産み育てるプロセスに意味づけを社会自体があまりせず、結果に期待をするという、そういう構造になっていて、子供の将来的な生産力、扶養力への期待という、非常に一面的なものの見方に傾いているという結果を生んでいると私は感じている。

最後は、これが今日のメインになると思うけれど、低出生という現実への社会的な対応だが、これは特に家族とのかかわりで、家族政策という形で展開されたり、社会保障という形で展開されるわけだが、社会的対応というのは大きく分けると、二つ考えられる。一つは出生率を回復しようとする努力というか、直接的な狭い意味の低出生対策である。日本では産めよ殖やせとはいえないので、育児支援という形で行われている出産奨励策だと思う。これは先進諸国の例もあるし、日本では80年代後半から出てきた政策動向があると思う。

こちらのほうには、今日は議論は必ずしも向かずに、低出生社会を所与としたトータルな社会保障の在り方というか、そういったところから主として高齢化社会という認識で議論がされて、高齢者扶養に議論が傾いたのではないかと思う。これは言葉がいかどうかかわからないが、一般に使われている言葉でいうと、家族保護政策みたいなものが一つあり、もう一つは個人のレベルでも自立が可能であるような、自立支援策というか、特に単身者、非家族者の増加に対応するようなものである。

今日大澤先生のお話で興味深く思ったのは、現在の家族メンバーに対する生活保障機能ということにとどまらず、世代間で継承しながら保障していくという考え方が、議論としてあるということである。それについていくつか疑問に思ったのだが、たとえば相続資産をもたない人とか、相続人のいない人は、そこからはずれるわけなので、再分配という観点からすると、そういう議論を続けていってどういうメリットがあるのか、いま一つ私には不明確な感じがした。

そのこととの関連で、経済学ではどういうふうにいっているのかわからないけれど、これは大澤先生ではなく、宮島先生からの引用ということで、家族の類型化の在り方として、形態や、その家族関係や、家族の外側との関係などを取り混ぜた形で四つの類型を挙げておられるのだけれど、これは社会学的にははっきりとつながりにくいという感じがした。

最後に、これはいちばん難しい議論になるところだし、私もあまり深入りができないのだが、こういった低出生社会を支える一つの思想というか、そういったものが求められているのではないか。

今田先生は近代化の論理構造からすると、家族は邪魔にならざるを得ない、また核家族の脆弱性というのは、言わずもがなのことではあるが、やがてその家族ははうっておけば単独世帯化する、核分裂をしていくというふうに、限りなく本当にそうなるのかどうか。もちろん今田先生もそれを単純におっしゃっているわけではないが、少なくとも意識調査などのレベルではある種の家族志向というのは、一方に非常にはっきり残っている。結婚して家族生活を営んでいくということに対する期待というのがある。しかし、そういった個人志向がある面が出ていても、自立しながら共生というか、そういったシンバイオニックな社会の、基礎的な単位として、家族というのはずっと問われていくと思う。

現実には家族の機能、いってみれば逆機能みたいなものがあり、揺れているという事実があって、いまの若者にはある意味で魅力がない、現実の家族というのは不自由で、自由をはばまれるし、独身のほうがメリットがある、魅力があるということになっているかもしれないけれど、家族に対するインセンティブというのはいったい何なのかということを、ちょっと考えてみなければいけないのではないのか。

それからコストということをいわれたが、コストというのも社会学ではあまり使わない概念なのだけれど、世の中の要請が非常に強くなってくると、逆にコストを一つの媒介にしていろいろな社会的な関係から、子供を産み育ててということが、特に女性の側に出てくる。自分が好きで産み育てていく分には、これは無償というか、タダで誰も問題にしない。しかし自分にとって個人的には価値のないものである、あるいはやりたくないことであるということになると、それをやるときある種のコスト感覚が強くなる。そういうなかで別の観点が出てくると思う。

たとえば育児手当の正当性というのは、なかなか議論があるわけで、要するに産み育てない人達のお金を、産み育てる人達に回すということになるわけで、これはまさに子供を公共財として位置づけていくという、そういう考え方になる。

たとえば乳児保育というのは採算がとれるかどうか。産休明けからだ、ゼロ歳で1人の赤ちゃんに20万円も30万円もかかる。また育児休業というのも採算がとれるのかどうか。仮に有給だったらどうなのか。それは1年、2年休ませても、一生働いてもらったほうがいいという判断もあるだろうが、一生働くことによって、先ほど議論があった老親の扶養が期待できなくなるのではないのか。

こういう議論を限りなくやっていける。

しかし、家族の議論というのは、そういう議論だけでどこまでもいかないというところが一つある。これはアカデミックには説明しづらいのだが、ある種のかけがえない人間関係みたいなもので家族というのは成り立っている。在宅介護の価値みたいなものをどうするかというときに、先ほどの家族ワーカーの議論もそれにつながると思うけれど、たとえば同じリハビリをやるにしても、家族のいる人が家族に励まされながらやる。これで治れば家族生活に復帰できるということで、非常に動機がはっきりして頑張れるということがある。これはちょっと別な話になるけれど、アルコール依存の症例の多くを見ると、家族生活者と非家族生活者では、予後が違ふ。

こういうことを考えると、コスト評価だけではない、ちょっと違った家族の機能の評価というのをしていけないといけけないのではないのか。そのへんの議論をそれぞれの先生のなかではどういうふうに考えられているのかなという気がした。

なお一つ忘れたが、今田先生に多少疑問を出させていただくと、ジェンダー問題というのは業績主義や普遍主義を貫徹することで、いずれ問題でなくなるとはやはり思えない。特に生命の再生産をしている女性では、業績主義では本質的な問題でなくなるといふにはならないのではないのか。そこがちょっと疑問として残った。

——レポーターの答え——

司会(宮澤所長) ありがとうございます。それでは3先生に、それぞれ関連する部分についてお答えいただきたい。そのあとでフロアの参加者からもご質問をいただきたいので、なるべく簡潔にお願いをしたいと思います。

まず大澤先生からお願いします。

大澤 貴重なコメントをいただいてありがとうございます。

いま静止人口を追求することがなぜ必要なのか、それから出産を奨励するような制度というのは、いかなるものかという疑問が提示されたが、問題は、産みたいのに産めないのか、産みたくないから産まないのかということだと思う。子供は産みたいけれども環境が整っていないので産めない。または子供の数を抑制しているのだとしたら、それに対しての何らかの政策的対応が必要だと考える。すなわち選択の幅を広げることは必要なのではないだろうか。

日本が低福祉、低負担の社会福祉を選ぶのか、高福祉、高負担を選ぶのかということが、大きな問題になってくると思う。いまのところは低福祉、低負担ということで、福祉の部分でも家族が担ってきた役割が大きかったと思う。そのかわり多少減税をしたり、また男性のほうに家族手当を支給しようという形で家族の社会保障の機能を温存しながら、なるべく低い負担で高齢化社会を乗り切ろうと考えてきたのではないかな。

同時に女性の社会進出が進んでくると、このままでは女性は、仕事と育児や介護の両方の仕事を同時にこなすことはできないということになる。そこで国は女性が働くことを奨励して、彼女たちに税金を払ってもらって、それによって高福祉を実現するのか、それとも女性は就業を中断しても、介護という形で家庭でのサービス（福祉）に従事してもらうのか。もちろんそれは個人によっていろんな選択があると思うけれど、育児休業制度、介護休業制度、また税制度などを考えるときに、国や社会がどういった選択をするのかがかかってくる。ここをはっきりすることが重要だと思う。

司会 では三上さんお願いします。

三上 コメントありがとうございます。3点ほどお答えをしたい。

出生を奨励するかどうかという議論があることについてですが、出生率の高低にかかわらず、子供を産みたいという人々のためには、社会的な条件がないために産めないということのないように、その社会的な障壁をはずしていき、生まれた子供を安心して育てていける環境をつくっていくことが重要であり、それは出生率が高いときでもやるべきことだと思う。

それから、静止人口状態というところを基準として、それを出発点としていろいろ考えるのかどうかというご指摘ですが、私は人口論は専門でないので専門的に答えできないけれど、人口問題を考えるときは、福祉の水準に照らして考える。しかし一般に、どのくらいの人口が適正なのかという議論があまりないように思う。狭い日本列島で、山の部分がたくさんあって、居住可能面積というのはあまり広くない。そこで過密状態（経済学という混雑現象）ではなくて、もうちょっとゆったりと、自然もちゃんとあり、畑もちゃんと確保された、快適な生活ができる人口規模というのはどのくらいなのか。そういう議論がまず最初にあるべきなのではないかというの、人口論に対しての希望である。

小川先生から地域の問題をやって欲しいというご指摘があったが、地域の福祉の調査をやると、やはり人口の

過密なところは、福祉はゆき渡っていない。そして経済的成本も高くつく。一方適当な規模、人口10万人以下のところだと、たとえば昨年（1991年）の秋、ある調査で長野県の人口4万人ぐらいの市にいったが、そういうところでは福祉がゆき渡っている。そして市民もどういう公的なサービスがあるかということをよく知っている。そこの助役さんは小回りがきくのですよといていた。

ですから、日本全体として、あるいは都市としてはどのくらいの人口規模がいちばん快適なのか、今田先生の指摘された生活の質ということを考えてほうが良いということとつながると思うけれど、それをまず最初に考えて、そこから出発するのがいいのではないかという感じがしている。

それから、コスト意識だけでずっといってしまっていて、家族というのはどうなってしまうのか、そこにはかけがえのない人間関係があるのではないかという庄司先生のご指摘ですが、私もまったくそのとおりだと思っている。たとえば励ましというのは、無償の愛というか、家族ならではのことがあると思う。

私がここで提示したのは、甘えの範囲を超えたところでの話であり、それはお互いに良い関係でやっていくための工夫なのです。それも一種の愛ではないか、やり方は合理化とか制度とかになるわけだが、そういうふうに理解していただければと思う。

司会 今田先生お願いします。

今田 私に対する最後の質問のほうからお答えしたい。業績主義とか、合理化とか、効率化では、ジェンダー問題は解決できないのではないかということは、まったくそのとおりであって、私はできるという覚えはないのだが、言葉がちょっと足りなかったのかもしれない。しかし問題はその先である。

つまり、業績主義や効率化の論理からこぼれ落ちた、人間関係の現実があるはずなので、それをどう理論化して、社会の組み立てのなかに取り入れるかという問題が重要である。男女対等というだけでよいのなら、業績主義の論理をとことん突きつめていけば原理的には達成できるはずである。でも現実的にはそうではない。それは何かが抜けているからである。そこをどう社会編成の問題として理論化するかということが、最大の問題で、機能優先の発想だけではうまくいかないということである。もっと別の論理を、家族ないし女性の発想のなかから理論化することが大事だろうと思う。

家族というのは、かけがえのない人間関係を前提にしているというお話があり、世論調査をしてみると、まだ

まだ家族志向が残っているし、多くの人が家族生活を営むことに期待をもっているということでしたが、私の発想では、そういう発想から社会の編成原理を考えるのはちょっと無理だと思う。基本はそれでもいいのだが、かけがえがあるかないかというのは、時代とともにずいぶん変わってくると思うし、それをどういうふうに理論の言葉に翻訳していくかが問題だと思う。かけがえのない人間関係だから大切にしなければならない、といった議論は避けるべきである。

いま日本では毎年何十万もの子供が生まれてくる。その子供を社会人に育て上げるのにかかる全コストを試算してみるとわかると思うが、それを全部国が負担することは不可能だと思う。つまり多大のコストを家族が負っていることは事実である。もちろんコスト問題に還元するのはよくないのだが、社会の活力を確保するために、社会が全部面倒をみているわけではなくて、家族という単位にかなりの程度のコスト負担を強いている。問題はそのコストに見合っただけのバランスある還元が、きちんとなされる仕組みになっているのかどうかである。そのへんも調べてみる必要があるのではないかな。いまの人々の意識状態でいくと、ちょっとアンバランスな感じがあるのではないかなという気がする。

それから、出産奨励策その他等々で、子供を働き手、生産財として手段化してみているのではないかということだが、これはまさにそうで、政策的対応といった時点からそうなる。しかしもう一方では、子供を消費財的にコンサマトリーな対象という意味で位置づける立場もある。そのへんの関係をどうすればいいのかという議論が、まだきちんとできていないので、これも議論をすべきだと思う。

最後は静止人口の問題だが、これは何となくそうなるというような雰囲気、そういう価値判断で使われているかに思える。それはこのままの状態だと人口が減るから、せめて静止人口へという文脈で使われているのだと思う。しかし、どれだけの人口がベストなのかは、三上さんもおっしゃったように、クオリティ・オブ・ライフとか、環境問題とか、食糧問題とかの状況のなかで、おのずと決まってくることであり、どのような人口状態がベストであるかというふうには考えにくいのではないかな。

全世界的な規模でいえば、現在の人口は減るほうがいい。地球の人口はいまはちょっと多すぎる。ただ日本の現状ではどうかということになると、場面、場面に応じていくつか考えなければいけない要因があるだろうと思う。日本の人口状況は、このままの状態で推移すればいろんな要因が重なって、特に女性の社会進出も考えに入れると出産を外部化するようにならざるを得なくなるのではないかな。要するに母胎で出産しないで、人工子宮で出産する。人工授精は体外でもうできるから、受精卵を人工子宮で育てる。そして必要な数だけ人口を確保する。バイオ技術がこれからどんどん進歩していくから、出生率がどんどん落ちていけば国としても人工授精、人工出産といった出産の外部化を考えざるを得なくなるかもしれない。

これは半分 SF 物語だが、サイバーパンク社会という未来物語にあるような人工人間からなる社会が訪れないとも限らない。2世紀ぐらい先には出産の外部化が普通になっているかもしれないということを念頭に置いておいたほうがいいのではないかな。SF はしばしば現実化するのだから。

討 論

司会(宮澤所長) ありがとうございます。問題の層が非常に輻輳しているのに対して、討論に残されている時間は短いですが、どういう角度からでも結構です、ご発言いただきたい。

小島(人口問題研究所) 小川先生がいらっしゃればたぶん答えられたと思うのだけれど、社会保障との関係でなぜ静止人口が必要か、なぜ出生促進政策が必要かとい

うことについて、欧米でなされている議論を簡単に申し上げたい。

まず静止人口のほうだが、これは結局は世代間の平等を保つためということである。静止人口というのは、人口ピラミッドの形がずっと変わらないで、死ぬ人と生まれる人が同じ数という、仮説的な人口で、そういう状況では、世代間の人口比率が変わらないので社会保障年金

の基金に拠出したものがベネフィットとして戻ってくる。そしてそういう状況がずっと維持される。したがって社会保障との関連では、世代間の平等を維持するためには、静止人口が望ましいということがいわれている。

それから、出生促進政策のほうだが、小川先生が使われた公共財という言葉で、あるいは外部経済という言葉で、インプリシットにわかると思うけれど、これは水平的平等、特に子供の数別の集団の間での平等を保つための一つの方策であるわけである。というのはいまの社会保障制度では、年金というのは世代間の所得移転ということになっているけれども、そういう状況では、大澤先生もおっしゃられたが、人が育てた子供に、子供を育てなかった人も年金をもらうということで、子供を育てた人というのは、それなりの子供に対する投資をしているので、その分を払っていない人と平等にするために、子供を育てる時期に所得の再分配をする必要がある。

もちろん先ほど三上先生もおっしゃったように、産みたい人が子供を産めるように、選択の自由を保障するという意味合いもあるわけだが、それよりも社会保障との関係でいえば、むしろパリティ子供数間の平等を保障するということであるということだと思う。

私より詳しい先生がこちらにいらっしゃると思うので、足りないところは補っていただきたい。

司会 たいへんいい補足的なコメントをいただきました。では、ほかにございませんか。

安川(明海大学) 私は長年人口問題に取り組んできたので、お話をうかがっていると、走馬灯のようにいろんなことが浮かんできますし、それを全部しゃべっていると独演会みたいになってしまうので、皆さんにこういうことだけは情報として提供しておこうということに限って申し上げたい。

先ほどからのお話のなかで、静止人口の問題が出ました。静止人口では出生力は平均子供数2.1人ということになる。ここで皆さんの頭のなかで整理をしていただきたいことは、現在の日本人口の将来の見通しは、いまの1億2,360万人が2010年で1億3,000万人を超えない水準でピークを迎えて、その後は下がり始める。そういうことがわかっている。そのピークになったときに、いま平均子供数合計特殊出生率が1.53といわれているけれど、それが2.1に回復して、人口が増えも減りもしなくなったら、ピーク時の1億3,000万がずっと横這いのままになるかということである。

現在、平均子供数1.53人という、標準となるべき置き換え水準(2.1人)を割ってさえも、人口増加の惰性が

働いて、しばらくは人口は増えていく。その過去の縮小潜在力の実績が大きいために、2.1人に回復をしてもしばらく人口は下降してからでないと安定できない。それがどれだけの人口規模かということ、私の試算では2075年以降にだいたい1億1,400万人になる。人口がピークになったから、その後人口が下がり始めるときに、すぐに出生力が回復するはずはないから、もう一段下がってからでないと安定できない。したがって、2.1人という数字は出生力が回復するというふうにお考えになるよりは、やがて人口を安定させるために必要な数字だとお考えになることが大切である。そしてその数字がどこで落ち着くかが関心事である。

ですから、これからの皆さんのご研究のなかでは、ある仮定を設けると、こういう結果が予想されるということよりも(それはどこかの機関にまかせておいて)、個人個人の研究は、こういう仮定を設けたら何が起こるかという意味での仮説の解明を考えるべきである。つまり平均子供数が2.1人に回復したとしても、どこで人口は安定できるのだろうかという、その安定するときの姿こそが、一つの研究の対象になるのではないか。そういうことで、静止人口を研究対象のポイントに置くことは意味がある。

では見方を変えて、どのくらいの人口サイズが適当かという適度人口になると、おそらくそれは人口規模がさらに大きくなるほうがいいと思う人はいないと思う。日本人の頭のなかには、過剰人口ということが前提にあると思うし、そこで適度人口の大きさを決めてみたところで、誰も自分が過剰人口の一員だと思人はいないのだから、適度人口を議論してみても、実りある研究にはならないと思う。

そこでせめて、先々人口が安定できるにはどうしたらいいか、ということを設定してみて、はたしてそこへ落ち着くことができるのか否かということが、大きな実践的な課題ではないかと思う。

まだそのほかにもたくさんあるけれど、この際はそれだけを申し上げておきたい。

司会 ありがとうございます。とくに特定の数字が象徴化されて独り歩きすると、その数字のもっている意味以上のイメージを人々に与えるという逆効果があるので、数字を使うときには十分注意してください、シンボライズしないでほしい、という話も一部含まれていたように思います。

富永(東京大学) 私は人口のことは素人なので、そのほうについてはあまり発言できないけれど、家族のこと

が一つのテーマになっているのでちょっと意見を述べてみたい。結婚というのは人間が家族をつくるという行為なわけだが、はたして人間が結婚しなくなる度合いが大きくなるだろうかというのは、社会学的に非常に興味のある重要な問題だと思う。

家族というのは社会集団の一つであることはいままでもないが、社会集団というのはどうしてできるかというと、欲望と機能は必要があるからできる。たとえば企業はなぜできるかといえば、事業をおこそうとする欲望をもった人がいて、そのために一人では資本も労働力も不足だから投資をする仲間を集め、そして労働力を組織化する機能的必要があるので、企業という集団ができる。同様に、家族という集団も、やはり根本には人間の欲求があるからできる。それには性的欲求ということもあるけれど、これは家族がなくても充足しようと思えばできる。ではその基本的欲求は何かというと、これは今田さんの話にもちょっとあったけれど、ゲマインシャフト的な社会関係を欲する人間の欲求ではないか。これは非常に普遍的なものなのではないか。

いままでの歴史を通じて、家族というのは非常に変化の少ない集団であったというご指摘があったが、それはそういう基本的な欲求が人間に変わらずにあるからだと思う。それが産業化のこの段階にきて、突如消滅するということがあるだろうか。私はたぶんないだろうと思っている。

そうだとすると、いま起こっている現象というのは、ちょっと人間のある種のゆき過ぎではないか。人間にはもともといろんなトライアル・アンド・エラーがある。婚姻率が低下したとか、家族が後退したとかいうのは、そのゆき過ぎ現象の一つの局面ではないか。いま結婚しないと主張している女性や、それが30歳ぐらいの世代の人にいちばん多いとして、その方々が老境を迎える段階になると、あと30年ぐらいたつと、人生の孤独に耐えきれなくなって、深刻な反省期に入るのではないか。そうになったらそのときには結婚すればいいじゃないかという、今田さんの話だけれど、そんなにうまくいくものだろうか。結婚というのは相手がなければできないわけだから、その年齢があんまりアンバランスではできないだろうし、また60歳過ぎてから、それまで独りだった人同士が結婚して、そんなに急にしあわせな家族というものがつくられるものだろうか、疑問に思う。

そういうことを考えると、ある段階になって一つの社会的な意見のシフト、つまり価値変動が起こって、それが若い人達を巻き込んで、やはり結婚をしないと人間の

幸福というのは得られないのだという反省期がやってきて、そこで家族形成の性向（プロペンシティ）がもち直すのではないか。

私の予想が正しいかどうかは、あと20～30年たったあとでないと実証できない。だから私は、自分のいったことが正しかったかどうか、たぶんわからずに死ぬだろう。しかし考えると、どうもそういう結論が出るのではないかと思う。

いまはたまたまフェミニズムのパワーが非常に高まった時期だから、一つの方向に極端に動いているのではないか。人口学の専門家が統計分析の結果をいろいろおっしゃったけれど、もちろん統計で計算すればそうなるでしょう。それは現在の短期的なトレンドがそうになっているのだから、そういうトレンドを引きのばしていけば、予測はそういうことになる。しかしこれは人間のすることだから、その根本にある人間の価値観や動機づけ、ないし行動性向が変わればまた変わってくる。そういう意味で予測というのは、常に条件つきなのである。これが第1点である。

もう一つは、三上さんのおっしゃったことに関連するのだが、いま厚生省は在宅ケアを中心的に推進をしている。スウェーデンなど福祉先進国の動向からそういう考え方が出てくることはもちろんよくわかるけれども、これには矛盾があるなという感想を私はかねてからもってきた。要するに家族のなかに人的資源がなくなっている時期に在宅ケアを推進するというのは無理なのではないか。奥さんは外で職をもっている、子供はゼロか1人、昼間うちには誰もいない家族が大部分になっていくのです。そして日本全体としても労働力は不足で、求人を出しても人は集まらない。在宅ケア政策に疑問を述べると、社会保障関係の方が一斉に反論されることはわかっているが、私は実行可能性という面で不安が大きいと思う。

今日の三上さんのお話はそこを何とかしようということで、いろんな案を出された。しかしそのどれを取っても、すぐには実行できそうにない。たとえば学生を一定期間介護サービスに従事させるという案だが、西ドイツで兵役の代替にこれをやってきたが、兵役のない日本でそういうことをもち出したら、兵役の復活を狙っているとして猛反対が出るだろう。そもそも自民党が、若者の票が減ることが明白な案をいい出すことはあり得ないだろう。そうするとどこがそれを推進するのか。大学は推進できない、授業ではないのだし、学生にボイコットされたらそれでおしまい。そういうことを考えると、おっしゃったことは一つ一つどれも難しいなという気がする。

ということで、この問題はまだまだ解決できないのではないか。

司会 いまの問題一つだけでも大変な論争になると思うのですが、ちょうど締めくくりに当たるようなコメントをいただきありがとうございました。

低出生社会という名前を掲げて、今日のシンポジウムをもちましたが、幸いにしてこの会場では、低出生社会という言葉はかなり定着をしたのではないか。これがこれから外にも広がるとは思います。言葉だけが定着しても意味が少ないので、少なくとも二つのポイントがある。それを整理しなければならない、そういう点があるかと思う。

一つは、問題のレベルが多層である、いろいろのレベルがある。報告と討論のなかで出てきたいくつかのキー

ワードをずっと拾っていくと、それがわかる。そうした多層なものを、どうやって系統的に整理するか、そういうことが一つ必要となる。

もう一つは、もし低出生社会という言葉が普遍性をもつとすると、その日本的な特徴は何であるのか。あるいは、日本は福祉に向かってどういう選択をするのか。こういう点と切り離しては考えられないだろう、ということである。

そういう政策的な側面と、事実認識の側面との、二つがある。今日はたくさんのキーワードが出ましたので、それぞれおもち帰りいただいて、整理していただきますと、今日の会をもった意義がいっそう強まるのではないかと思います。

どうも今日はご熱心にありがとうございました。

〈平成2年度～3年度プロジェクト報告〉研究課題IV

ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計

総括：ヴィネット方式と年金の意識調査	宮澤健一
論文：ヴィネット方式の特徴と調査の概要	織田輝哉
論文：適正な老齢年金額の年齢階層別分析	塚原康博
論文：家族関係・住居の種類と年金意識	野呂芳明
論文：社会階層と年金意識	織田輝哉
	武智秀之
論文：老後の経済的不安	曾原利満

ヴィネット方式と年金の意識調査

宮澤健一

I 調査の方法と目的

本報告は、社会保障研究所の平成2年度～3年度にわたる研究プロジェクトの研究課題IV「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」の成果をとりまとめたものである。本研究会のメンバーは以下のとおりである。

- 主査 宮澤健一（社会保障研究所長）
- 幹事 塚原康博（社会保障研究所研究員）
- 織田輝哉（社会保障研究所研究員）
- 委員 野呂芳明（東京学芸大学講師）
- 曾原利満（社会保障研究所主任研究員）
- 武智秀之（社会保障研究所研究員）

（肩書は平成2年度当時のもの、敬称略）

この研究プロジェクトでは、2つの点で新しい試みを導入している。1つは、アンケート調査の方法として、まだ日本では試みられたことのない「ヴィネット方式」による最初の調査を実施したことで、今後利用されるであろうこの方法を採用する諸研究への、参考としても役立ちうると思われる。2つは、ヴィネット調査の海外における先行例では、所得分配の公正などが主題とされ、

年金が問題とされることはなかった。本研究では、正面から年金額の問題を取り上げ、これを主題に据えて扱ったことである。

第1点について。一般になされている各種のアンケート調査は、それぞれ有益な情報を与えてくれるが、しばしば回答者によるバイアスが混入することが避けられず、結果として、調査の客観性が損なわれがちである。ヴィネット調査はこの欠陥を改める。ヴィネット調査という「ヴィネット」とは、設定された架空の個人や世帯などの諸特性（例えば、職業・性別・所得・子ども数等々）の情報が記されているカードをいい、また「ヴィネット方式」とは、カードに記された特性について回答者に判断を求め、これをデータとして分析する手法をいう。

ヴィネット（Vignette）の語のもともとの意味は、輪郭をぼかした肖像写真のことを指す。転じて、自分自身ではないが、架空に設定された自己とは利害関係の独立したケースについて、異なる条件のさまざまな状況について回答を求めて、バイアスをできるだけ避けた客観的な判断と、条件を変えたときの妥当性判断を引き出す、というのがこの方法の重要な特徴である。

第2点について。年金問題についてのアンケート調査は、わが国においてもこれまでにいくつかなされている

が、ヴィネット方式によるほうが、より多くの情報を引き出すことができる。通常のアンケート方式では、例えば望ましいと人々が考える年金額の回答を求めるとき、関連をもつさまざまな要因を同時に取り上げることは困難である。また条件が変化するときの効果も知ることができず、条件は固定されたままである。

これに対してヴィネット方式では、年金額について考慮すべき多くの要因のいくつかを、同時に、また組み合わせ、分析することを可能とする。また、条件が変わったときの変化の効果も追跡できる。ヴィネットを組む際、自由にそれを作成でき、さまざまなパターンが選べるので、研究者が重要とみる複数の説明変数やそれらの間の関連をコントロールしながら、目的に応じたアプローチをとりうる利点を生かす。その意味で、年金問題はその性格上、ヴィネット方式の適用には、よく適合しているとみることができる。

一般論としていえば、アンケート調査の方法にはもちろん限界もある。人間が「制度」に対してどのように対応するかを分析しようとするとき、アンケート調査を行ったほうが「直接的」である、と主張することはできる。けれども第1に、人間は実際に、自分の行動を正しく評価できるとは限らない。また第2に、アンケート調査は根本的には「意識」の研究であって実際の「行動」の研究ではない。ヴィネット方式によるアンケート調査は、このうちの第1の点を改善して、調査対象者の状況によるバイアスをかなり回避することができる。しかし第2の点は、そのまま残る。やや強い表現をとれば、意識以外の側面は、アンケート調査の方法では分析が難しく、ヴィネットに関してもこれは同様である。

制度に対する人間行動の説得力ある説明のためには、他の分析手法との協同が必要となる。こうした留保条件のもとで、ヴィネット方式でなければ導き出せないような新しい情報のいくつかを摘出しようというのが、われわれの調査のねらいである。

II 調査結果の主要局面

ヴィネット方式による年金給付額の適正さの判断を求めるにあたって重要となるのは、「負担」と「必要」との2つの要因である。つまり一方では、それまでに支払ってきた保険料などの負担にかかわる諸要因と、他方では、退職後に生活を維持していくための必要にかかわる諸要因がそれで、この両側面の組み合わせが判断の基礎を与える。

その際、ヴィネットに組み込む「変数」の選択が重要な仕事となる。なぜなら、情報を組み込みすぎると、調査対象者が情報過剰のため決定不能に陥るからである。本調査では、ヴィネットの形式を決めるために、2回のプリテストを実施し、その結果を検討して最終的なヴィネットの形式を決定した。

調査（対象は東京都在住の成人男女）の結果は、冒頭に掲げた分担で報告される。各章とも、研究会に参加した委員および当研究所メンバーによる全体討議を経てまとめられた。報告の構成は、まず、(1)調査の方法と特徴、および調査結果の概要を明らかにする。次いで、これをブレイクダウンして、(2)年齢階層別分析に、あるいは(3)住居・家族形態別に、さらには(4)職業別・所得階層別に吟味し、最後に、全体を通ずる点検を、(5)老後不安感の要因分析の形でまとめる。以下、分析結果のなかからいくつかを拾いながら、その大要を概括する。

1 「ヴィネット方式の特徴と調査の概要」。まずヴィネット調査の海外における研究状況を展望し、またわが国の年金に関するこれまでのアンケート調査を点検して、これを踏まえてそのなかから、本研究の意義と取り組みの方式を明らかにする。次いで、調査全般の概括的な結果を、とりわけ人々がどのような年金給付の仕方を望ましいと考えているかの点などを中心として集約する。全般的傾向としては、次のような諸点が見いだされる。人々は一般に、①年金給付額の最低限については現行制度のそれより高い額を確保することを願い、②また、現行制度よりも「必要」の側面を重視した給付、ならびにより平準化した年金分配を望んでいる。③しかもそれは、ある程度まで社会的に共有された意見である、という結果が得られた。ただしもちろん、その姿はさまざまに区分される階層別に異なっており、その点の究明が興味を呼ぶことになる。

2 「適正な老齢年金額の年齢階層別分析」。①年金給付の最低額については、すべての年齢階層で引き上げを望ましいとしているものの、条件いかにによる差が出てくる。持ち家の有無で年金給付額に差をつけるべしとする年齢階層が（受給世帯が独身男性世帯である場合を除いて）多く、他方、受給世帯が共稼ぎや片稼ぎの夫婦世帯である場合に、子による扶養の有無によって差をつける必要なしとする年齢階層が多い。②年齢階層別には、持ち家や子による扶養の有無によって年金額に差をつけるべしとみている層は、40歳代が他の年齢階層と比べて多く、70歳以上は差をつける必要なしとみている。また、70歳以上は、他の年齢層と比べて、年金給付額を平準化

すべしと考えている傾向が強い。③個人年金への加入に関してみると、既加入者と、加入意思をもつ者とは差があるが、全体としては年齢階層が低くなるほど加入比率は高くなり、これをどう解釈するかは興味を引こう。

3 「家族関係・住居の種類と年金意識」。①まず家族関係の諸指標のうち、年金に対する態度・考え方に対して、結婚しているか否かはあまり関連をもたないが、親（自己または配偶者の）あるいは子と同居しているか否かは、かなり明瞭な関連がみられる。一方、年金の保険料負担と給付の関係についての意見は、家族状況による違いは見いだされなかった。②詳細に検討すると、家族形態そのものよりも、本人のライフステージや年齢のほうが、年金に対する考え方や態度をより多く規定しているらしいことがうかがえる。他方、③住宅の所有形態との関連は、かなり顕著に観察される。個人年金の加入意思では、借家層の加入意思が比較的に高いなかであって、公営賃貸住居の居住階層の加入意思の低さが際立っているのが特徴的である。また、老後の不安に関しても、持ち家の人は、他の人々に比べて、かなり不安度が低いことが知られる。

4 「社会階層と年金意識——職業と所得——」。①まず所得階層を世帯所得別にみると、低所得階層は、所得面での不安に加え健康・住宅などに老後不安をもつ者が多く、公的年金制度に頼ろうとする。高所得階層はこれに対して、老後の生活リスクに自ら備えようとする。②職業階層別にみると、サラリーマンと非サラリーマンとでは、前者が相対的に低年齢層、後者が高年齢層の属性を反映している可能性はあるものの、サラリーマンは健康で高学歴の人が多く、非サラリーマンは持ち家で高所得の人が多。また税や保険利用の負担増に関しては、サラリーマンと非サラリーマンとでは反対の傾向が強く

現れる。③年金給付額がどの程度まで所得に比例的であるべきかを業績主義指標の形で算出すると、サラリーマン世帯で指標が高い。また指標が高いのは、健康人のほか、高学歴者、賃貸住宅居住者、老後を貯蓄や自分の働きで暮らそうとする人であるのがわかる。

5 「老後の経済的不安」。①全般的な老後の不安度は、大別して「不安あり」が69%、「不安なし」が31%という分布を示す。これを状況別に分けてみると、「やや不安」は30～39歳ピークの比較的高い山形分布、「大いに不安」が60～69歳ピークの比較的低い山形分布という対照を示す。かつ、前者は年齢の上昇にともない減少、後者は年齢が若いほど少なくなる。②家族関係で「大いに不安」が多いのは、離別と死別、子のないケースであるのは当然の傾向だが、その程度が状況別に数値的に示される。就業関連では、従業上の地位、職業タイプ、配偶者就業状況別に、興味をひく有意な結果がいくつか得られている。③老後の生活手段については、年齢の上昇につれて、公的年金依存率が高まり、退職金・貯蓄への依存は、逆に激減を示す。他方、資産の保有別には、とりわけ持ち家の有無と老後不安との関連が強いことが注目を引く。

以上は調査分析結果のうちの主要ないくつかの要約であって、詳細なニュアンスとその内容的な側面は、各章のなかで示される。都市部を対象としたこれらの観察から、直ちに政策的提言を具体的レベルで行うには距離があり、そのためには他の情報との協同が必要となる。とはいえ、政策への方向性を、人々がもつ年金への意識の側面から点検するうえで、いくつかの情報と示唆を与えているということではできよう。

（みやざわ・けんいち 社会保障研究所長）

ヴィネット方式の特徴と調査の概要*

——適正な年金給付額の研究——

織田 輝 哉

I はじめに

わが国は21世紀に向けて急速な高齢化を経験しようとしている。すなわち、65歳以上の老年人口比率は1990年現在の12.1%から2025年の25.4%へときわめて高い水準まで、しかもごく短期間のうちに上昇すると予測されているのである¹⁾。このような高齢化社会において、高齢者の所得保障は最も重要な政策的課題のひとつに数えられる。一方では、退職後の高齢者の生活は核家族化等の要因によってますます公的年金に依存すると考えられるから、退職後も生活水準を維持するに足る十分な年金が望まれる。他方、老年人口比率の上昇は、それを支える勤労世代の負担増を意味している。年金に関しても、現行の修正積立方式では、現在の保険料が現在の給付のかかなりの部分を担っていることになり、老年人口比率の上昇は保険料率の上昇に反映される。以上のような状況を考えれば、十分な年金給付水準を達成しつつ、負担をできるだけ軽く、また被保険者が納得できるものとする必要がある。社会保障研究所の平成2～3年度のプロジェクト「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」はこのような問題意識から、国民がどのような年金給付額を適正と考えているのかを知ることを目指すものである。

II 既存の年金に関する意識調査

ところで、これまでも年金に関する意識調査はさまざまなものが実施されてきた。これは、『世論調査年報』等によって過去にさかのぼって調べることが可能である。そこでまず、それらの既存の調査例を概観して、特に適正な年金額についての調査がこれまでどのように行われてきたのかを検討し、問題点を指摘しておこう。

年金に関する世論調査の質問項目は、①事実確認の質問（「あなたはどの年金に入っていますか」など）、②知識の確認をする質問（「遺族年金の存在を知っています

か」など）、③制度全般についての意見を聞く質問（負担と給付、保険料負担、世代間移転の問題など）、④年金の給付水準に関する質問（「老後の生活のために年金額はどれくらい必要ですか」など）、の4つに分けることができる。ここで取り上げる④の年金の給付水準についての質問項目はさらに、

- a. 今の年金額で満足しているか
- b. 年金にどれだけたよるか、生活費の何割か
- c. 妥当な年金額はどれくらいか

という3つに分けることができる。このcが、本研究で取り上げようとしているテーマ、すなわち適正な年金給付水準と関連しているのである。ここでの質問文はさまざまであるが、大きく分けると、直接望ましい額を聞く場合と、ある額を提示してそれが妥当であるかどうかを聞く場合がある。これは表1に例示した。

これらをみると、まず、条件を明確にせずどれくらいが妥当かという形で質問している場合に、回答が散らばる傾向がみられる。これは回答者がそれぞれ異なった高齢者世帯を（特に、自分自身に近いケースを）想定して回答するためと思われる。また、条件を設定した場合にも、その条件に当てはまるケースにのみ妥当な年金額を知ることができるにとどまり、その判断に影響を与えている要因は何か、条件が変わった場合望ましい年金給付額はどのように変化するか、といった分析はできないという問題がある。制度全体として妥当な年金給付のあり方を考えるために、さまざまな異なった条件におかれた高齢者にどのような基準によってどの程度の年金給付を行うべきか、を明らかにすることを目的とした場合、条件を明確化しなかったり、特定の条件に限って質問をするのでは、その目的を達成することはできない。よって、一方では条件を明確化しつつ、他方で要因をさまざまに変化させて質問をすることができるよう調査方法を用いることが必要なデータを集めるための必要条件となる。

表 1 年金給付額に関する質問例

① 直接給付額をたずねる場合

◇ 「高齢化社会・時事問題」全国世論調査
毎日新聞社 昭和53年4月 全国・有権者

問 23. 老人夫婦が独立して暮らす場合、現在の物価水準で生活費（住居費を含む）は最小限度、月額いくらくらいかかるとお考えですか。

5～9万円	7%
10～14万円	48
15～19万円	26
20～24万円	8
25～29万円	1
30万円以上	1
わからない	7
その他・無回答	2
計	100

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和57年2月 全国・有権者

問 10. ではあなたは、公的年金として1ヵ月に最低いくらくらいあればよいとお考えですか。

5万円未満	4.2%
5万円以上	13.0
10万円以上	28.3
12万円以上	10.5
14万円以上	10.7
16万円以上	10.8
18万円以上	3.7
20万円以上	8.4
25万円以上	2.1
答えない	8.3
計	100.0

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和62年8月 全国・有権者

問 12. あなたは、公的年金として、1ヵ月に最低いくらくらいあればよいとお考えですか。

5万円未満	2.0%
5万円以上	9.3
10万円以上	24.8
12万円以上	6.3
14万円以上	11.8
16万円以上	12.0
18万円以上	6.3
20万円以上	17.2
25万円以上	5.7
答えない	4.7

◇ 「21世紀の年金」に関する有識者調査
厚生省年金局 昭和57年11月～昭和58年1月 有識者

問 14. 将来、年金制度に40年程度加入するのが一般的になった時代における、平均的なサラリーマン世帯（妻は国民年金に任意加入していない場合）に対する厚生年金

保険の老齢年金の水準として、現役被保険者とのバランスからみて、あなたはどの程度が適当とお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。

標準的な老齢年金月額男子勤労者平均賃金月額（昭和56年度末現在 23万1,680円）に対する比率（昭和57年度価格による年金月額）

80%程度（18万円程度）	4.0%
75%程度（17万円程度）	4.6
70%程度（16万円程度）	18.7
65%程度（15万円程度）	20.6
60%程度（14万円程度）	40.0
55%程度（13万円程度）	2.7
50%程度（12万円程度）	6.8
その他	2.7

問 17. 将来、年金制度に40年程度加入することが一般的になった時代における、自営業、農業を営んでいる夫婦で受給する場合の老齢年金の水準として、あなたはどの程度が適当とお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。（金額はすべて昭和57年度価格）

1. 月額14万円程度	21.7%
2. 月額12万円程度	24.4
3. 月額10万円程度	42.5
4. 月額8万円程度	6.2
5. その他	5.3

② ある額を示してそれが妥当かどうかを聞く場合

◇ 読売全国世論調査
読売新聞社 昭和54年4月 全国・有権者

問 27. 厚生年金では、標準月収（18万6,000円）の男子で年金支給額は10万円（国民年金では夫婦同水準）になります。あなたは、この額で暮らしに間に合うと思いますか。あるいは、不足すると思いますか。

(ア) 十分間に合う	2.4%
(イ) まあ間に合う	22.5
(ウ) やや不足する	40.9
(エ) 全く不足する	24.4
答えない	9.7
計	100.0

SQ. ((ウ)(エ)のものに)では、あなたは、月額でせめてどのくらい増やしてほしいとお考えですか。

1万円	0.9%
2万円	6.5
3万円	22.6
4万円	8.4
5万円以上	54.1
答えない	7.6
計	100.0

◇ 年金問題・高齢化問題に関する世論調査
内閣総理大臣官房広報室 昭和55年10月 全国・20歳以上

問 13. 仮の話ですが、「子どもが独立し、持ち家があり、夫婦

2人の生活で、年金がひと月13万円ある」とします。
これで、あなたは、どのくらいの生活ができると思いますか。このなかではどうでしょうか。

生活できない	13.4%
最低の生活はできる	45.8
まあまあ生活はできる	34.8
かなり良い生活ができる	2.4
その他	—
わからない	3.7
計	100.0

◇ 「21世紀の年金」に関する有識者調査

厚生省年金局 昭和57年11月～昭和58年1月 有識者

問 13. 現在支給されている厚生年金保険の老齢年金の平均年金月額（昭和56年度末現在 10万8,331円）の水準について、あなたは、どのようにお考えですか。次のなかからあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。

やや高い	14.4%
適当である	42.0
やや低い	39.1
その他	4.4

III 社会的公正とヴィネット方式

さまざまな特性をもつ人々の年金給付額をどのように決定するか、という問題は社会的公正という、より大きな問題と関連づけることができる。社会的公正の問題に関しては、大きく分けて2つのアプローチを考えることができよう。ひとつはある公正基準を設定し、そこから社会的公正を考えていく「規範的」アプローチであり、もうひとつは社会の成員がどのような状態を公正ととらえているか、ということの問題とする「記述的」アプローチである。規範的アプローチに含まれる公正の基準としては、たとえば、最も恵まれない人の水準を引き上げるような改善でなければ望ましいものとしないうルールズの格差原理、人々が生活していくうえで最低限でなければならない機能を平等化するというセンの潜在的能力の平等、その他、機会の平等・結果の平等・ナショナルミニマム、などが挙げられる²⁾。規範的アプローチにおいては、このような原理・基準自体が議論の対象であり、現実の社会状態は、これらの原理・基準からの評価づけの対象という位置づけがなされるのである。

これに対し、記述的アプローチは人々がどのような社会状態になることを公正と考えるか、ということを経験することから始まる。そして、そこからさらに進んでそのデータの背景にある構造を導き出すことを試みるものである。

このような記述的アプローチの1つに、所得に関する分配的正義 (distributive justice) の調査がある。ここで用いられた調査方法は、「ヴィネット方式」と呼ばれるものである。「ヴィネット (vignette)」とは、本来はまわりをばかした肖像写真のことをいうが、ヴィネット調査におけるヴィネットは、ここから転じて、ある架空の個人もしくは世帯について、さまざまな情報が記述してあるカードのことを意味している。ヴィネット調査とは、さまざまなパターンのヴィネットをあらかじめ作成しておいて、これを調査対象者に提示し、それが「社会的公正にかなっているか」等について回答を求める、という調査方法である。

ヴィネット方式の調査のメリットは、ヴィネットのパターンを自由に設定し作成することができるという点にある。それは次のことを意味する。まず、ヴィネットは架空のケースであるため、自分自身の状況について評価する、というような方法と比べれば、客観的な回答が得られることが期待できる。つまり、自分とは直接の利害のない架空のケースについて、社会一般の基準から判断するという点であり、調査対象者の状況によるバイアスをある程度除去することができる。さらに、ヴィネットが自由に作成できるということは、研究者が重要と考える複数の説明変数について、調査目的に応じてコントロールしつつ（たとえば、説明変数間で相関が0になるように）ヴィネットに記述することで、その効果を分析することができることを意味する。

さて、ヴィネットを用いて実際の調査を行ったものとしては Jasso と Rossi の研究 (Jasso & Rossi 1977) があり、ヴィネット方式の調査としては、これが知りうる範囲では最初のものである。この概要は以下の通りである。彼らは、アメリカのボルティモア市において、200人の白人男女を対象に所得分配に関する調査を行った。方法は、架空の個人もしくはカップルについて性別・婚姻・子どもの数・教育・職業および所得の記されたヴィネットを用意し、これを調査対象者にみせ、ヴィネットに記された所得が、その他の要因を考慮して、公正 (fare) かどうかということを、-4 (少なすぎる) から +4 (多すぎる) までの9段階 (公正な場合は0となる) で回答してもらうという形をとった。この場合、ヴィネットは60枚を1セットとして、それぞれ異なる10セットを用意し、これを各対象者にランダムに割り振った。よって、1人の対象者は60枚のヴィネットについて判定を行うことになる。

このデータをもとに、彼らは、次のようにして「所得

表 2 個人特性を変化させたときの個人および夫婦の公正な所得の推定値

教育(年)	職業威信	独身男性	独身女性	夫婦男性	夫婦女性	夫婦 2 人
7	10	\$ 8473.70	\$ 7125.00	\$ 9217.00	\$ 8397.50	\$13187.50
8	10	8710.50	7315.80	9379.40	8554.60	13562.50
8	20	9250.00	7835.50	10151.90	9300.80	15281.30
8	30	9815.80	8375.00	10950.80	10070.80	16937.50
10	20	9697.40	8250.00	10491.00	9627.90	16093.80
10	30	10276.30	8802.60	11302.10	10408.70	17906.30
10	40	10868.40	9355.30	12144.00	11216.90	19781.30
12	30	10743.40	9236.80	11659.10	10751.70	18875.00
12	40	11355.30	9802.60	12515.20	11572.40	20687.50
12	50	11986.80	10388.20	13407.80	12425.00	22687.50
12	60	12644.70	10986.80	14341.80	13313.60	24812.50
14	40	11855.30	10263.20	12893.20	11933.80	21750.00
14	50	12506.60	10861.80	13802.80	12801.30	23812.50
14	60	13184.20	11473.70	14756.40	13706.70	25843.80
14	70	13901.30	12111.80	15761.10	14655.50	28125.00
16	50	13039.50	11342.10	14205.80	13184.50	24812.50
16	60	13736.80	11973.70	15180.40	14107.80	27031.30
16	70	14480.30	12631.60	16209.70	15077.20	29281.30
16	80	15250.00	13328.90	17304.10	16100.30	31812.50
16	90	16059.20	14039.50	18447.80	17187.40	34593.80

(出典) Jasso & Rossi 1977: 650.

の公正な分配」を推計した。まず、「公正の判定」を被説明変数とし、ヴィネットに記された情報を説明変数とする重回帰分析を行う。その結果、①公正の判定に対してマイナスの影響を及ぼすのは教育年数・職業威信・子どもの数・男性・既婚である、つまり、これらが増加すると、所得を一定とすれば、少ないという判定がなされる、②プラスの影響を及ぼすのは所得のみ、すなわち、他の条件が同じで所得が増えれば、多いという判定が下される、③これらの変数はすべて統計的に有意に効いている、という結果が得られた。これらの結論は、社会の平均的な人の判断という意味で「常識的」な結果とみることができる。すなわち、人々は、教育が高く、職業威信も高く、子どもの数が多く、男性で、既婚の人が、より多くの所得をもらって当然だと考えているということである。

さらに彼らはこの結果から属性のさまざまな組み合わせに対する公正な年金給付額の推計を行った。これは、公正の判定が0になると推定される、各属性と所得との組み合わせを推計するということである。そのためには、重回帰方程式で左辺の「公正の判定」を0としたうえで、所得について解けばいいことになる。その結果は、表2の通りだが、この所得分配の状態は、現実の所得分配よりもかなり平等主義的である。

以上、Jasso と Rossi の調査をみてきたが、これ以外

にもヴィネット方式を用いた所得分配に関する調査として、Shepelak & Alwin (1986), Hermkens (1986) 等があり、また所得分配以外にも犯罪に対する処罰 (Hamilton & Rytina 1980), 子どもの養育についての判定 (Schaeffer 1990) などについてヴィネットを用いた調査がある。これらはいずれも、調査対象者がさまざまな特性をもつヴィネットに対して、どのような反応を示すかを分析している。つまり、設定される問題が、いくつかの条件が変わったときに妥当性をどう判断するのか、という構造をもっていれば、テーマは異なっているヴィネット方式は適用可能であるということがいえるのである。

IV 年金給付額とヴィネット方式の調査

ここで妥当な年金給付額の問題に立ちかえてみると、この問題の構造はヴィネット調査に適した形をもつことがわかる。すなわち、年金給付額は現行制度では³⁾主として従前所得(平均標準報酬月額)と加入年数によって決まるが、他に考慮すべき要因として住居形態、子どもによる扶養、地域等の要因も挙げることができる。すなわち、年金給付額については、さまざまな要因が同時に関連をもつのである。これまでの調査ではこれらの要因を同時に分析することはできなかった。だが、ヴィネット調査は、これらの要因を自由に組み合わせることによ

表3 年金給付額に影響を与える要因

	個人	全体	現在考慮されない要因
負担	標準報酬月額 加入期間	被用者と自営業	保険料率
必要	基礎年金 加給年金 保険料免除 在職老齢厚生年金	物価スライド 支給開始年齢	被扶養者か 資産(家屋・金融 資産) 地域 年齢 共稼ぎ

って、どの要因が重要かということを分析することが可能である。また、年金のような個人にとって大きな利害のある問題を、自分自身への給付として回答した場合、どうしてもより多く給付してほしいという形でバイアスがかかると考えられるが、先に述べたようにヴィネットを用いることによって、架空の他者に関して判断を下すことで、そのようなバイアスが一応排除できると考えられるのである。

ところで、ヴィネット調査においては、ヴィネットに組み込む変数(個人・世帯の属性)の選択が重要である。適正な年金額の調査においては、個人の多くの属性に応じてどのように年金額が決まるのか(あるいは決まらなければならないのか)を知ることが目標であり、それに適したヴィネットを構成する必要がある。

現行制度において年金額を決める要因は2つある。ひとつの要因は、それまでどれだけの保険料負担をしてきたか、ということである。保険料に関しては、まず被用者と自営業者の間に大きな違いがあり、自営業者は定額保険料で所得比例部分はないのに対して、被用者の場合は、所得比例部分が存在する。さらに、負担ということでは、加入年数によって給付水準は変わってくる。もうひとつの要因は、退職後生活を維持していくためにどれだけの金額が必要かということである。年金を完全に保険料負担に比例させるのではなく、基礎年金のような定額部分を作ることをはじめとして、扶養家族がいる人への加給年金・物価スライド・保険料免除・在職老齢厚生年金・支給開始年齢等が必要を考慮するものといえる。さらに、現行制度では含まれない要因も、年金額に反映されるべきだと考えられるかもしれない。よって、以下で、各変数について、検討を加えていこう。

1. ヴィネットの単位

厚生省の示すモデル年金は夫がサラリーマンで、妻が専業主婦という夫婦が単位となっている。ここで問題と

なるのは、ヴィネットを作る場合、個人と夫婦のどちらを単位にすべきかということである。夫婦を単位とした場合は、2人分の特性を示して答えてもらうことになり、合計した年金額が、どちらの特性によって決まったのかを区別しにくくなる。また、夫婦を単位にして聞くと、生活の必要が過大に評価される可能性がある。つまり共稼ぎでも主婦でも、老後の生活費はそれほど変わらないために、妻の所得水準が考慮されなくなる可能性がある。

他方、個人を単位とする場合、妻への年金額を引いた額が示されるが、通常は夫婦合計額で年金を考えているとすると、回答者にとって過少に感じられる恐れがある。

2. 負担

平均標準報酬月額と加入期間 年金額はきわめて単純化すれば、

$(\text{年金額}) = \{a + b(\text{平均標準報酬月額})\} \times (\text{加入期間})$ で表せる。ここからわかるように、平均標準報酬月額は、年金額に完全に反映するわけではなく、加入期間が同じなら所得に関係なく同額の部分が存在する(基礎年金)。だが、加入期間は、年金額に直接的に反映する。特に基礎年金は加入期間25年を満たさないと給付されず、それにとまって厚生年金ももらえなくなる。

ここでの問題は、平均標準報酬月額がどのように年金額に影響を与えるべきかということと、最低保障は現状でいいのか、ということ、給付が加入期間に比例的でいいのかということである。たとえば、加入期間については、一定期間以下は一律一定期間とみなして給付するというとも考えられる⁴⁾。

自営業者と被用者 国民年金加入者と厚生年金加入者とは、同じ所得でも、現状では年金給付額は著しく違う。そこで、自営業者の強制加入の所得比例年金を創設すべきか、という問題が出てくる。だが、ヴィネットを示すだけでそういう判断を回答者がするかどうかは疑問である。回答者は、自営業者と被用者を特に区別せずに、年金額を判断するかもしれない。自営業者と被用者という変数を入れるのであれば、それぞれが違う制度になっているということを明確に示しておかなければならない。このように考えると、この問題については別の項目で質問すべきであろう。

保険料率 保険料率をヴィネットに入れた場合、回答者はその率で総計どのくらいの保険料を支払うことになるのかの計算をして、これと年金額とを比較しなければならない。しかし、回答者がそれを行うのは困難である(一定の年金をもらうのにどの程度の保険料率が妥当か、

見当をつけにくい)。また、現行制度においても、保険料の支払いと、受け取る額が正確に対応しているわけではなく、世代間所得移転の側面があり、分析する側としても、保険料率と給付額をどう結びつけるべきかに関して問題を抱えている。よって、他の制度的問題とともに、保険料率については別項目で質問したほうがよいと考えられる。

3. 必 要

ここでは、現行制度において、必要を考慮していると考えられる部分と、現行制度では、考慮されていないが、重要と思われる要因の両者について考えていこう。

基礎年金 基礎年金は加入期間が同じであれば給付額は一定であり、老後の必要を考えたものと考えることができる。これについて、ヴィネット調査においてはたとえば従前所得が最低限のときの給付額によって判断することができる。

加給年金 被扶養配偶者および扶養する子どもの数によって、現行制度では加給年金が給付されるが、これも必要を考慮した給付である。これについてはヴィネットに該当する変数を入れておくことにより、妻や子どもが1人増えることにより、どの程度年金額を増やすべきかを聞くことができる。

保険料免除 現行制度では、保険料免除の月数は給付額の計算にあたっては3分の1にカウントされる。つまり、この部分は、負担のない給付がなされるのだが、その額はどの程度が妥当かを調べることができる。

在職老齢厚生年金 65歳までの在職老齢厚生年金は、ある額以下の稼得所得の場合、減額されて支給される。まず、減額の程度はどの程度が望ましいのか、あるいは減額しなくていいのか、という問題がある。また、65歳以上は在職者でも年金は全額支給されるが、ここでも減額すべきか、その割合はどの程度か、が問題となる。

物価スライド 物価スライドは、全体について一律引き上げるわけだから、ヴィネット方式のように個人単位で聞くより、制度自体についての質問として、別項目で聞くべきであろう。

支給開始年齢 支給開始年齢も、制度全体にかかわる問題である。ヴィネットに年齢を入れても、ある年齢以下は0円と答えない限りは、判断ができない。よって、これも別項目での質問にするべきである。

子どもに扶養されているか 子どもに扶養され同居しているかどうかは生活の必要に大きく影響してくる。現状では、これは年金給付額には影響しないが、このような

項目を入れれば、子どもに扶養されている人は少なくなくてよい、という結果が出ると予想される。その場合、扶養されていない人にどの程度の付加給付を行うべきかが、分析の対象となる。

資産 資産の有無で老後の生活は大きく変わる。資産としては大きく分ければ家屋などの不動産と、貯蓄・株・私的年金などの金融資産があり、また借金（住宅ローンなど）も負の資産と考えられる。これらの資産によって、給付額を変えるべきかどうかを調べる必要がある。ただし、資産を考慮する場合、制度的な実現の面で、資産調査など難しい問題を含んでいる。

地域 現状では考慮されていないが、居住地域が大都市か否かで住居費を含めて生活費が違ってくる。そこで、これを年金給付にあたって考慮するかどうかの問題になる。

年齢 現状では、年齢は給付額に関係しない。だが、高齢化すればそれだけ健康を損なうなどして、生活費がかさむことが予想される。そこで、年齢が増すごとに給付額も増やすべきかということが問題になる。

共稼ぎ 生活費という点からみれば、夫だけ働いていた場合も共稼ぎの場合も、引退すれば大きな違いはない。そこで、配偶者が働いていた場合には、現行制度より給付額を下げよということになる可能性がある。

以上、ヴィネットに入れるべき変数を検討してきたが、これらすべてをヴィネットに入れることはできない。あまりに複雑なヴィネットでは、調査対象者が適切な判断を下すことができなくなるからである。そこで、変数の取捨選択が必要となる。すなわち、重要な項目については取り入れ、他の変数については、明示しないか、あるいは、一定の値にコントロールするという形になる。

V 調査の実施

本プロジェクトでは、ここまでの検討内容をふまえて、『老齢年金の給付額についての意識調査』を行った。以下では、その結果に基づいて話をすすめていこう。本調査の前に、2回のプリテストを行ったが、そこである程度問題が明らかになった。すなわち、1回目のプリテストでは、居住地域・年齢・加入年数を含めたものを用いたが、これでは変数の数が多すぎて、回答者に混乱をきたしてしまった。特に、加入年数は、従前所得と同時に考慮しなくてはならないため、きわめて混乱を招きやすいことがわかった。そこで、上記の3つの変数は本調

表 5 適正な年金額の判定の重回帰分析 (非標準化回帰係数)

	世帯パターン			
	独身男性	寡婦	共稼ぎ夫婦	片稼ぎ夫婦
年金月額(万円)	0.178476**	0.201924**	0.105316**	0.140950**
夫の平均標準報酬月額(万円)	-0.0259523**	-0.0185073**	-0.0144104**	-0.0257522**
妻の平均標準報酬月額(万円)	—	—	-0.0100318**	—
持ち家の有無	.205610**	.365469**	.445855**	.330842**
子による扶養	—	.261532**	.147547*	.123162*
定数項	-2.700994**	-3.253600**	-2.562491**	-2.752087**
r^2	.40757	.37602	.47274	.42905

** 1%水準で有意 * 5%水準で有意

表 6 適正な年金額の判定の重回帰分析 (標準化回帰係数)

	世帯パターン			
	独身男性	寡婦	共稼ぎ夫婦	片稼ぎ夫婦
年金月額(万円)	.584811**	.574016**	.641089**	.592906**
夫の平均標準報酬月額(万円)	-.264340**	-.173359**	-.123202**	-.223002**
妻の平均標準報酬月額(万円)	—	—	-.082817**	—
持ち家の有無	.067203**	.121455**	.136836**	.103602**
子による扶養	—	.086213**	.045455*	.038584*
r^2	.40757	.37602	.47274	.42905

** 1%水準で有意 * 5%水準で有意

ターンにおいても年金月額が最も大きくなっているが、これは、被説明変数が年金額が多いか少ないかの判定であるので、当然の結果である。つまり、他の条件が等しければ、年金額が多いほど「多い」と判定するということである。次に効果が大きいのは共稼ぎ世帯を除いては、夫の従前所得である。これは人々が年金と過去の所得とを強く結びつけて考えていることの証左ということができよう。もっとも、その関係を負担と給付を対応づけるべきだという保険原理から重視するのか、それとも過去の生活水準を維持するためという意味での「必要」の視点からみているのかはこの分析だけでは識別できない。共稼ぎ世帯については、夫の所得とともに妻の所得も考慮されるので所得の効果が分割されること、また必要を考えた場合2人分の年金では多すぎるという判断がなされることなどにより、比較的小さくなっているものと考えられる。さらに大きい順に持ち家・子どもによる扶養となるわけであるが、ここで注目すべき点は、寡婦世帯における「子どもによる扶養」の効果の相対的な強さである。これは、寡婦が子どもに依存する部分が多い点を考慮して、扶養されていない場合の年金額の増加を調査対象者が望んでいる結果とみることができる。

VII 適正な年金額の推計

以上の重回帰分析の結果をもとに、Jasso と Rossi が公正な所得分配を推計した方法にならって、適正な年金額を推計してみよう。例として共稼ぎ夫婦のケースを取り上げる。共稼ぎ夫婦の場合の重回帰方程式は、

$$Y = -2.562491 + 0.105316 \times X_1 - 0.0144104 \times X_2 \\ - 0.0100318 \times X_3 + 0.445855 \times X_4 + 0.147547 \times X_5$$

ただし、

Y: 年金の適正さの判定

X₁: 年金月額 (万円)

X₂: 夫の平均標準報酬月額 (万円)

X₃: 妻の平均標準報酬月額 (万円)

X₄: 持ち家の有無のダミー変数 (あり: 1, なし: 0)

X₅: 子どもによる扶養のダミー変数 (されている: 1, されていない: 0)

となる。

適正な年金額の場合には、Y=0 となるはずである。よって、Y=0 とおき X₁ (年金月額) について解くと、

$$X_1 = \frac{2.562491}{0.105316} + \frac{0.0144104}{0.105316} \times X_2 + \frac{0.0100318}{0.105316} \times X_3$$

表 7 独身男性の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家あり	151,449	157,265	163,082	168,898	174,714	180,531	186,347	192,163	197,980
持ち家なし	162,969	168,786	174,602	180,418	186,235	192,051	197,867	203,684	209,500
現行制度	83,796	96,444	109,092	121,740	134,388	147,036	159,684	172,332	184,980

表 8 寡婦の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	137,411	141,077	144,743	148,410	152,076	155,742	159,408	163,074	166,741
持ち家あり	150,363	154,029	157,695	161,362	165,028	168,694	172,360	176,026	179,693
扶養あり	155,510	159,177	162,843	166,509	170,175	173,841	177,507	181,174	184,840
両方なし	168,462	172,129	175,795	179,461	183,127	186,793	190,459	194,126	197,792
現行制度	77,472	86,958	96,444	105,930	115,416	124,902	134,388	143,874	153,360

表 9 共稼ぎ夫婦の所得別適正な年金額 (妻の所得20万円の場合)

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	216,967	222,440	227,914	233,387	238,860	244,333	249,806	255,280	260,753
持ち家あり	230,977	236,450	241,924	247,397	252,870	258,343	263,816	269,290	274,763
扶養あり	259,302	264,775	270,249	275,722	281,195	286,668	292,141	297,615	303,088
両方なし	273,312	278,785	284,259	289,732	295,205	300,678	306,151	311,625	317,098
現行制度	205,536	218,184	230,832	243,480	256,128	268,776	281,424	294,072	306,720

表 10 片稼ぎ夫婦の所得別適正な年金額

(単位: 円)

所得	80,000	120,000	160,000	200,000	240,000	280,000	320,000	360,000	400,000
持ち家・扶養あり	177,659	184,967	192,275	199,583	206,892	214,200	221,508	228,816	236,124
持ち家あり	186,397	193,705	201,013	208,321	215,629	222,938	230,246	237,554	244,862
扶養あり	201,131	208,439	215,747	223,056	230,364	237,672	244,980	252,288	259,597
両方なし	209,869	217,177	224,485	231,794	239,102	246,410	253,718	261,026	268,335
現行制度	142,296	154,944	167,592	180,240	192,888	205,536	218,184	230,832	243,480

$$-\frac{0.445855}{0.105316} \times X_4 - \frac{0.147547}{0.105316} \times X_5$$

となり、この式の右辺に、各変数の値を代入すれば、そのような特性をもつ世帯に対して適正な年金額がいくらかを推計することができる。他の世帯パターンについても同様にして適正な年金額の推計式を導出することができる。

さて、このようにして得られた推計式にさまざまな変数値を代入して推定値を出したものが、表7～表10であり、これをグラフにしたものが、図2～図5である。横軸には夫の平均標準報酬月額、縦軸には適正な年金額をとってある。夫の平均標準報酬月額を8万円から40万円に変化させたときの適正な年金額を、持ち家があり子に扶養されている場合、持ち家がなく子に扶養されている場合、持ち家があり子に扶養されていない場合、持ち家

もなく子に扶養もされていない場合について、グラフを表示した。ただし、共稼ぎ夫婦の場合は妻の所得を20万円で固定した。

この結果から、次の点を指摘できよう。まず、いずれの世帯パターンにおいても、最低限（つまり標準報酬月額の下限である8万円のと）の年金額は現行制度よりも高く、特に独身男性・寡婦という独身者の場合にはその幅が大きい。つまり、40年加入の場合であれば、1人で暮らしていく場合の最低限の生活水準を確保せよ、という意見が読み取れる。次に、現行制度に比べると、グラフの傾きが緩やかである。すなわち、所得に対して年金額を比例させる程度はより緩やかでいい、言い換えれば、より平準化した年金の分配が望ましいとしていることがわかる。さらに、共稼ぎ夫婦の場合には、特に夫の所得が多いケースでは、年金額が現行制度より少なくて

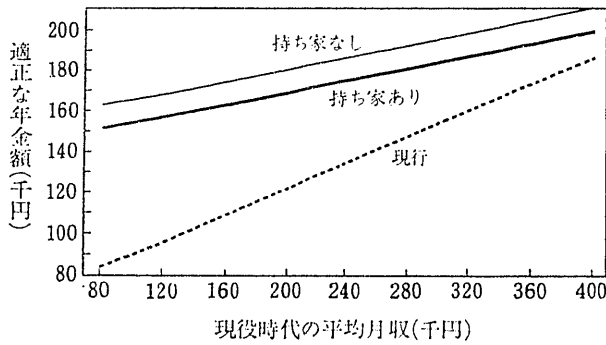


図2 独身男性の適正な年金額

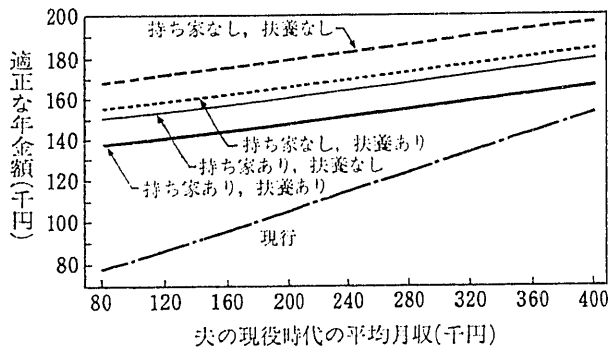


図3 寡婦の適正な年金額

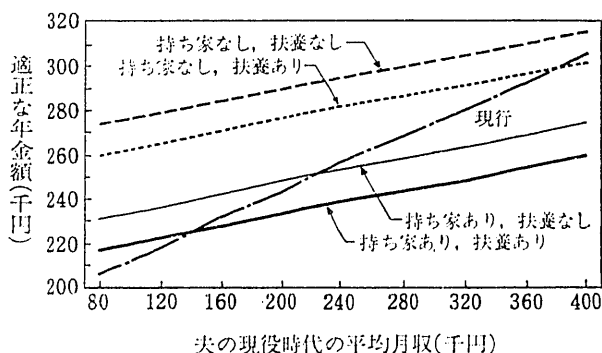
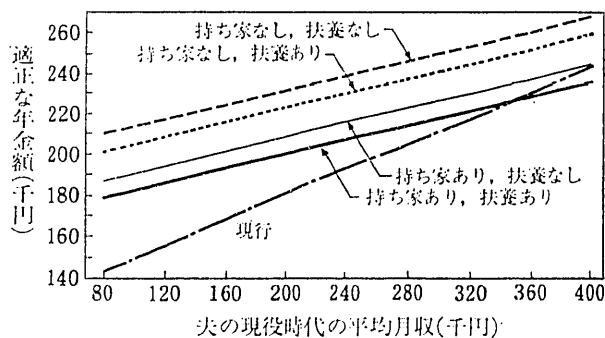
図4 共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

図5 片稼ぎ夫婦の適正な年金額

いいという場合もある(持ち家がある場合)。現行制度では考慮されていない、持ち家の有無・子による扶養によっても適正な年金額は相当変わっている。特に持ち家の有無については、かなりの年金額の差となって現れている。これはひとつには調査対象者が東京都に限られていたため、厳しい住宅事情が回答に反映したものと考えることもできるが、「必要」の側面を重視した結果が出ているという点では注目に値しよう。そして、これらの結果は、重回帰分析の決定係数が比較的高かったことからわかるように、社会の成員にかなりの程度で共有されていると考えるとよいと思われる。

VIII 最後 に

以上から、老齢年金給付額について、社会的には現行制度より「必要」を重視した給付が望まれていることがわかった。すなわち、従前所得が低かった人でも最低1人で暮らしていける程度の年金額を確保し、また所得比例部分の傾きは現行制度ほど大きくする必要はないということである。この結果は、アメリカにおける所得分配の調査において、より平準的な所得分配が望まれたことと一致している。また、このような平等主義的な理念が社会的にかなりの程度共有されているということも、ある程度常識と合致しており、それらの点から、この調査が妥当性をもつものと考えることができる。

ただし、この調査では保険料負担の側面を十分に取り込むことができなかった。そのため、一定の財源の制約の下で給付額をどのように決定したらいいのかというような政策と直結する問題に、この調査のみで解答を与えることは難しい。そのためには、保険料支払額と給付額との対応関係についての新たな調査を準備する必要があるだろう。

しかしながら、現行制度より最低水準保障の側面を強くし、また再分配的な性格をもった制度が望まれているということから、次のような政策的方向性を考えることはできよう。すなわち、収入面では、たとえば、税による負担割合を大きくすること(特に基礎年金部分に関して)、標準報酬月額の上限を上げる、もしくは撤廃すること、(実現可能性は低い)保険料率の累進制を導入すること等が考えられる。また給付面では、基礎年金の部分を増額し、平均標準報酬月額に対する乗率を小さくすること等が考えられる。もちろん、これらの方策をこの調査の結果がそのまま正当化するものではないが、高齢化の進展のなかで制度の修正を行う際のプライオリテ

ィーについて、ひとつの可能性を示すものとして意味があるといえよう。

* 本プロジェクトの調査については、財団法人年金研究総合センターの「年金制度研究開発助成金」による御援助をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

注

- 1) 厚生省人口問題研究所の平成3年6月の中位推計による(厚生省人口問題研究所 1991)。
- 2) 分配の公正の問題に関しては拙稿(織田 1990)も参照していただきたい。
- 3) ここでいう「現行制度」とは、調査実施時点、すなわち平成3年度におけるわが国の公的な年金制度のことを指している。
- 4) 障害厚生年金は最低300ヵ月と見なし、遺族基礎年金と障害基礎年金はどちらも一律給付である。これらは、必要の側面をより重視したものと考えられるが、老齢年金の場合は必要はどの程度まで考慮されるべきかということが問題である。

参考文献

- Hamilton, V.L. & Rytina, S., (1980), "Social consensus on norms of justice: should the punishment fit the crime?" *American Journal of Sociology*, 85(5): 1117-1144.
- Hermkens, P.L.J., (1986), "Fairness judgements of the distribution of incomes," *The Netherlands' Journal of Sociology*, 22(1): 61-71.
- Jasso, G., (1978), "On the justice of earnings: a new specification of the justice evaluation function," *American Journal of Sociology*, 83(6): 1398-1419.
- Jasso, G., (1980), "A new theory of distributive justice," *American Sociological Review*, 45: 3-32.
- Jasso, G. & Rossi, P.H., (1977), "Distributive justice and earned income," *American Sociological Review*, 42: 639-651.
- 厚生省年金局 (1983) 『「21世紀の年金」に関する有識者調査結果』。
- 厚生省人口問題研究所(編) (1991) 『日本の将来推計人口』, 厚生統計協会。
- 内閣総理大臣官房広報室(編) (1975・1976) 『全国世論調査の現況』昭和49年度版・50年度版, 大蔵省印刷局。
- 内閣総理大臣官房広報室(編) (1977~1988) 『世論調査年報』昭和51年度版~昭和62年度版。
- 内閣総理大臣官房広報室 (1981) 『年金問題・高齢化問題に関する世論調査』。
- 織田輝哉 (1990) 「社会的資源の分配メカニズム」『季刊・社会保障研究』26(2): 176-190。
- Schaeffer, N.C., (1990), "Principles of justice in judgements about child support," *Social Forces*, 69(1): 157-179.
- Shepelak, J.N. & Alwin, D.F., (1986), "Beliefs about inequality and perceptions of distributive justice," *American Sociological Review*, 51: 30-46.

(おだ・てるや 社会保障研究所研究員)

適正な老齢年金額の年齢階層別分析*

塚 原 康 博

I 序 論

社会保障研究所では、1991年4月4日から5月7日にかけて、東京都に在住の20歳以上の男女を対象に老齢年金の意識調査を行った¹⁾。そこでは、調査対象者にヴィネットをみせ、年金給付額の適正度を判定してもらっているが、その際に調査対象者の属性や年金制度等に関する考え方も聞いているので、調査対象者の属性別の分析も可能となっている²⁾。そこで、本稿では、調査対象者の属性のうち、年齢に注目し、年齢階層別の分析を行うことにしたい。

第Ⅱ節では、分析の前提として、調査対象者を年齢階層別に分けたとき、得られたデータにどのような特性があるのか、そしてデータに偏りがあるのか否かを検討し、第Ⅲ節では、老後の生活に関する年齢階層別意識の分析結果を紹介する。第Ⅳ節では、調査対象者を年齢階層別に分けたとき、望ましい年金給付額に違いがあるのか否かをみるために、ヴィネットにより得られたデータを使用した計量分析を行い、最後の第Ⅴ節では、分析上の問題点を指摘する。

Ⅱ 年齢階層別の標本特性

ここでは、年齢階層を10歳ごとに分けることにした。ただし、80歳代と90歳代の標本数(それぞれ4人と1人)が非常に少ないので、80歳代と90歳代は70歳以上に一括して含めることにした。それゆえ、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6つの年齢階層ができるが、生まれた年を西暦に対応させると、20歳代はほぼ1970年代生まれに対応し、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上はそれぞれ、1960年代、1950年代、1940年代、1930年代、1920年代以前の生まれにほぼ対応している。標本数は20歳代が66人(うち男性27、女性39)、30歳代が86人(うち男性47、女性39)、40歳代が83人(うち男性39、女性44)、50歳代が82人(うち男性34、

女性48)、60歳代が69人(うち男性29、女性40)、70歳以上が37人(うち男性20、女性17)であった。

ここで、縦軸に年齢階層、横軸に学歴、住居形態、世帯人員等をとったクロス表を作成し、この表からどのような標本特性を見いだせるのかを検討してみよう。ただし、紙面の都合により、クロス表は割愛し、そこから得られる結果のみを箇条書きすることをお断りしておく。

(1) 学 歴

標本全体では、中学卒の比率が16%、高校卒が44%、短大・高専卒が17%、大学卒が22%、専門学校卒が1%であった。一般的な傾向として、年齢階層が低くなるほど、高学歴化している。これは常識と一致する結論である。

(2) 住 居 形 態

持ち家比率は、全標本において、過半数以上の56%であった。年齢階層が高まるほど、持ち家比率は高まる傾向にあり、40歳代で60%を超え、60歳代で75%、70歳以上で81%となっている。60歳以上では77%が持ち家所有である³⁾。

(3) 世 帯 人 員

標本全体としては、4人世帯が一番多く、その比率は28%であった。次いで、3人世帯が22%、2人世帯が20%であった。年齢階層の上昇とともに、1人から3人もしくは4人に増え、その後、2人に減るというパターンが多くなっている。

(4) 従 業 上 の 地 位

標本全体としては、一般従業員が一番多く、その比率は36%であった。次に多いのは、専業主婦の24%であった。年齢階層別にみると、20歳代では、一般従業員の割合が58%で一番高く、専業主婦と学生が10%を超えている。年齢階層が上昇するにしたがって、一般従業員の割合は低下する傾向にあり、専業主婦の割合は増加する傾向にある。自営業者は40歳代、50歳代、70歳以上で10%を超えており、パート・内職・日雇いは40歳代で10%を超えていた。

(5) 年間世帯収入

20歳代では、200万円から400万円台と900万円台が10%を超えている。後者は親との同居と思われる。30歳代では、400万円から600万円台が多く、40歳代では、600万円から700万円台が多くなっている。50歳代では、600万円から700万円台と1,000万円台が10%を超えている。60歳代からは収入が低下しはじめ、200万円から400万円台が多くなっている。70歳以上では、100万円から300万円台と500万円台が多くなっている。

(6) 健康

調査対象者に健康状態を5段階で自己評価してもらったが、標本全体で、きわめて健康な人の比率が50%、やや健康な人が36%、どちらともいえない人が6%、やや不健康な人が7%、きわめて不健康な人が0.5%であった。健康な人の比率が大きい、年齢階層別にみると、年齢階層が上昇するほど不健康になるという結果が得られている。これも常識と一致する結論である。

以上のことから、年齢階層別の標本特性が常識と一致した結論を示している場合が多いので、抽出された標本に偏りがないと判断してよいと思われる。

III 老後の生活に関する年齢階層別意識

本節では、老後の生活に関する年齢階層別意識の分析結果について紹介することにした。ここでも、縦軸に年齢階層、横軸に老親と同居すべきか否か、個人年金加入意思の有無、老後の生活の主な収入源等をとったクロス表を使って分析を行うことにする。ただし、紙面の都合により、表は省略する。

(1) 老親と同居すべきか

全標本において、同居すべきが40%、同居しなくてよいが52%、無回答もしくはわからないが8%であった。年齢階層別にみると、20歳代と70歳以上で同居すべきの割合が比較的高く、それぞれ52%と54%になっている。30歳代、40歳代、50歳代と年齢階層が上がるにつれて、同居すべきの比率が30%台まで下がり、同居しなくてよいの比率が60%台まで上がっている。60歳代では、同居すべきの比率が50歳代より上がっているが、同居しなくてよいの比率が50%を上回っている。若年・高年齢層と中年層で同居意識の違いがみられるようである。このような意識差が生じる理由として、若年層は同居によって親から面倒をみてもらえ、高年齢層は子から面倒をもらえる反面、中年層は親の面倒をみなければならぬことを反映しているように思われる。

(2) 個人年金への加入意思

全標本において、すでに加入している人が27%、まだ加入していないが加入意思のある人が14%、加入意思のない人が57%であった。年齢階層別にみると、加入している人の比率は、30歳代と40歳代で比較的高く、30%を超えている。加入意思のある人の比率は、年齢階層が低くなるほど、高くなっている。加入している人と加入意思のある人の比率の合計も、年齢階層が低くなるほど、高くなっており、20歳代から40歳代にかけて50%を超えている。このような現象の解釈は難しいが、ひとつには、高齢化社会において公的年金の財政難が予想されるために、若い世代ほど、公的年金への信頼感が低いことを反映しているためかもしれない。また、別の理由としては、若い世代ほど、経済成長によって所得水準が上昇しているので、リスクを分散させる資産運用の手段として個人年金を選んでいる結果かもしれない。

(3) 公的年金は負担増・給付増がよいか、負担減・給付減がよいか

標本全体では、負担増・給付増に賛成が67%、負担減・給付減に賛成が31%であった。年齢階層別にみると、40歳代を除く他の年齢階層で、負担増・給付増に賛成が67%から69%台であったのに対し、40歳代のみが59%であった。すべての年齢階層で、過半数以上の人が負担増・給付増に賛成しているが、40歳代でその比率がやや低いのは、その年代において、子供の養育費や住宅の取得費がかかるので、負担増は避けたいと判断したためだと思われる。

(4) 老後の生活は主として何に頼るか

標本全体では、公的年金に頼る人の比率が一番高く、39%であった。次に高いのは、働いて稼ぐ人の比率で、23%であった。退職金・貯蓄に頼る人の比率は18%で、3番目であった。財産収入に頼る、子に頼る人の比率は、10%以下で、それぞれ8%と2%であった。年齢階層別にみると、20歳代と30歳代では、働いて稼ぐ人の比率が一番高く、いずれも30%を超えている。年齢階層が高くなるにつれて、働いて稼ぐ人の比率は減少している。子に頼る人の比率は、20歳代から40歳代にかけて0%であるが、70歳以上では14%である。公的年金に頼る人の比率は、20歳代と30歳代では、20%台であるが、40歳代では、30%台、50歳代では、40%台、60歳代では、50%台と上昇し、70歳以上では、60%に達している。退職金・貯蓄に頼る人の比率は、20歳代から40歳代にかけて比較的高く、20%を超えている。以上のことから、老後の生活は、低い年齢階層ほど、自分の力（労働能力や貯蓄）に頼ろうとし、高い年齢階層ほど、国の年金や子による扶養に

頼ろうとしていることが読み取れる。

IV 適正な老齢年金額の年齢階層別分析

本節では、本稿のメインテーマである適正な老齢年金額の年齢階層別分析を行う。調査対象者を年齢階層別に分け、得られたヴィネットをデータとして使い、4つの年金受給世帯パターンごとに以下のような回帰式を推定した。

(1) 独身男性

$$E = C + a_Y Y + a_H H + a_B B + e \quad (1)$$

ただし、 E =年金が適正かどうかの評価（+3から-3までの7段階評価）、 C =定数項、 Y =現役時代の平均標準報酬月額、 H =持ち家のダミー変数（持ち家ありならば1、なしならば0）、 B =年金給付月額、 e =誤差項である。

(2) 寡婦

$$E = C + a_Y Y + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (2)$$

ただし、 Y =亡夫の現役時代の平均標準報酬月額、 S =子による扶養のダミー変数（子による扶養ありならば1、なしならば0）である。

(3) 共稼ぎ夫婦

$$E = C + a_Y Y + a_W W + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (3)$$

ただし、 Y =夫の現役時代の平均標準報酬月額、 W =妻の現役時代の平均標準報酬月額である。

(4) 片稼ぎ夫婦

$$E = C + a_Y Y + a_S S + a_H H + a_B B + e \quad (4)$$

予想される回帰係数の符号は、以下のとおりである。

a_Y, a_W =他の条件を一定として、平均標準報酬月額が増えれば、年金給付額も増やすべきであると判断すると予想されるので、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて少ないと感じるであろう。それゆえ、負の符号と予想される。

a_S =他の条件を一定として、子による扶養があれば、年金給付額は少なくともよいと判断すると予想されるので、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて多すぎると感じるだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

a_H =他の条件を一定として、持ち家があれば、年金給付額は少なくともよいと判断するだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

a_B =他の条件を一定として、年金給付額のみが

増えれば、そのときの年金給付額は、適正な年金給付額と比べて多すぎると感じるだろう。それゆえ、正の符号が予想される。

4つの回帰式は、調査対象者を年齢階層別に分けることによって推計されたが、推計結果は、表1に示されている。ただし、ここでは、(1)式から(4)式の推計を行った結果、10%水準で有意でない変数も含まれていたもので、次に、それらの変数をおとし、推計しなおしてある。それゆえ、表1の推計結果は、10%水準で有意な変数のみを含んだものである。

ここで、表1の推計結果を利用して、適正な年金給付額を求めてみよう。先に述べたように、年金額が適正であると判断される場合、 $E=0$ となっているはずである。そこで、(1)式から(4)式の推計式に $E=0$ を代入して、年金給付額 B について解くと、適正な年金給付額を推計する式が導出される⁴⁾。例として、20歳代の調査対象者が、独身男性の受け取る年金給付額として、どのくらいの金額が望ましいと考えているのかを示す式を導出してみると以下のようになる。

$$B = \frac{2.634394}{0.0000176915} + \frac{0.000002565}{0.0000176915} Y - \frac{0.319522}{0.0000176915} H$$

この式の右辺の各変数に適当な数値を代入してやれば、その変数の数値の条件の下での適正な年金給付額が求められることになる。独身男性以外の年金受給世帯パターンについても同様の式が求められる。

そこで、現役時代の平均月収として8万円から40万円の範囲を考え、世帯パターンの違いや持ち家や子による扶養の有無を考慮したときに、いくらの年金給付額が適正かを調査対象者を年齢階層別に分けて推計してみた。それを直線で示したのが、図1である。ただし、参考のために、調査時点での現行の制度による年金給付も図に示してある。図は、横軸に現役時代の平均月収、縦軸に適正な年金給付額がとってある。

図から明らかなように、すべての年齢階層において、受給世帯のパターンを問わず、現行の制度に比べ、調査対象者が望ましいと考える制度のほうが、切片が大きく、傾きがなだらかになっている。それゆえ、調査対象者が、現行制度よりも年金の最低給付額を引き上げ、低所得者ほど所得代替率（従前所得に対する年金給付額の比率）を引き上げるほうが望ましいと考えていることがわかる。

さらに、いずれの年齢階層においても、いくつかの世帯パターンにおいては、持ち家の有無や子による扶養の有無によって、年金給付額に差をつけることが望ましいという結果も得られている。それゆえ、調査対象者は、

表 1 回帰係数の推定値

20歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002565	—	—	0.319522	-2.634394	0.0000176915	0.37	264
(2)寡婦	-0.0000022933	—	0.300903	0.279497	-2.825783	0.0000186688	0.41	264
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000013474	-0.0000024113	0	0.476003	-2.114317	0.0000101836	0.51	264
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000032927	—	—	0	-2.161712	0.000013641	0.53	264

30歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000029654	—	—	0	-2.47691	0.0000174569	0.40	344
(2)寡婦	-0.0000017214	—	0.22446	0.35467	-3.21669	0.0000191291	0.36	344
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000016177	-0.0000009825	0	0.57682	-2.800539	0.0000115391	0.50	344
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000023864	—	—	0.331615	-2.75601	0.000014593	0.44	344

40歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002969	—	—	0	-2.453034	0.0000182306	0.39	332
(2)寡婦	-0.0000016765	—	0.48945	0.356307	-3.324367	0.0000201915	0.39	332
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000017633	0	0.274211	0.220089	-2.970722	0.0000111515	0.50	332
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000029063	—	0.401557	0.410819	-2.851312	0.0000141591	0.45	332

50歳代

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000022998	—	—	0	-2.799202	0.0000186246	0.41	328
(2)寡婦	-0.0000015276	—	0	0.46245	-3.400219	0.0000206704	0.37	328
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000010179	0	0	0.557267	-2.4526	0.0000089456	0.39	328
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000020432	—	0	0	-2.44506	0.0000126342	0.33	328

60歳代

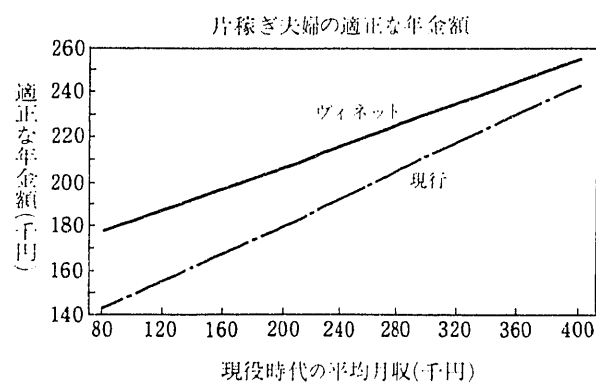
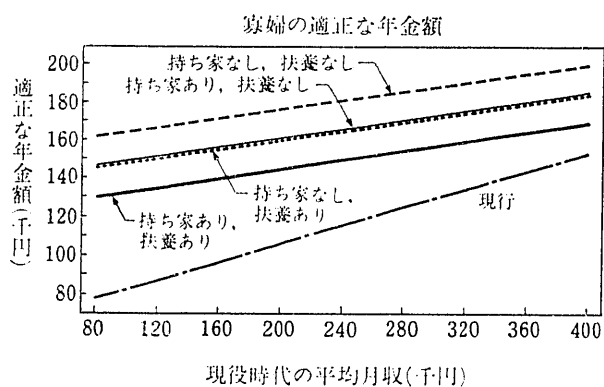
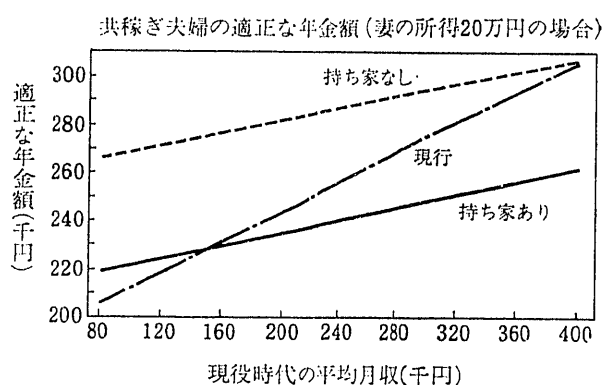
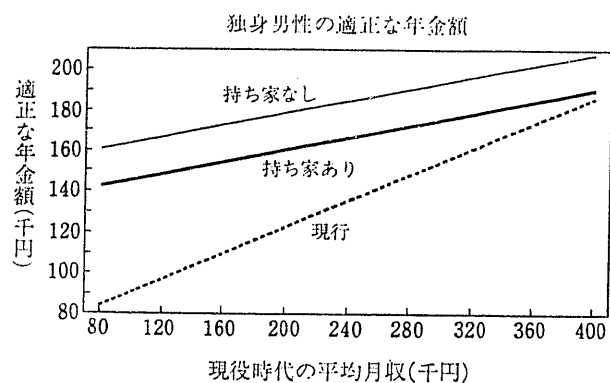
年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.000002355	—	—	0.372878	-3.043518	0.0000182638	0.45	276
(2)寡婦	-0.0000025692	—	0	0.372665	-3.138301	0.0000215404	0.36	276
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000015556	0	0	0.458877	-2.432327	0.0000097889	0.41	276
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000026823	—	0	0.528049	-3.093189	0.000014964	0.41	276

70歳以上

年金受給世帯 のパターン	重回帰係数						R^2	データ 数
	夫の所得 Y	妻の所得 W	子の扶養 S	持ち家 H	定数項 C	年金月額 B		
(1)独身男性	-0.0000018583	—	—	0	-3.097734	0.0000192557	0.41	148
(2)寡婦	0	—	0	0	-3.580947	0.0000215906	0.30	148
(3)共稼ぎ夫婦	-0.0000015427	0	0	0	-2.593673	0.0000108924	0.54	148
(4)片稼ぎ夫婦	-0.0000020144	—	0	0.439949	-2.922974	0.0000142195	0.41	148

(注) 10%水準で有意な変数のみを含んでいる。

20歳代



30歳代

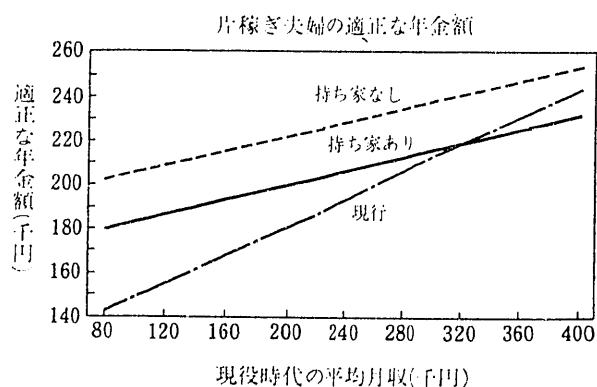
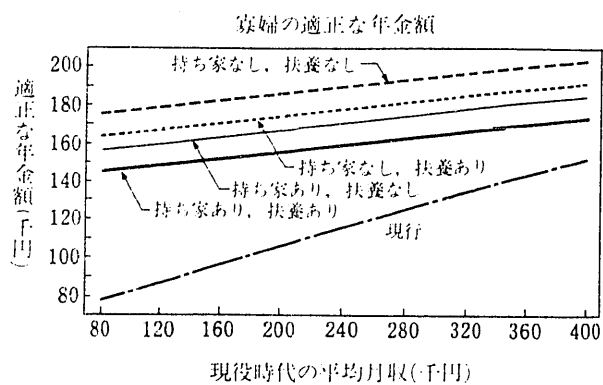
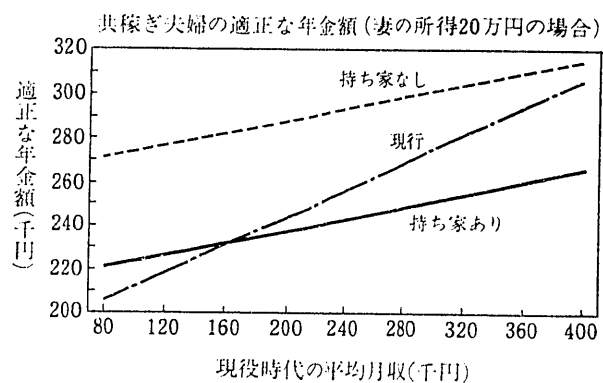
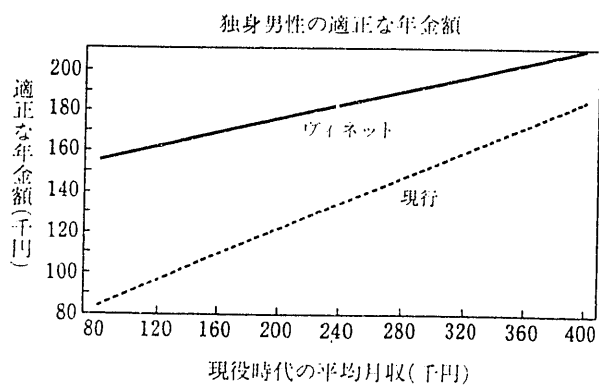
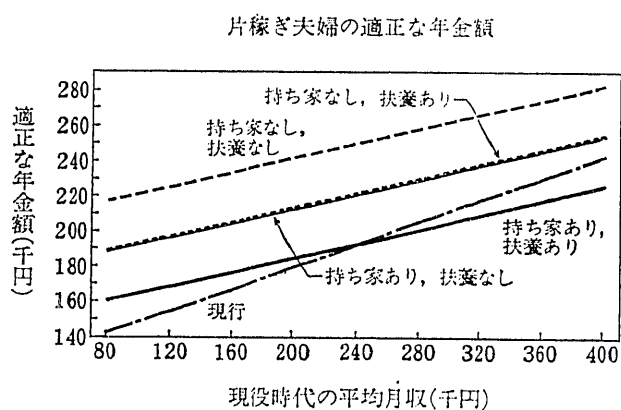
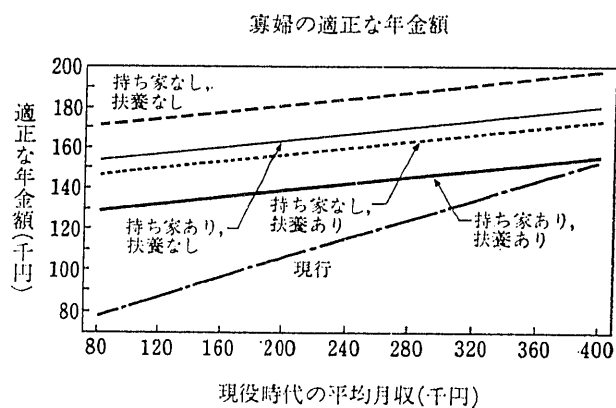
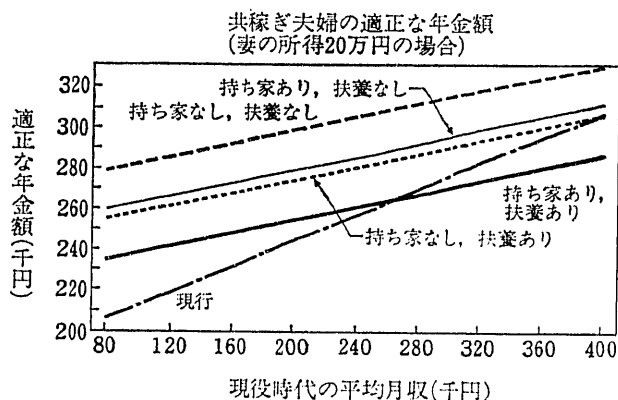
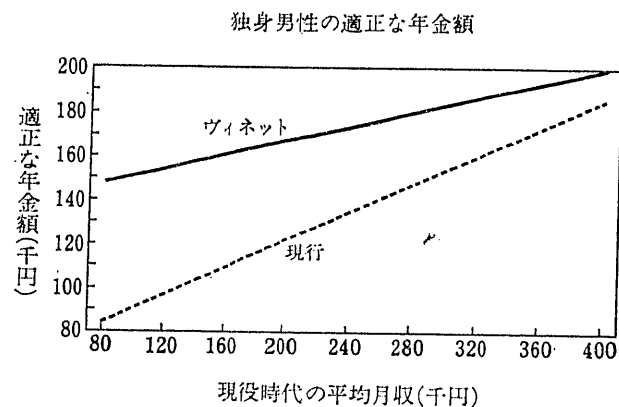


図 1-a

40歳代



50歳代

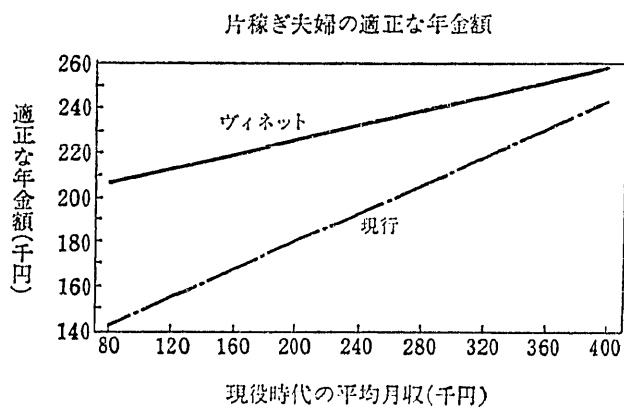
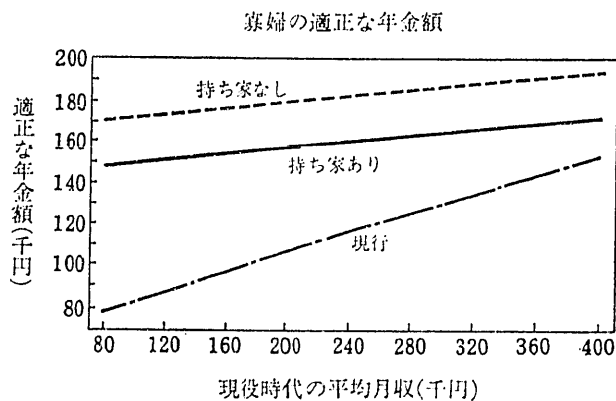
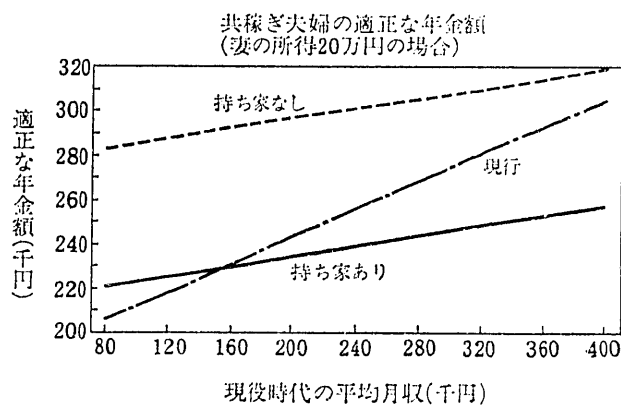
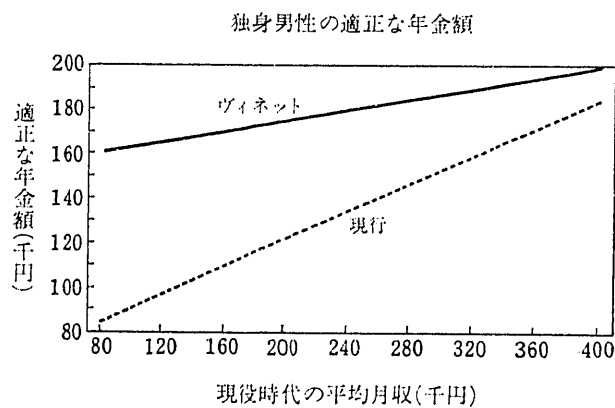
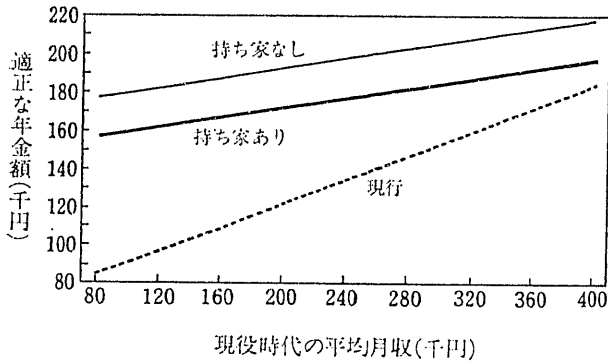
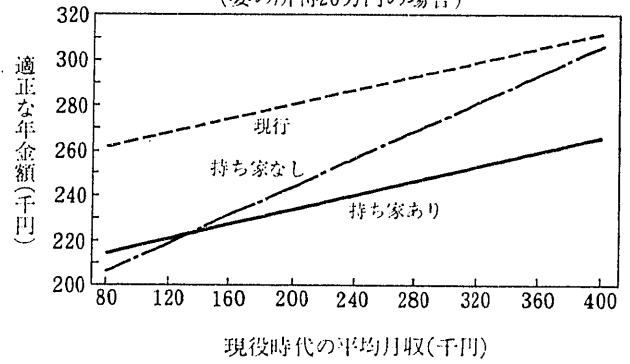


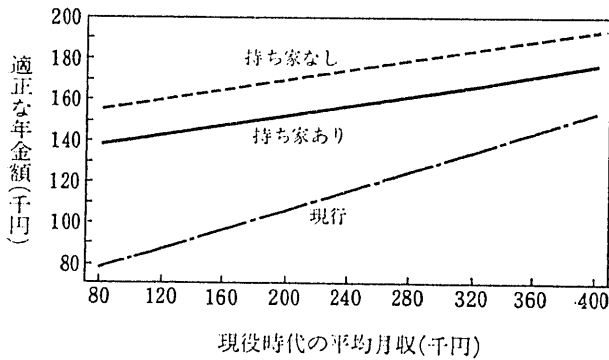
図 1-b

60歳代

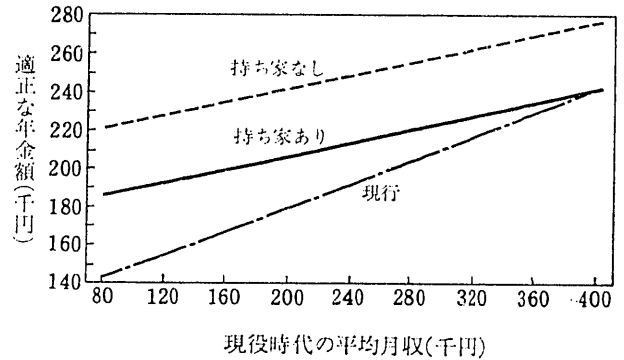
独身男性の適正な年金額

共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

寡婦の適正な年金額

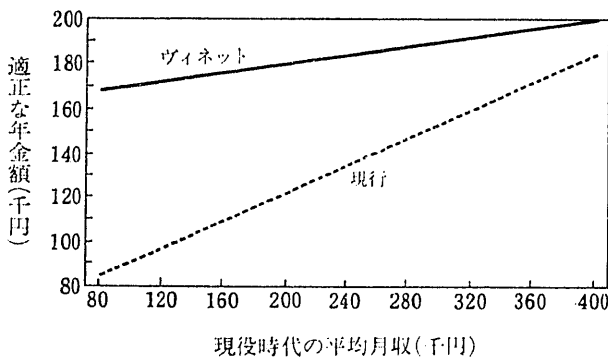
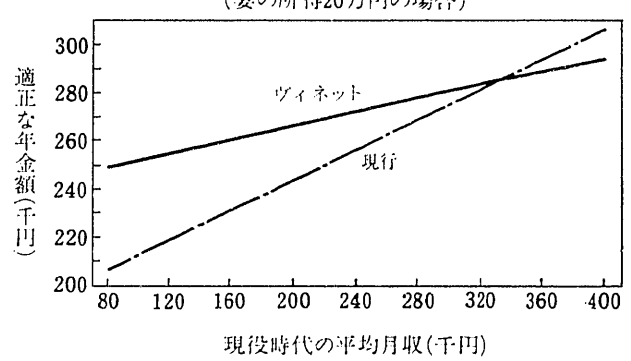


片稼ぎ夫婦の適正な年金額

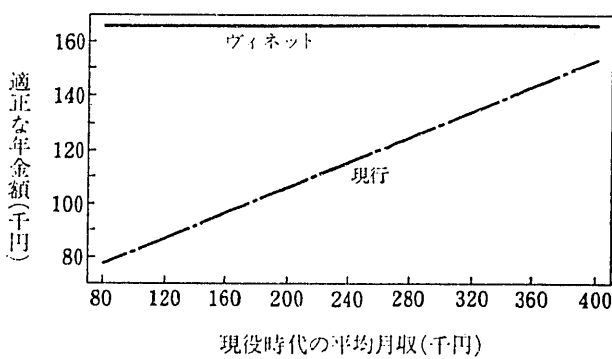


70歳以上

独身男性の適正な年金額

共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(妻の所得20万円の場合)

寡婦の適正な年金額



片稼ぎ夫婦の適正な年金額

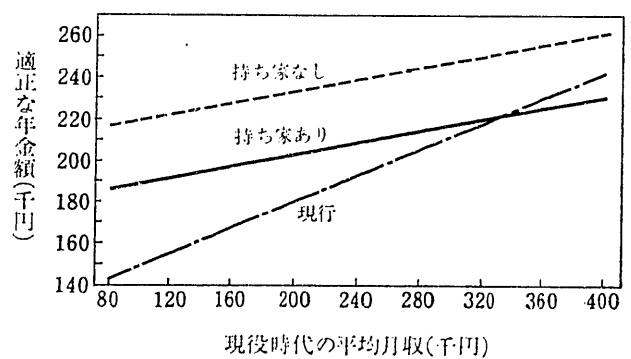


図 1-c

表 2 図 1 の直線の傾き

年金受給世帯 のパターン	独身男性	寡 婦	共稼ぎ 夫婦	片稼ぎ 夫婦
年齢階層				
20歳代	0.14498	0.12284	0.13231	0.24138
30歳代	0.16987	0.08999	0.14019	0.16353
40歳代	0.16286	0.08303	0.15812	0.20526
50歳代	0.12348	0.07390	0.11379	0.16172
60歳代	0.12894	0.11927	0.15891	0.17925
70歳以上	0.09651	0	0.14163	0.14166
現行制度	0.3162	0.23715	0.3162	0.3162

適正な年金制度のあり方として、拠出と給付との関連を重視する保険的な役割よりも、生活上の必要や低所得者への再分配効果を重視する公的扶助的な役割を望んでいることがわかる⁵⁾。

次に、年齢階層別に分析結果をみていくことにしよう。図 1 の直線の傾きを表にまとめたのが、表 2 である。傾きが小さい値をとるほど、拠出と給付の関連が弱く、低所得者への再分配効果が大きいとみなすことができる。まず初めに、表 2 の数字を各年齢階層ごとに横にみて、受給世帯パターン間での傾きの比較を行ってみよう。ただし、表 2 では、共稼ぎ世帯の場合、妻の所得を一定にし、夫のみの傾きが示されているので、妻の所得が切片に反映され、傾きに反映されていない。それゆえ、受給世帯パターン間の比較では、共稼ぎ世帯の傾きが過小評価されるので、共稼ぎ世帯は横の比較では除くことにする。3つの受給世帯パターンのうち、いずれの年齢階層においても、最も傾きの値が小さいのは、寡婦である。とりわけ、70歳以上の人を対象にした分析では、傾きの値がゼロ、すなわち、16万5,857円の定額給付が望ましいという結果が得られている。このように、寡婦の場合に、傾きが小さいのは、寡婦の老後の生活が、亡夫の現役時代の所得の大小にあまり影響されるべきではないという判断が働いたためだと思われる。

3つの受給世帯パターンのうち、2番目に傾きが小さいのは、30歳代を除くいずれの年齢階層においても、独身男性であった。このようなことから、世帯員が複数の片稼ぎ世帯よりも単身世帯のほうが、傾きが小さいといえるが、そうなる理由は、単身世帯のほうが生活費の必要度が小さいので、現役時代の所得が多いとしても、年金給付額は相対的に少なくともよいという判断が働いたためだと思われる。

次に、表 2 の数字を各受給世帯パターンごとに縦にみて、年齢階層間での傾きの比較を行ってみよう。一般的な傾向をみつけることは困難であるが、50歳代と70歳以上が、他の年齢階層と比べ、傾きが小さくなっているもので、この年齢階層の人は、他の年齢階層の人よりも、年金給付額の平準化を望んでいるようである。

ここで、持ち家の有無や子による扶養の有無により、どの程度、年金給付額に差をつけることが望ましいかの分析を行うことにしよう。表 3 には、4つの受給世帯パターンについて、年齢階層別に持ち家の有無の年金評価分と子による扶養の有無の年金評価分が示されている。表 3 の数値は、(1)式から(4)式により推定された持ち家ダミー H の回帰係数と子による扶養ダミー S の回帰係数をそれぞれ年金給付月額 B の回帰係数で割ることによって導出されている。

それでは、受給世帯パターン別に数値をみていくことにしよう。第 1 に、独身男性の場合、20歳代と60歳代が、持ち家の有無によって年金給付額に差をつけるべきだと考えている。20歳代は、独身男性の受給世帯が持ち家である場合、持ち家でない場合より、1万8,061円減額すべきであり、逆にいえば、独身男性の受給世帯が持ち家でない場合、持ち家である場合よりも1万8,061円増額すべきであると考えている。60歳代は、持ち家の有無により、年金給付額に2万417円の差をつけるべきであると考えている。他の年齢階層では、持ち家ダミーの回帰係数が10%水準で0と有意に異ならなかったのも、持ち

表 3 持ち家の有無と子による扶養の有無の年金評価分

(単位: 円)

年金受給世帯 のパターン	独身男性	寡 婦		共稼ぎ夫婦		片稼ぎ夫婦	
	持ち家	持ち家	子による扶養	持ち家	子による扶養	持ち家	子による扶養
年齢階層							
20歳代	18,061	14,971	16,118	46,742	0	0	0
30歳代	0	18,541	11,734	49,988	0	22,725	0
40歳代	0	17,647	24,736	19,737	24,590	29,015	28,361
50歳代	0	22,372	0	62,295	0	0	0
60歳代	20,417	17,301	0	46,877	0	35,288	0
70歳以上	0	0	0	0	0	30,940	0
現行制度	0	0	0	0	0	0	0

家の有無により、年金給付額に差をつけるべきだという証拠はみられなかった。

第2に、寡婦の場合、70歳以上を除く5つの年齢階層で、持ち家のない人の年金給付額は、持ち家のある人よりも、金額にばらつきがあるものの、1万4,971円から2万2,372円の範囲にかけて増額させるべきだという結果が得られている。他方で、子による扶養の有無による年金評価分については、20歳代から40歳代の若年・中年層において、子による扶養がない場合には、ある場合よりも、寡婦の年金給付額を1万1,734円から2万4,736円の範囲にかけて増額させるべきだという結果が得られている。50歳代から70歳以上の中年・老年層では、子による扶養の有無で年金給付額に差をつけるべきだという結果が得られていない。

第3に、共稼ぎ世帯の場合、70歳以上を除く5つの年齢階層で、持ち家の有無によって、年金給付額に差をつけるべきだという結果が得られている。他の年金受給世帯と比べて、持ち家有無の給付差を大きく評価しているのが特徴となっており、40歳代では、2万円弱であるものの、20歳代、30歳代、60歳代では、4万円を超えており、50歳代では、6万円を超えている。子による扶養の有無による年金給付額の評価分については、40歳代のみがその必要性を認めており、給付差を2万4,590円と評価している。

第4に、片稼ぎ世帯の場合、20歳代と50歳代は、持ち家の有無による年金の給付差を認めていないが、30歳代から40歳代と60歳代から70歳以上は、持ち家の有無による年金の給付差を認めている。給付差は、2万円台から3万円台と評価されている。子による扶養の有無による年金の給付差については、40歳代のみが、その必要性を認めており、2万8,361円と評価されている。

一般的な特徴として、单身男性を除く他の受給世帯については、持ち家の有無によって年金給付額に差をつけるべきだと考える年齢階層が多く、他方で、共稼ぎや片稼ぎの夫婦世帯については、子による扶養の有無で年金給付額に差をつける必要はないと考える年齢階層が多くなっている。このことから、老後の所得保障を考える場合に、一般的に、子による扶養の有無はあまり重要でないが、持ち家の有無は重要であると認識されていることがわかる。

年齢階層別にみると、40歳代が、他の年齢階層と比べて、持ち家や子による扶養の有無によって年金給付額に差をつけるべきであると考えており、70歳以上は、他の年齢階層と比べて、持ち家や子による扶養の有無によ

って年金給付額に差をつける必要はないと考えている。ただし、70歳以上は、先に述べたように、他の年齢階層と比べて、年金給付額を平準化すべきであるという傾向がみられる。

V 分析上の問題点

最後に、分析上の問題点を指摘しておこう。まず初めに注意しなければならないのは、本稿の分析対象が、東京都在住の成人男女に限定されているという点である。分析対象を他の地域や全国にした場合には、違った結論が得られる可能性がある。

第2に、ヴィネットを使った分析は、あくまでも架空の状況下での選択をデータとして使っており、実際に同じ状況におかれた場合、ヴィネットの場合と同じ選択をするとはかぎらないことである。

第3に、ヴィネットに含める変数の選択において、恣意性が入るということである。今回の分析では、必要の要因として、持ち家の有無や子による扶養の有無を入れたが、金融資産の所有額等の要因も重要かもしれない。しかし、ヴィネットに多くの変数を入れると、適正度を判定する調査対象者の負担が多くなり、すべての変数を考慮することが困難になるので、今回は最小限の変数にとどめた。

第4に、今回の分析では、現行の制度を前提とした年金保険料の金額をヴィネットに示したものの、調査対象者が負担の側面をあまり考慮していないと考えられる点である。年金給付額を増やした場合、年金財政を安定させるためには、年金保険料や税の増大という形で負担も増大せざるをえないが、その点を調査対象者に理解させ、ヴィネットに回答してもらうことが今後の課題である。ただし、調査対象者の約3分の2が、年金給付を充実させるためには、負担増もやむをえないと考えているので、負担増についても、ある程度の許容度はあると思われる。

＊ 社会保障研究所の実施した老齢年金の意識調査において、年金総合研究センターより、研究助成をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

注

- 1) 年金意識の先行研究に関するサーベイは、府川(1991)によりなされているので、そちらも参照されたい。
- 2) 現役時代の職業は民間サラリーマンを仮定しているので、分析対象としている年金制度は厚生年金である。加入期間は40年加入を仮定している。

- 3) 野口 (1991), 大田 (1991) は, 高齢者の持ち家比率が高いことに注目し, 老後の生活保障に居住用不動産を活用すべきであると主張している。また, 村上 (1990) は, 老後の所得保障でなく, 老後の介護サービス確保のための手段として, 持ち家利用の方法について分析している。
- 4) ヴィネットを使って, 適正な額を推計するという方法は, Jasso (1978), Jasso (1980), Jasso and Rossi (1977) らの考え方にしたがっている。ただし, 彼らは, 公正な所得を推計するためにヴィネットを使っている。
- 5) 野口 (1991) は, すでに現在の年金制度も公的扶助に近いので, 年金制度にもミーンズ・テストを実施すべきであると主張している。

参考文献

- 府川哲夫 (1991) 「年金意識の変遷」『季刊・年金と雇用』第10巻第1号, 70-86頁。
Jasso, G., (1978), "On the Justice of Earnings:

A New Specification of the Justice Evaluation Function," *American Journal of Sociology*, 83: 1398-1419.

Jasso, G., (1980), "A New Theory of Distributive Justice," *American Sociological Review*, 45: 3-32.

Jasso, G. and Rossi, P. H., (1977), "Distributive Justice and Earned Income," *American Sociological Review*, 42: 639-651.

村上雅子 (1990) 「介護サービスと持ち家資産」社会保障研究所編『住宅政策と社会保障』, 東京大学出版会。

野口悠紀雄 (1991) 「ストック経済における社会保障」『フィナンシャル・レビュー』第19号, 1-10頁。

大田弘子 (1991) 「老後所得保障における公私の役割分担」『フィナンシャル・レビュー』第19号, 54-71頁。

(つかはら・やすひろ 明治大学短期大学専任講師)

家族関係・住居の種類と年金意識*

野 呂 芳 明

われわれの調査研究の目的は、年金給付に関する人々の考え方の特徴を調べることにある。本報告では、人々の家族形態や居住形態の違いが年金給付に関する考え方にどのように反映しているか（していないか）という観点からこのテーマにアプローチしたい。

分析の手順としては、第1に、回答者を家族関係や住宅の所有形態の違いにもとづいてグループ化し、それらのグループと調査票中の年金給付に関する考え方の各項目との関連を検討する。第2に、個々のヴィネットに提示された年金給付額に対する各回答者による評価の傾向（高め／低めに評価する傾向）について数値化し、その傾向を対象者の家族形態や居住形態などによってどの程度説明ができるかを検討する。第1の考察は老後の経済生活における公的および私的年金の位置づけを問題にするものであり、第2の考察は従前所得など所与の条件に応じて支払われるべき年金の水準について、家族や住宅などの生活環境を異にする人々の間で合意形成が可能であるかを検討するものである。

I 家族関係・住宅の種類と年金に関する 考え方や態度の概観

年金というのは、あらためて説明するまでもなく、人々が労働の対価として報酬を得る生活から退いた後でも生計を維持できるように現金を給付するシステムである。このシステムの原資は人々の勤労所得の一部を差し引いておこなわれる社会的貯蓄であるから、長期的かつ巨視的にみれば老後に向けての人々の自助努力の体系と位置づけることができる。

しかし、年金（公的年金）は人々が老年に至るまで継続的かつ強制的に所得の一定割合を差し引いたものを原資とし、しかもその多くが直接的には現在の退職者への給付に用いられることから、短期的にみれば世代間の所得移転と位置づけられる。この強制性、働いている人から引退した人への所得移転という性格のゆえに、公的年金は個人の任意でおこなわれる貯蓄や個人年金などと違

い、保険料を拠出する現役世代に対してつねに一定の正統化を必要としている。具体的には、(1)将来も年金システムが存続することの保証、および、(2)所得の移転は引退した人の生計の維持に必要な範囲で、多すぎも少なすぎもしない程度におこなわれるという限定づけ、(3)所得から強制的に差し引く保険料は、あまり負担感をもたせるものでないこと、等をあげることができるだろう。

したがって、公的年金に対する人々の信頼は、(1)将来も年金システムが存続するか、(2)どのくらいの給付がされるか、(3)将来必要な給付が得られることを前提に、いまでもここまで負担してよいか、等の見通しによって左右されると考えられる。われわれの調査では、これらの要因に関して以下のような質問をおこない、回答を得ている。すなわち、①個人年金に加入しているか否か（問17）、②個人年金に加入していない場合に、加入する意思があるか否か（問18）、③年金の保険料負担と給付額の関係について、負担増・給付増と負担減・給付減のどちらを望むか（問19）、④老後の経済生活を主に公的年金に依存すると考えているか否か（問22の選択肢中の「1. 主として公的年金に頼る」を選んだかそれ以外を選んだか）、⑤老後の生活不安（問23）、などである。

公的年金システムの正統化という観点からすれば、これらの変数について人々の間に大きなばらつきがあり合意形成が困難になるのは、あまり望ましくないことであろう。本研究では、これらの変数によって示された年金に関する人々の考え方や態度に影響を及ぼしうる要因として、その人の家族関係的要因、および重大な経済的ストックであり将来の居住の安定にかかわる財としての住宅所有をとりあげ、その効果を検討していく。

まず回答者の家族関係について、われわれの調査では、「結婚しているか否か」（未婚、既婚、離別、死別の4分類）、「子との同居形態」（子どもはいない、非同居、未就業子と同居、未婚子と同居、既婚子と同居の5分類）、「自分または配偶者の親と同居しているか否か」（同居、非同居の2分類）を調べた。はじめに、これらの要因が年金に関する回答者の考え方とどのように関連している

表 1 回答者本人の家族関係と年金に関する考え方や態度との間の関連

	① 個人年金への 加入の有無	② 個人年金への 加入意思	③ 負担と給付の 関係	④ 老後の公的年金 依存志向	⑤ 老後の生活不安	d. f.
結婚しているか否か	4.53	8.52*	2.32	7.56	0.35	3
子との同居形態	10.27*	19.47**	1.93	12.98*	2.79*	4
親と同居しているか	0.00	8.25**	0.20	5.47*	8.52**	1
住宅の種類	4.86	13.61**	0.47	0.70	5.57**	4

(注) ①～④についての数値は、カイ2乗値を示し、「d. f.」は自由度を表す。⑤の数値は F 値を示している。*印は関連が有意であることを表示している (*… 5%水準, **… 1%水準)。

か(あるいはしていないか)を検討しよう。

表1は、回答者本人の家族関係と年金に関する考え方や態度との間に統計的に有意な関連がみられるかどうかを検定し、結果を要約したものである。上の①～④についてはクロス表のカイ2乗検定をおこない、⑤については不安の4段階(1.まったく不安はない～4.大いに不安がある)を数値とみなしてグループ別平均値の差の F 検定をおこなっている。

表をみると、③については回答者の家族関係のありようとの関連は薄い。③の設問は、個人の生活そのものと直接結びつきにくい、政策的な判断を問うものであるという事情があらわれているのだろう。また、回答者が結婚しているか否かというのは、②(個人年金への加入意思)とやや強い関連をもつ(既婚者の加入意思が高い)ほかは、あまり年金に関する考え方や態度と結びついていない。むしろ年金に関する考え方や態度に結びついていないのは、自分の子、あるいは親との同別居であることがわかる。なかでも、②や⑤など将来の見通しにかかわる意識と、現在の家族関係のありようが強く結びついていないのは興味深い。

次に、住宅の種類(持ち家、民営の賃貸、公営の賃貸、社宅・寮、間借りの5分類)との関連をみると、ここでも有意な関連を示したのは②および⑤という、将来の見通しにかかわる意識である。住宅を所有しているかどうか

かなどは、本人の経済状況を示すひとつの指標であり、それが老後生活の見通しに一定の影響を与えていることがうかがえる。

以下、具体的にこれらの動向を詳細に検討しよう。

II 本人の家族関係と年金給付に関する考え方や態度

表2は、上の①②④⑤と、子や親との同居形態との関係を具体的に示したものである。これをみると、子どもとの同居形態の分類の方は、回答者のライフステージあるいは年齢の水準をあらわしていることがわかる。最も平均年齢が若いのは、「子どもはいない」と答えた回答者で、逆に平均年齢が高いのは、「同居の子はいない」または「既婚の子と同居」していると答えた回答者である。

①の個人年金加入率が高いのは、「未就業子と同居」している人で、このカテゴリーに属する人の3分の1以上に達する。一方、平均年齢の若い「子どもはいない」人、逆に平均年齢の高い「同居の子はいない」人などの加入率は相対的に低い。

次に②の個人年金未加入者の加入意向をみると、ライフステージの進んだ(年齢の高い)回答者になるほど、加入の意向が低くなることがわかる。同様に、⑤の老後

表 2 個人年金の加入率、加入の意向、老後の生活不安度と家族関係との関連

	子どもとの同居形態					親との同居	
	子どもはいない	同居の子はいない	未就業子と同居	未婚の子と同居	既婚の子と同居	していない	している
① 個人年金加入者割合 平均年齢(歳)	21.7% 36.3	18.3% 66.3	35.7% 42.0	25.9% 55.9	25.0% 64.3	27.2% 47.2	28.0% 41.4
② 未加入者の加入意向 平均年齢(歳) 加入の意思あり	36.1 30.1%	65.0 4.1%	41.3 25.9%	56.1 11.6%	68.2 5.6%	49.9 16.9%	36.5 35.8%
④ 老後公的年金に依存	33.0%	55.7%	34.7%	49.2%	33.3%	42.0%	26.7%
⑤ 老後の生活不安度	2.83	2.62	2.89	2.75	2.41	2.85	2.53

生活不安度をみても、総じて回答者のライフステージの進行（加齢）に応じて老後の生活不安度が低下している。すなわち、年金や老後の不安などは、本人のライフステージの進行、あるいは加齢に影響される効果が大きいうのである。これに対して④の老後生活の公的年金依存志向については、子どもとの同居形態、親と同居しているか否かのいずれとも5%水準で有意な関連があるものの、それは必ずしも本人のライフステージの効果のようには思われない。

家族関係のあり方を考えていく視点としては、このように家族関係を本人のライフステージの指標としてみていく方向と、本人が現に属している家族の形態を中心にみていく方向がある。われわれは、ここでの課題である年金給付に関する考え方や態度を規定する要因として、両方を検討する必要があるだろう。そこで、まず本人の家族形態要因、次に本人のライフステージ要因という順で、年金給付に関する考え方や態度との関連をみていきたい。

〈1〉世帯類型と年金給付に関する考え方や態度

家族形態を分類するときには、「何をもって家族と定義するか」が問題になる。ここでは家族の範囲を「世帯」（生計を共にしている同居の親族）として、調査対象者の家族の分類を考えることにした¹⁾。具体的には、国勢調査の世帯類型などを参考に、次のように分類した。

① 単身世帯（44人）

本人が現在結婚しておらず、かつ1人で生活している世帯。

② 夫婦のみの世帯（76人）

本人が結婚しており、かつ自分や配偶者の親はいないか、いても別居しており、同居の子どももいない、2人の世帯員からなる世帯。

③ 親と未婚の子からなる世帯（229人）

本人が親である場合には、未婚の子と同居しており、かつ同居者のなかに本人または配偶者の親にあたる（子からみれば祖父母にあたる）人が含まれていない世帯。また、本人が子である場合には、未婚で自分の子はおらず、かつ親と同居している世帯。いずれの場合にも、親の世代は2人いる場合も1人の場合も含まれる。いわゆる核家族世帯がほぼこれに該当する。ただし、調査の形式上、本人が子である場合（229人中の34人）に、祖父母と同居している可能性を排除できないことに注意する必要がある。しかし実際には、全体からみれば小人数（10人は超

えないであろう）と思われるので、分析を進める際の留保はとくにしていない。

④ 親と既婚の子からなる世帯（29人）

本人が親である場合には、既婚の子と同居しており、かつ同居者のなかに本人または配偶者の親にあたる（子からみれば祖父母にあたる）人が含まれていない世帯。また、本人が子である場合には、既婚で自分の子はおらず、かつ親と同居している世帯。いずれの場合にも、親の世代は2人いる場合も1人の場合も含まれる。ここでも調査の形式上、本人が親である場合には孫と同居している可能性、本人が子である場合には本人または配偶者の祖父母と同居している可能性を排除できない。しかし少数であると判断して、分析を進める際にとくに留保はつけないこととした。

⑤ 三世代世帯（33人）

本人が既婚でかつ未婚の子、および自分または配偶者の親と同居している世帯。調査の形式上、本人または配偶者の祖父母と同居している可能性はある。しかし少数であると思われるので、分析を進める際にとくに留保はつけないこととした。

⑥ その他の世帯（12人）

上記の①～⑤のいずれにも含まれない形態の世帯。

このように分類すると、表3に整理したように、平均年齢、平均世帯収入、および持ち家率などは各世帯類型ごとに有意に異なっていることがわかる。具体的にみると、回答者の平均年齢が最も高いのは「親と既婚の子世帯」で、多くが高齢の親世代に属している。次に、世帯収入では、「親と既婚の子世帯」がとび抜けて高く（収入1億円という回答者があったのが影響している）、「三世代世帯」が続く。これは、親子両世代の世帯員が所得を得ている場合が多いためである。持ち家率も、この2つの分類が高い。

一方、年金に関する意識や態度と各世帯分類との関連については、あまり顕著なものはみられなかった。個人年金の加入状況、未加入者の加入意思の有無、保険料負担と年金給付水準の関係についての見解、老後の経済生活を公的年金に依存するか否かについては、いずれも有意な連関は観察されない。唯一有意な連関がみられたのは、老後の生活不安度である。「その他の世帯」の不安度が最も低く、また「親と既婚の子世帯」「三世代世帯」に属する回答者の不安度も低い。一方、「単身世帯」「親と未婚の子世帯」「夫婦のみ世帯」に属する回答者の不安度は、相対的に高かった。世帯分類との関連で考えら

表3 個人年金の加入率、加入の意向、老後の生活不安度と世帯類型との関連

	世帯の類型						χ^2 値, F 値 ($d.f.=5$)
	単身世帯	夫婦のみ 世帯	親と未婚 の子世帯	親と既婚 の子世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	
平均年齢(歳)	44.3	56.8	42.5	66.5	44.2	50.2	24.85**
平均世帯収入(万円)	314.8	660.7	753.8	1272.4	907.7	681.8	7.95**
持ち家率	11.4%	59.2%	52.8%	93.1%	93.9%	75.0%	74.15**
個人年金加入者割合	20.5%	22.4%	28.8%	27.6%	42.4%	8.3%	8.24
未加入者の加入意向 加入の意思あり	14.7%	13.6%	25.5%	5.6%	27.8%	9.1%	8.88
保険料と給付の関係 負担増・給付増	64.3%	79.5%	67.3%	63.0%	64.5%	66.7%	5.20
負担減・給付減	35.7%	20.5%	32.7%	37.0%	35.5%	33.3%	
老後公的年金に依存	40.9%	51.3%	37.1%	34.5%	27.3%	41.7%	7.42
老後の生活不安度	3.05	2.74	2.86	2.48	2.51	2.09	4.50**

(注) 平均年齢, 平均収入, 老後の生活不安度の世帯類型別の平均値については, F 検定を, それ以外についてはクロス表のカイ 2 乗検定をおこなった。表の右端の数値は, F 値またはカイ 2 乗値を示す。自由度 ($d.f.$) はいずれも 5 である。*印は関連が 1% 水準で有意であることを表示している。

れる理由は, 世帯収入の違い (収入の高い回答者の不安度は低い), あるいは世帯の規模 (規模が大きいほど不安度は低い) あたりだろう。実際に不安度との相関を調べたところ, 世帯収入との相関係数は -0.24 と 1% 水準で高度に有意であり, 関連のあることが確認された。一方, 世帯の規模 (人数) との相関係数は -0.06 と有意でなかった。家族が多いという世帯のあり方そのものが不安感を減じるとは, いえないようである。

以上のようにわれわれは, 回答者の家族関係のあり方を世帯類型の違いという観点から整理して, 年金に関する回答者の意識や態度などとの間にどのような関連がみられるかを調べた。結果としていえるのは, 世帯類型の観点からではあまり有意な関連がみられないということである。年金に関する意識や態度を探る変数のなかで, 世帯類型と有意な連関を示したのは老後の生活不安度だけであった。しかしそれは, 世帯類型の違いそれ自体が不安度を規定するというよりも, 世帯類型別の収入額に大きな差があり, この収入の違いが不安感を規定すると考えた方がよいようである。すなわち, 老後生活の不安度に直接影響を及ぼすのは, 現在の世帯収入の額という経済的要因のようである。

〈2〉本人のライフステージと年金給付に関する 考え方や態度

次にわれわれが検討するのは, 回答者のライフステージあるいは加齢の状況が年金に関する回答者の意識や態

度に対してどのように影響するかということである。

ここで注意しなければならないのは, 仮に回答者のライフステージの違いが有効な説明変数であることが明らかになったとしても, それがそのまま個人のライフステージの進行にともなう意識の変化をあらわすことにはならないということである。データが 1 回限りのものである以上, 同一の個人の意識の変化を追うことはできない。それをふまえたうえで, 回答者のライフステージ別の年金に関する考え方や態度について整理しておこう。

回答者のライフステージについては, 調査票にもとづき, 次のように分類した。

① 独身期 (13.5%, 男性 32 人, 女性 25 人)

回答者が未婚で 40 歳未満。親と同居している人が 6 割を占め, また生活費の主な稼ぎ手も半数以上が親である。

② 新婚期 (4.3%, 男性 8 人, 女性 10 人)

回答者が 40 歳未満の既婚で, 子どもはまだいない。全員親とは別居しており, 生活費は自分たちでまかなっていると回答した。

③ 教育期 (40.2%, 男性 80 人, 女性 90 人)

回答者の同居している子どもがみな未婚で, まだ働いていない。本人または配偶者の親と同居している人は 15.4% あった。ただし, 生活費の主な稼ぎ手は, 本人あるいは配偶者である。

④ 排出期 (13.9%, 男性 29 人, 女性 30 人)

回答者の同居している子どものなかに, 働いてい

表4 回答者のライフステージと年金に関する考え方や態度の関連

	① 独身期	② 新婚期	③ 教育期	④ 排出期	⑤ 老親期	⑥ 同居子なし・中年期	⑦ 同居子なし・老年期	χ^2 値, F 値 ($d.f.=6$)
平均年齢 (歳)	26.1	30.3	41.4	56.2	67.7	56.3	71.4	230.44**
平均世帯収入(万円)	602.0	663.9	724.2	886.5	1313.2	665.3	466.2	4.72**
持ち家率	40.4%	16.7%	51.8%	71.2%	92.6%	56.6%	69.2%	41.22**
個人年金加入者	19.3%	22.2%	35.3%	25.4%	22.2%	18.9%	23.1%	10.28
未加入者中で加入意思のある人	37.0%	50.0%	25.9%	11.6%	5.6%	7.1%	0.0%	34.22**
公的年金に依存	21.1%	27.8%	34.7%	49.2%	33.3%	50.9%	64.1%	26.35**
老後生活不安度	2.64	3.06	2.89	2.75	2.41	2.89	2.59	2.54*

(注) 平均年齢, 平均収入, 老後生活不安度のライフステージ別の平均値については, F 検定を, それ以外はクロス表のカイ 2 乗検定をおこなった。表の右端の数値は, F 値またはカイ 2 乗値を示す。自由度 ($d.f.$) はいずれも 6 である。*印は関連が統計的に有意であることを表示している (*... 5%水準, **... 1%水準)。

る者はいるが, 結婚している子どもはまだいない。11.9%の人が本人または配偶者の親と同居している。生活費の主な稼ぎ手はほとんど本人あるいは配偶者であるが, 自分の子またはその配偶者と答えた人も3人ばかりいた。

⑤ 老親期 (6.4%, 男性9人, 女性18人)

回答者の同居している子どものなかに, 結婚していてその子あるいはその配偶者が働いているという子がいる。この世代になると親と同居している人はいない。一方, 生活費の主な稼ぎ手は, 本人あるいは配偶者であるケースが55.6%, 自分の子あるいはその配偶者であるケースが44.4%と, かなり拮抗している。

⑥ 同居子なし・中年期 (12.5%, 男性19人, 女性34人)

回答者が65歳未満で, 子どもはいない (21人) か, すべて別居している (32人)。一方, 親と同居しているケースは15.1%あった。この類型に属する人の半数 (26人) は, 子どもが独立して夫婦だけになったケースである。その他に, 未婚の人, 配偶者との離別や死別を経験した人が含まれる。生計は自分か配偶者が支えている。

⑦ 同居子なし・老年期 (9.2%, 男性19人, 女性20人)

回答者が65歳以上で, 子どもはいない (10人) か, すべて別居している (29人)。生活費は主に本人あるいは配偶者が稼いでいる。より詳細にみると, 3分の2 (26人) は, すでに子どもが独立して夫婦だけになったケースである。その他に, 未婚の人, 配偶者との離別や死別を経験した人が含まれる。

以上のライフステージ分類と年金に関する考え方や態度との関連を検討したのが表4である。個人年金加入に

関しては同居の子どもがまだ就学中である教育期の人の加入率が最も高く, その前のステージでは, 独身期<新婚期<教育期, 後のステージは教育期>排出期>老親期というような流れが観察される (ただし分布の偏りは有意でない)。一方, 加入意向をみると, 新婚期が最も高く, 独身期がそれに次ぐが, あとはステージが進むにつれて低下する。これらは将来の生活に対する不安の指標と考えられるものである。老後の生活を主に公的年金に依存すると答えた人の割合についても, 若いステージに属する人ほど低く, ステージが進んだ人ほど高くなっている。ただし, ⑤「老親期」の人だけは低下しており, 同年輩だが同居の子がいない⑦の分類に属する人の公的年金依存志向に比べても著しく低くなっている。これは, ⑤の人が所属する世帯の多くにおいて, 主たる家計維持者が子どもの世代に移行していることを反映していると考えられる。これらの指標に関する分布の多くは, 1%水準で高度に有意であった。

近年, 若い世代において公的年金に対する不安, あるいは不信が高まっているといわれる。われわれの調査のなかでも, 若いライフステージに属する人の公的年金に依存する意識の低さ, 個人年金加入意向の高さ——加入率そのものは必ずしも高くないが——等の形でこうした不安意識の存在が確認された。これについて, 「若いステージにおいては老後の経済生活について漠然とした不安感が比較的強く, 公的年金への不信と自助努力である個人年金への関心を喚起するが, 実際に老齢に近づくにつれてそうした不安感は薄らいでいく」というように, 個人の意識の時間的な変化を示すと解釈することも可能だが, さきに述べたように本調査では検証できない。ここでは, 若年世代における公的年金への不信が無視しえ

ないものであることを指摘するにとどめておくべきだろう。

Ⅲ 住宅の所有形態と年金に関する意識や態度の関係

次にわれわれが検討するのは、調査対象者が居住する住宅の所有形態と年金に関する意識や態度との関係である。ここでは住宅は、回答者本人あるいはその世帯の経済状況をストック面から照らし出す指標と位置づけることができる。その種類について、調査票では以下のように分類して尋ねてある。

① 持ち家 (56.3%, 238人)

回答者の過半を占め、世帯類型では親と未婚の子世帯が約半分で最も多く、以下夫婦のみ世帯、三世帯世帯と続く。回答者のライフステージでは教育期に属する人が4割弱で、表の平均年齢をみれば明らかのように、それ以降の中高年代が大多数である。主たる生計維持者の職業は、4割が一般従業者すなわちサラリーマンで、2割強が自営業者である。

② 民営の賃貸 (22.5%, 95人)

やはり半数以上が親と未婚の子世帯だが、単身世帯や夫婦のみ世帯もあわせて4割を超え、小規模世帯が多い。平均年齢も若いので、ライフステージ別の構成では教育期に属する人が4割強、独身期が4分の1、新婚期が1割などとなっている。主たる生計維持者の職業をみると、3分の2がサラリーマンである。

③ 公営の賃貸 (12.5%, 53人)

世帯類型別では、親と未婚の子世帯が3分の2を占める。残りは夫婦世帯が2割強、単身世帯が約1

割である。回答者のライフステージ別の分布は、平均年齢の近い持ち家層に類似しており、4割強が教育期に属している。主たる生計維持者の職業をみると、一般従業者が8割近くに達する。

④ 社宅・寮 (7.1%, 30人)

世帯類型では親と未婚の子世帯が4分の3、ライフステージでは6割が教育期、主たる生計維持者の職業はすべて一般従業者となっている。等質性の高い人々だといってよいだろう。住宅の面で恩恵を受けているうえに、表5の通り平均収入も高く、相対的に有利な位置にある。

⑤ 間借り (1.7%, 7人)

7人中5人が単身で、ライフステージ的には同居の子がいない中年に属する人が4人、職業別では一般従業者が4人であった。表5の通り平均年収がきわめて低いこととあわせ、経済的に最も不利な位置にある階層だといえるであろう。

表5は、年金に関する考え方や態度との関連を示したものである。それによると、住宅所有形態の別は、説明変数として一定の有効性をもつことがわかる。すなわち、個人年金未加入者の加入意向、および老後の生活不安度に関して、有意な説明力をもつことが確認された。前者については、各住宅所有形態に属する人の年齢ならびにライフステージ構成の違いを反映しているところもあるが、後者の老後生活不安度は持ち家の人とそれ以外の人で明らかに異なっている。

まず、①の持ち家層は、最も重要な資産である住宅を所有しているだけでなく、経済的フローの指標である収入の面でも最も有利な位置にあり、それは老後の生活不安度の顕著な低さにつながっている。個人年金の加入者は約3割で、未加入者の加入意向は約2割と、比較的低

表5 回答者の住宅所有形態と年金に関する考え方や態度の関連

	① 持ち家	② 民営の賃貸	③ 公営の賃貸	④ 社宅・寮	⑤ 間借り	χ^2 値, F 値 ($d.f.=4$)
平均年齢 (歳)	51.9	37.2	47.3	40.9	51.9	19.32**
平均世帯収入 (万円)	878.3	481.9	537.8	753.5	282.1	8.83**
個人年金加入者割合	29.8	25.3	20.8	30.0	0.0	4.86
未加入者の加入意向 加入の意思あり	20.4	26.1	4.8	38.1	0.0	13.61**
老後公的年金に依存	38.7	38.9	41.5	43.3	28.6	0.70
老後の生活不安度	2.62	2.97	3.00	3.01	3.00	5.57**

(注) 平均年齢、平均収入、老後の生活不安度の住宅所有形態別の平均値については、 F 検定を、それ以外はクロス表のカイ2乗検定をおこなった。表の右端の数値は、 F 値またはカイ2乗値を示す。自由度 ($d.f.$) はいずれも4である。*印は関連が統計的に有意であることを表示している (*... 5%水準, **... 1%水準)。

い。④の社宅・寮居住者は平均年齢が若いものの、世帯収入の面では持ち家層に次いで高い。個人年金の加入率も約3割ある。しかし、未加入者の加入意向はきわめて強く4割近くに達し、老後の生活不安度も持ち家層に比べて高い。若いライフステージに属する人が相対的に多いこともあろうが、住宅という資産を所有しているか否かという違いがもつ意味の大きさを感ぜさせる。

逆に経済的に最も不利な位置にあるのが⑥の間借り層である。数が少ないのでデータの解釈に一定の留保が必要だが、個人年金加入者がなく加入の意思をもつ人もなく、老後生活の公的年金依存志向も低めで、老後の準備が整っているとはいえない状況にある。そして、老後生活の不安度は高い。これに比較的近いのが、③の公営の賃貸住宅居住者である。年齢やライフステージ構成は持ち家層に類似しているものの、平均世帯収入は明らかに低く、個人年金加入率がやや低めなうえに未加入者の加入意向がきわめて低い。そして将来の老後生活に対する不安感は持ち家層に比べて高いのである。

②の民営賃貸住宅居住者層は、同じ賃貸でも公的住宅居住者の③に比べ、世帯収入面でやや低めに位置する。しかし平均年齢が10歳も若い30代後半であることもあり、個人年金加入率がやや高いほか未加入者の加入意向が明らかに高い。しかし、ほぼ同年輩の④社宅・寮居住者に比べると個人年金加入率、未加入者の加入意向とも低く、こうした老後に向けての自助努力の面で収入面の不利が反映している。

Ⅳ 個人のヴィネット評価傾向についての分析

ここまでわれわれは、今回のヴィネット調査に回答を寄せた人について、家族関係や住宅所有という観点からその特徴を検討してきた。そこで明らかになったのは、ライフステージや住宅所有の形態によって、年金に関する意識や態度に有意な差が認められるということである。

それでは、こうした意識や態度の差だけでなく、今回

のヴィネットに関する判定に対しても家族関係や住宅所有状況による違いを見出すことができるだろうか。われわれは、提示されたヴィネットの年金額に対して各回答者がおこなう評価の傾向を指標化することにより、この問題にアプローチすることにした。

指標化の考え方は、次の通りである。提示された個々のヴィネットの年金水準に関して人々は「低すぎる」「高すぎる」と判定するわけだが、16種類の判定を通じて、「低すぎる」と多く判定する人もあれば、「高すぎる」と多く判定する人、バランスよく判定する人など、年金水準に対する一定の評価傾向がみられるのではないか。このような考えにもとづいて、ヴィネットの評価傾向を以下の手続きにしたがい数値化した。

- (1) 全部で480種類あるヴィネットの各種類（1種類につき十数人の回答者による判定を得ている）について、判定の平均点と標準偏差を計算し、そのヴィネットに対する各人の判定のZ得点（平均0、標準偏差1）を求める。
- (2) 回答者は16種類のヴィネットについて判定しているので、それぞれの判定のZ得点の回答者別平均値を、423人の回答者の1人1人について計算する。
- (3) 平均得点の高い人は、ヴィネットについて「年金額が高すぎる」と判断してより低い水準の年金額を求める傾向が強く、逆に平均得点の低い人は、「年金額が低すぎる」と判断してより高い水準の年金給付を求める傾向が強いといえることができる。したがって、ここで求めたヴィネット判定のZ得点の各回答者別平均値は、それぞれの回答者のヴィネット評価傾向をあらわす指標として利用することが可能である。

こうして評価傾向を数値化すると、家族関係や住宅分類別などの分析を試みる事が可能になる。表6ではこの評価傾向指標と回答者の各属性や意識との関連について要約している。それによると、1%水準で有意な関連を示したのは老後生活を主に公的年金に依存するか否か

表 6 回答者のヴィネット評価傾向と各種属性や意識との関連

回答者の評価傾向に関して有意な差のみられた属性や意識					
世帯類型		世帯収入*		老後生活を公的年金に依存するか否か	
回答者の評価傾向に関して有意な差のみられなかった属性や意識					
性別	年齢*	学歴	結婚の状態	ライフステージ	
住宅の所有形態		現在年金を受給しているか否か			
個人年金に加入しているか否か			個人年金未加入者の加入意向		
保険料負担と給付水準の関係についての見解			老後の生活不安度*		

(注) *印を付した変数については相関係数を、それ以外の変数については評価傾向に関するグループ別平均値のF検定をおこない、関連の有意性を調べた。

表 7 回答者のヴィネット評価傾向と世帯類型、世帯収入との関連

	世 帯 の 類 型						
	単身世帯	夫婦のみ世帯	親と未婚の子世帯	親と既婚の子世帯	三世代世帯	その他の世帯	F 値 (d. f.=5)
評価傾向の平均値	.166	-.109	-.012	-.082	.165	.055	2.54*
	世 帯 収 入				老後公的年金依存志向		
	500万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上	相関係数	主に依存する	依存しない	F 値 (d. f.=1)
評価傾向の平均値	.079	-.061	-.018	-.14**	-.092	.059	8.90**

(注) *印は、関連が有意であることを示す (*... 5%水準, **... 1%水準)。

のみであり、5% 水準で有意な関連を示したのは、世帯類型ならびに世帯収入であった。具体的な関連の仕方は、表7の通りである。

世帯類型との関連をみると、ヴィネット評価傾向の平均値が相対的に高い（給付水準が高すぎると評価する傾向がある）のは単身世帯ならびに三世代世帯である。逆に、夫婦のみ世帯、親と既婚の子世帯などはヴィネット評価傾向の平均値が相対的に低く、給付水準を低すぎると評価する傾向がみられた。次に、世帯収入とは1%水準で有意な負の相関が観察され、収入の低い回答者ほど相対的に低い水準の年金給付を求める傾向、あるいは収入の高い回答者ほど相対的に高い水準の年金給付を求める傾向があるという結果になった。やや詳細に調べると、収入が500万円未満程度の低所得階層では評価傾向の符号が総じて正になり、ヴィネットの給付水準が高すぎるとみる傾向が相対的に強い。500万円から1,000万円未満程度の中所得階層では、評価傾向の符号が総じて負に反転し、給付水準が低すぎるとみる傾向が相対的に強い。ところが1,000万円以上の高所得階層になると、評価傾向の符号は全体に依然として負であるもののばらつきが大きくなり、結果として年金給付水準に関する評価はゼロ（平均）に近づいている。なお、収入に関しては、世帯収入でなく回答者の個人収入でみても同様の結果を得た。

また、老後の経済生活を主に何に依存するかという質問に関しては、公的年金と回答したか否かで区分して評価傾向を比較し、1%水準で有意な差を検出した。公的年金に依存すると答えた人は、提示されたヴィネットの給付水準を低すぎると評価して、高い給付水準を志向する傾向が相対的に強く、それ以外の人は給付水準を高すぎると評価する傾向が相対的に強い。また危険率は5%をやや超えたものの、性別では男性が、保険料負担と年金給付の関係に関する意見では負担増・給付増の組み合わせを選択した回答者が、ヴィネットの年金給付水準を低すぎると評価する傾向がみられた。

こうした評価傾向の解釈は必ずしも容易でない。まず回答者の世帯収入に関しては、比較的解釈しやすい。すなわち、低所得階層は年金の給付水準の判定に関し相対的に低めの給付水準を志向する。中所得階層は相対的に高めの給付水準を志向し、高所得階層の評価傾向はやや中立的という関連である。住宅所有形態に代表される資産による違いは有意でないことから、評価傾向は回答者の経済的フローの状況に規定されるところが大きいと判断される。具体的にいうならば、日常の経済的生活感覚というものだろうか。一方、この評価傾向と世帯類型の関連は、やや解釈に苦しむところがある。最も規模の小さい単身世帯と、逆に規模の大きい三世代世帯において、ヴィネットの年金給付水準を高すぎると評価し低めの給付水準を志向する傾向が相対的に強いというのは興味深い。前者については家族を扶養する必要がなく、後者については生計をすべて自分だけで維持する必要がない、という心理的なゆとりがあるためかもしれない。

全体としては、年金給付水準の妥当性の判定に関して回答者のさまざまな属性による違いがあまり顕著でなかったことは、人々の間で公的年金のあり方についてかなりの程度の合意が存在していることを示すものと位置づけられるであろう²⁾。

V 要約と結論

本研究でわれわれは、人々の家族形態や居住形態の違いが年金給付に関する考え方にどのように反映しているかという問題を調べてきた。

第1に、回答者を家族形態およびライフステージの違いにもとづいてグループ化し、それらのグループと調査票中の年金給付に関する考え方の各項目との関連を検討した。そこで明らかになったのは、年金に関する考え方は回答者の家族形態でなくライフステージとの関連が大きいということである。とくに新婚期の若いステージの

回答者は、老後の生活を公的年金に依存する意識が低い一方で老後に対する不安感が強く、個人年金に対する関心も高い。回答者が小人数であること、年金システムに対する理解の不足や遠い将来への漠然とした不安の大きさなどを考慮しても、ここには公的年金に対する不信が感じられる。また、次のステージである教育期に属する回答者も、個人年金加入率や加入意向の高さなどをみると、老後生活の自助志向が強いといえるだろう。

第2に、回答者の住宅所有形態と年金に関する考え方の関係を検討すると、ここでもある程度の統計的に有意な関連が見出された。なかでも老後の生活見通しに関する不安度は、持ち家の人とそうでない人の間に顕著な差が確認された。多くの人にとって住宅の所有は最も重要な資産であると同時に、老後の安定した居住生活を保証する存在なのである。

第3に、個々のヴィネットに提示された年金給付額の水準に対する各回答者の評価傾向を数値化し、それが回答者の家族形態や住宅所有形態、年金に関する意識などによってどの程度説明ができるかを検討した。その結果、全体としては、回答者のさまざまな属性による評価傾向の違いがあまり顕著でないことが明らかになった。公的年金のあるべき水準について、人々の間にはかなりの程度の合意が存在するのかもしれない。しかし、そのなかで老後の生活を公的年金に依存すると回答した人とそうでない人の評価傾向に統計的に有意な差が検出されたことは、注目に値するであろう。前者は給付水準の引き上げを、後者は給付水準の引き下げを求めており、公的年金の意義づけの違いを示している。

また、現在の世帯収入も有意な効果をもち、ヴィネットの給付水準について低所得階層に属する人が引き下げを、中高所得階層の人が引き上げを求めているという結果に

なった。これに対して、この分析の焦点である回答者の家族形態や住宅所有形態などとヴィネット評価傾向の関連はあまり顕著でなく、統計的に有意であったのは世帯類型のみだった。これらの解釈としては、人々の意識のなかで公的年金が何よりもまず基本的な生活費用をまかなうものと位置づけられており、そのために現在の世帯の構成や所得にもとづく経済的生活感覚の違いがヴィネット評価傾向に反映すると考えるのが妥当かもしれない。

ヴィネットの年金水準の評価というレベルではあまり大きな違いがみられないが、一方で、年金のあり方そのものについては人々の属性によってかなりの意識の差が観察されたというのがここでの分析結果である。これは、年金のシステムについて人々の間で議論を進め、理解を深めるとともに合意形成をはかることの大切さを指摘しているといえるだろう。

＊ 本プロジェクトの調査については財団法人年金研究総合センターの「年金制度研究開発助成金」による御援助をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

注

- 1) ただし、年金に関する意識との関連でそれが十分に適当であるとは必ずしもいえない。たとえば同じ単身世帯でも、別居の親族（子どもなど）に頼れるかどうかで年金に関する意識のありようが異なりうるからである。
- 2) ちなみに、全ヴィネットに対する人々の判定の平均点は-0.52点であった。ヴィネットは現行の年金給付水準をもとに作成されているので、人々は現行の給付水準をやや低いと評価し、水準の引き上げを求めていると解釈できるだろう。

（のろ・よしあき 東京学芸大学専任講師）

社会階層と年金意識*

織田輝哉
武智秀之

はじめに

本稿の目的は、社会階層、すなわち所得階層と職業階層による年金給付に対する考え方の違いを、ヴィネット調査の結果に基づいて分析することである。

まず初めに、各変数ごとに所得水準の違いをみて、所得階層と調査票の質問項目との関連を検討する。さらに職業を、大きくサラリーマンと非サラリーマンに分け、その特性を明らかにする。つぎに個人のヴィネットに対する評価から、個人のもつ「業績主義指標」を試算し、年金給付額に対する考え方の違いが何によって生まれてくるのかを検討していく。また、階層別の適正な年金給付額の推計も行った。

I 世帯所得と年金意識：意識調査の結果より

世帯所得と社会階層の各特性とがどのように関連しているのかという問題について、ここでは所得階層と調査票の質問項目との相関をみていくことにする。

一般に現在の社会階層上の地位は、将来における社会階層上の地位と相関をもつものと考えられる。したがって、現在社会階層の低い位置にいる人は、老後の生活に対して相対的に大きな不安感をもつものと思われる。そこで、まず世帯所得に関して、低い所得の人がどのような属性をもつかを検討し、それに伴う不安に対してどのように対処しようとしているのかをみていこう。

まず世帯所得と健康との関係についてみると、「きわめて健康」と答えた人の平均所得は699万円、「やや健康」と答えた人の平均所得は780万円であるのに対して、「きわめて不健康」と回答した人の平均所得は250万円にすぎない。学歴の面でも、世帯所得との間には一定の関係がみられる。大学卒の平均所得は785万円であるのに対して、中学卒の平均所得は551万円である。さらに住宅については、持ち家の世帯所得は878万円、民営賃貸の世帯所得は482万円、社宅の世帯所得は754万円、

間借りの世帯所得は282万円である。つまり、所得と住宅とは強い関係がみられるのである。

以上から、所得階層において低い階層的地位におかれている人はそれ以外の属性について相対的にめぐるまていないということがわかる。その場合、自分自身の将来の階層的地位、とくに老後における地位に対して、不安感を抱くことは想像に難くない。それでは、老後の不安に対する対処の仕方は所得階層によってどのように異なっているのだろうか。そこで、個人年金、負担と給付の関係、老後生活を何に頼るか、という項目との関連をみていこう。

個人年金への加入と世帯所得との間には、関連性がみられる。すなわち、加入世帯の平均所得は770万円、非加入世帯は700万円である。また、個人年金への加入意思と所得とは関係しているか、という問題については、所得の高い世帯ほど加入する意思があるといえる。加入意思のある世帯所得は736万円、加入意思のない世帯所得は686万円となっている。

さらに、負担と給付の関係についての意見に関しては、高福祉・高負担（負担増・給付増）は725万円、低福祉・低負担（負担減・給付減）は697万円である。これは一見意外な結果である。つまり、低所得者層は高福祉・高負担を期待しているはずなのに、なぜ低福祉・低負担を支持しているのだろうかという疑問が出てくる。だが、これはつぎのように解釈できよう。すなわち、低所得層は高福祉を望んでいるが高負担を望んでいない。高福祉・低負担が理想であるが、それは望むべくもない。したがって、短期的視点から低負担を希望し、意図せざる結果として、低福祉を支持してしまうのである。

さらに、老後生活を何に頼るかをみると、年金に依存するという世帯の平均所得は617万円であるが、退職金・貯蓄に頼ると答えた世帯の所得は770万円、財産収入と答えた人は1,393万円であり、低所得層が公的制度に頼ろうとしている傾向を有することが、読み取れる。

以上、世帯所得と年金意識について論じてきたわけであるが、所得階層における地位は老後の生活不安と関連

をもち、低所得階層の人は公的制度へ依存する、という構図が浮かび上がる。

II 職業と年金意識：意識調査の結果より

つぎに、従業上の地位と年金意識との関係を検討することにした。本稿では、従業上の地位を「サラリーマン」と「非サラリーマン」とに分類している。前者は、本人（男性）が給与所得者か、本人が女性であった場合で、夫が給与所得者である場合を指す。これに対して後者は、自営業者、学生、年金生活者を意味する。自営業者である女性でも、夫がサラリーマンの場合は「サラリーマン」の分類に入ることになる。ここでも前節と同様に、世帯所得と他の属性との関係をみたのち、老後の不安への対処の仕方を検討したい。

まず健康についてみると、サラリーマン世帯の回答者の57.3%が「きわめて健康である」と答え、非サラリーマン世帯の回答の41.2%を上回っている。また、学歴についても、サラリーマンの24.9%が大卒であり、非サラリーマンの17.0%をはるかに上回る回答であった。ただし、これについては年齢を媒介にした疑似相関である可能性も否定できない。

つぎに、住宅についてみると、非サラリーマンのほうが優位に立っている。サラリーマンの場合、持ち家が42.3%、民間賃貸が25.3%、公営賃貸が17.8%、社宅・寮が12.4%である。これに対して、非サラリーマンは持ち家が74.7%、民間賃貸が18.7%、公営賃貸が5.5%である。持ち家比率が大きく異なっている点は印象的である。さらにサラリーマン世帯は平均所得が682万円、非サラリーマン世帯は平均所得が772万円である。

ここでは、どちらかが一方的に優位に立つという傾向はみられないが、両者に特徴的な傾向はみてとることができる。すなわち、サラリーマン世帯のほうが健康であり教育水準も高い。一方で、非サラリーマン世帯は所得水準が高く、持ち家率も高いのである。

つぎに両者の老後生活への対処の仕方を比較してみよう。サラリーマン世帯が老後生活についてかなり深刻に考えているのに対して、非サラリーマン世帯は老後の経済生活についてそれほど不安を抱いていない。前者が「全く不安がない」=4.6%、「ほとんど不安がない」=17.0%、「やや不安がある」=59.3%、「大いに不安がある」=19.1%と回答している。これに対して後者は、「全く不安がない」=13.3%、「ほとんど不安がない」=29.4%、「やや不安がある」=42.2%、「大いに不安がある」=15.0

%と回答している。

老後生活の方法については、公的年金と自己収入に依存しようとする傾向は同じ程度であるが、対照的なのは、非サラリーマン世帯には財産収入に頼ろうと考えている人が多いことである。

個人年金に関する項目と従業上の地位との関連はあまり明確にはみられず、個人年金への加入意思がサラリーマンのほうがわずかに高いのが目立つ程度である。さらに、給付と負担の関係について、従業上の地位による違いをみると、低福祉・低負担は非サラリーマンよりサラリーマンが多い。サラリーマンの場合、高福祉・高負担が65.4%、低福祉・低負担が34.6%であり、非サラリーマンの場合は、高福祉・高負担が73.0%、低福祉・低負担が27.0%の支持である。

これについては、次のようにも解釈できよう。サラリーマンの場合、源泉徴収などにより、税や保険料の負担増が直接手取り所得に影響する。よって、税や保険料の負担へ敏感であり、高給付よりも高負担をまず先に考えてしまう。その結果、低福祉・低負担はサラリーマンのほうが多いということになるのであろう。

サラリーマンと非サラリーマンとの違いをみてきたが、所得階層での違いほど一貫した方向性があるわけではない。両者の就労形態の違い、年金制度の違いなどにより、それぞれの特性に応じた結果があらわれているのである。つまり、サラリーマンは被雇用者としての特性が、そして非サラリーマンは経営者としての特性が、それぞれの意識に反映しているのではないか。

III 業績主義指標の分析

ところで、ここまでの分析は調査対象者全体をその属性でグループ分けし、グループごとに分析を行って、その違いを明らかにしようとしたものであった。これに対して、各個人が年金の給付額に対してどのような志向をもっているか、そして、個人の属性によってそれがどのように違うかということも、また興味のある点である。そこで、ここでは各個人が年金給付額の決定要因として負担の側面をどの程度重視しているかを指標化することを考えていきたい。

さて、各個人が年金給付額に対してどのような志向をもっているかについては、ヴィネットに対する個人の反応から知るほかはない。各個人は4つの世帯パターンごとに4枚ずつ、合計16枚のヴィネットを評価している。いままでのヴィネットデータの分析では4つの世帯パタ

表 1 年金額の適正さの判断に関する共分散分析表 (全体)

FAIR（適正さの判断）

被説明変数

VHOUSE（持ち家）

FBC（子による扶養）

TYPE（世帯パターン）

要因

INCOMES（夫婦合計の従前所得）

VIGPENS（年金給付月額）

共変量

変動の原因	平方和	自由度	平均平方	F 値	有意性
主効果	1367.213	5	273.443	185.616	0.000
VHOUSE	110.368	1	110.368	74.919	0.000
FBC	67.589	1	67.589	45.880	0.000
TYPE	1089.968	3	363.323	246.628	0.000
共変量	6375.953	2	3187.977	2164.040	0.000
INCOMES	638.747	1	638.747	433.590	0.000
VIGPENS	5557.839	1	5557.839	3772.733	0.000
説明された分散	7743.166	7	1106.167	750.880	0.000
残余	9958.562	6760	1.473		
計	17701.728	6767	2.616		

共変量

非標準化回帰係数

INCOMES

−0.019

VIGPENS

0.133

ーンを分けて分析していたのだが、個人の場合同じように分けて分析すると、4つだけのデータになってしまうので、あまりに誤差が大きすぎると考えられる。そこで、16枚のヴィネットを同時に分析することを考えなければならない。16枚あればある程度安定した結果が得られると思われる。

そこで、そのための分析手法を用意しなければならないが、ここでは、共分散分析を用いることとした。共分散分析は分散分析の1つの応用的な手法である。分散分析は、連続変数である被説明変数の分散を、カテゴリー変数である説明変数の主効果、交互作用効果に分解して、各カテゴリー変数の説明力と、統計的な有意性を分析する手法であり、実験的な状況で用いられてきた。共分散分析は、被説明変数に対する他の連続変数(共変量)の影響を排除するという目的ではじめは用いられた手法である。つまり、共分散分析は、連続変数である被説明変数を、カテゴリー変数の要因・連続変数の共変量によって説明するという分析方法である。ここでは、それを共変量の効果を取り出すために用いるわけである。

4つの世帯パターンを合わせて分析する場合、世帯パターンと子による扶養・従前所得、従前所得と子による

扶養の間には相関関係が生じてしまう。そこで、従前所得や年金給付月額の影響をみる前に他の要因の影響を推計し、その後で、共変量の影響をみるという方法をとる。

個人の分析に入る前に、まず対象者全体についての共分散分析を行った結果をみておこう(表1)。この分析では、被説明変数を「年金額の適正さの判断」とし、「持ち家」・「子による扶養」・「世帯パターン」を要因、「夫婦合計の従前所得」・「年金給付月額」を共変量とした。ここで、交互作用効果については、説明に入れず、また前述のように、要因を先に投入して計算を行った。その結果、各要因・共変量は有意であり、また、共変量の符号の方向も妥当な向きになっている。ここで、見てわかるのは、主効果を先に投入したにもかかわらず共変量がかなりの分散を説明していること、要因のなかでは、世帯パターンに説明される分散が大きいことが示されている。

さて、ヴィネットに関する重回帰分析から適正な年金額を推計するとき、グラフの傾きにあたるのは、 $[-(\text{従前所得の回帰係数}) / (\text{年金月額額の回帰係数})]$ であった。この傾きが所得比例部分の比例度を示していたのである。そこで、ここでもこの値を、「業績主義指標」として、

表2 業績主義指標の分布

業績主義指標	度数	%	累積%
~-1.0	1	.2	.2
-1.0~-0.8	0	.0	.2
-0.8~-0.6	2	.5	.7
-0.6~-0.4	8	1.9	2.6
-0.4~-0.2	8	1.9	4.5
-0.2~ 0.0	102	24.1	28.6
0.0~ 0.2	142	33.6	62.2
0.2~ 0.4	83	19.6	81.8
0.4~ 0.6	42	9.9	91.7
0.6~ 0.8	12	2.8	94.6
0.8~ 1.0	11	2.6	97.2
1.0~ 1.2	3	.7	97.9
1.2~ 1.4	2	.5	98.3
1.4~ 1.6	2	.5	98.8
1.6~ 1.8	1	.2	99.1
1.8~ 2.0	0	.0	99.1
2.0~	4	.9	100.0
合 計	423	100.0	

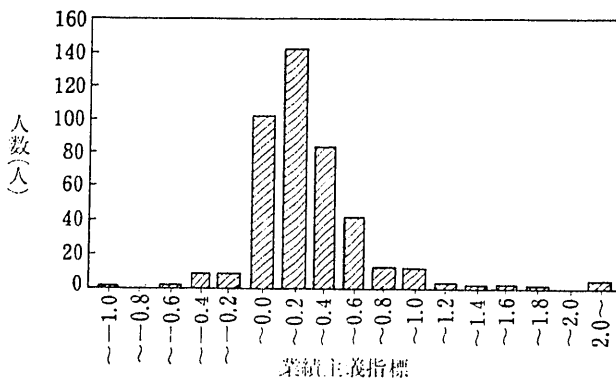


図1 業績主義指標の分布

どれだけ所得比例的にすればいいとその人が考えているかを示すものと考えよう。ただし、この場合、最低所得の場合の年金水準についての考え方などは含まれていないので、あくまで1つの側面を切り出す指標と考えなくては行けない。

指標化のためには、共分散分析を調査対象者1人1人について行わなければならない。つまり423回共分散分析を行い、そこで得られた共変量についての非標準化回帰係数を各調査対象者のもつ属性として対象者のファイルに追加する。そして、これを用いてさらに分析を行うことになる。

では、以下でこの「業績主義指標」(=一夫婦合計の従前所得の非標準化回帰係数/年金給付月額の非標準化回帰係数)について分析を進めていく。業績主義指標の平均は0.195でこれは所得1万円に対して年金月額1,950

円増加させることを意味する。また、標準偏差は0.420, 最小値 -1.87, 最大値 3.37 であった。表2・図1の分布状態をみると、0.0~0.2 に集中しており、その前後 -0.2~0.0, 0.2~0.4を合わせると、全体の4分の3を超える。ここで、マイナスの値がでてしまうのは問題であるが、サンプル数が16と少ないことによる誤差の大きさがあつた、また、他の要因(特に相関のある世帯パターン)によって所得による説明のいくらかが先に説明されてしまうこと、などを考えると致し方ないと思われる。

つぎに、業績主義志向が対象者の属性によってどの程度異なっているかをみていこう。図2は特徴的な変数を取り上げて、業績主義指標の傾向をみたものである。これによれば、健康な人、高学歴の人、賃貸住宅に住んでいる人、老後の生活を貯金・退職金や働いて稼いでいこうとする人が、業績主義的であることがわかる。また、職業については、サラリーマン世帯が非サラリーマン世帯に比べて業績主義的であり(0.228対0.151)、この差のみが統計的にみても有意であった。これらの結果は、常識的考え方と一致しているということができよう。すなわち、自分の力でそれなりの稼ぎを挙げられる人、現に挙げている人が業績主義的な傾向をもつ、と要約することができる¹⁾。

IV 職業別・所得別の適正な年金額

さて、最後に、世帯収入・職業の違いによる、適正な年金額についての考え方の違いを、ヴィネットデータを用いて検討していこう。

まず世帯収入である。個人収入ではなく世帯収入をみたのは、例えば主婦や学生などの場合、個人収入は小さくても世帯全体での生活水準は高いというケースがあるため、より実態を表した指標を用いるという理由からである。世帯収入のグループは、大きく、500万円未満・500万円以上1,000万円未満・1,000万円以上、に分けた。そして、各グループごとに公正の判断を被説明変数とする重回帰分析、およびそれに基づく適正な年金額の推計を行った。これを500万円未満と1,000万円以上についてグラフ化したのが図3~図10である。ここから読み取れることは、世帯収入が1,000万円を超える階層ではグラフの傾きがかなり大きく、現行制度の傾きに近づいているということである。グラフだけからではみにくいので、従前所得に対する年金給付額の増加率を比較してみよう。表3は世帯所得別にみたものであり、これをグラフ化したのが図11である。これをみると、500万円未満と500万円以上1,000万円未満の間では、世帯パターンによ

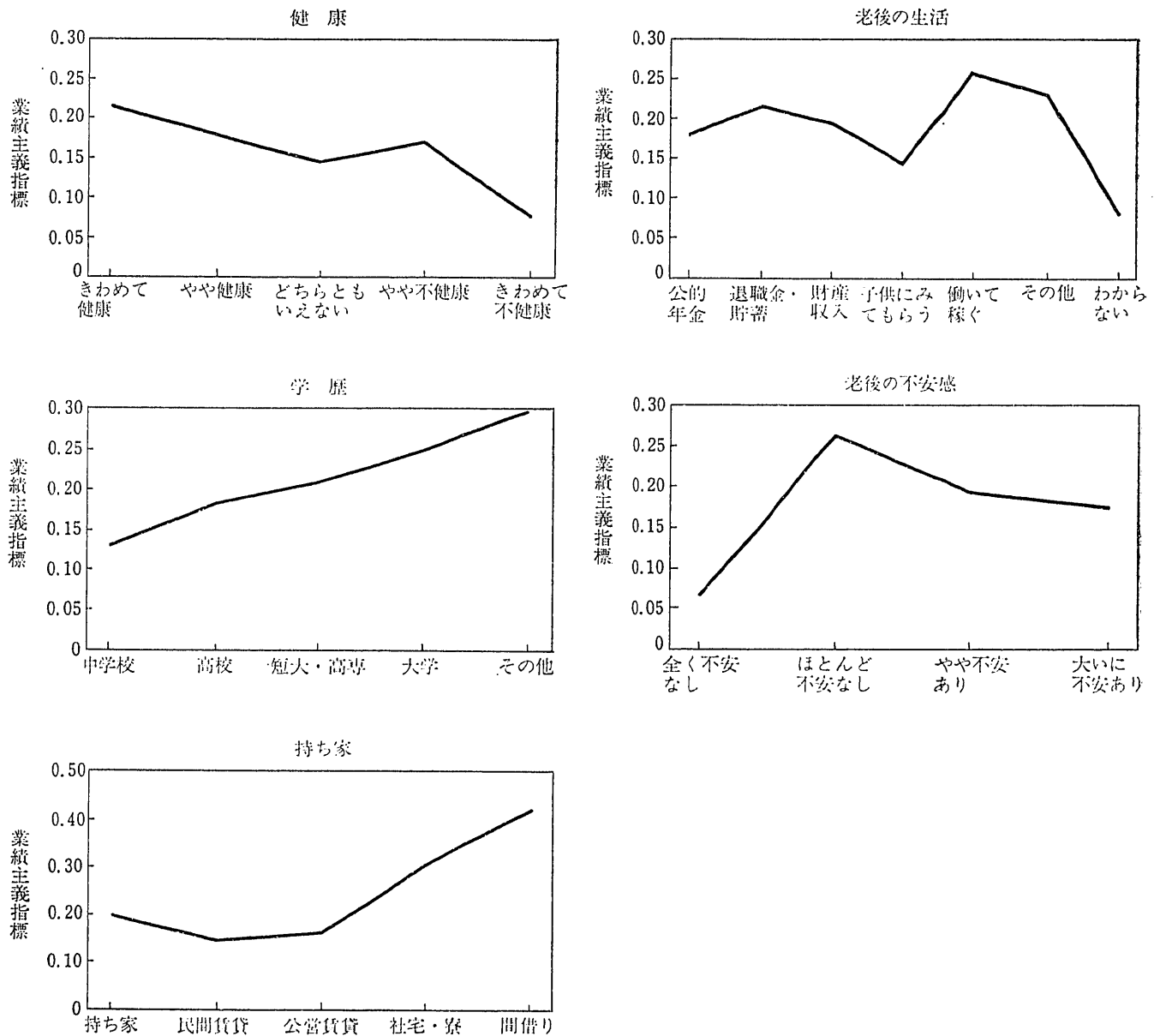


図2 属性別にみる業績主義指標

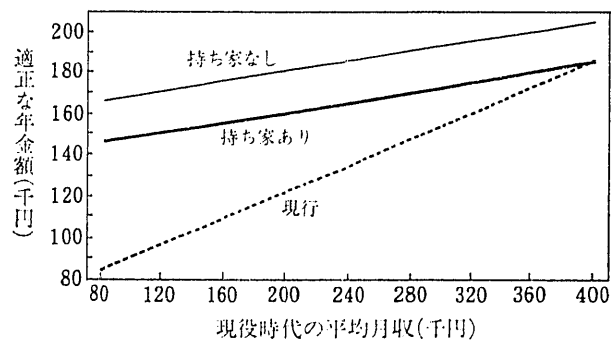


図3 独身男性の適正な年金額 (世帯収入500万円未満)

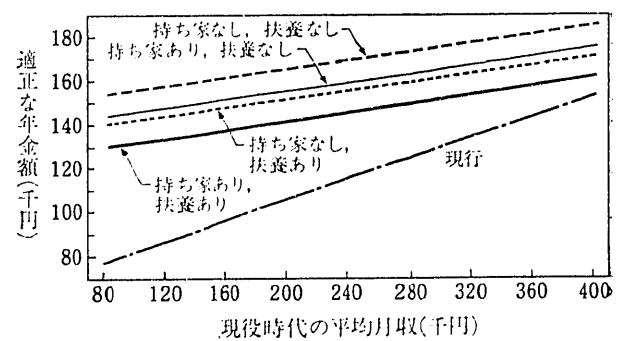


図4 寡婦の適正な年金額 (世帯収入500万円未満)

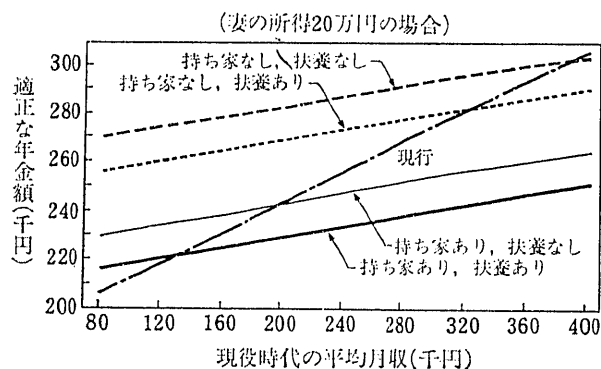


図 5 共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(世帯収入500万円未満)

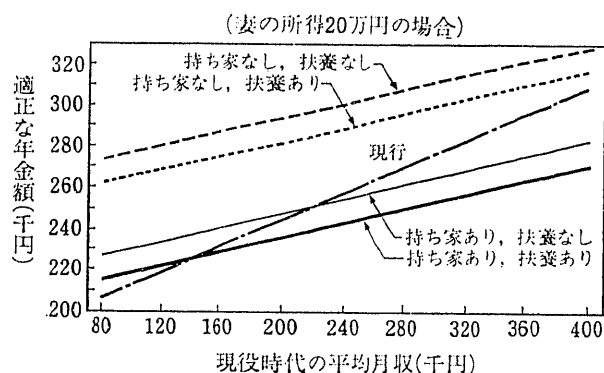


図 9 共稼ぎ夫婦の適正な年金額
(世帯収入1,000万円以上)

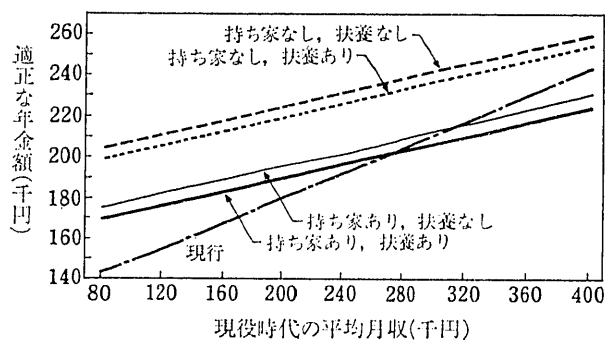


図 6 片稼ぎ夫婦の適正な年金額
(世帯収入500万円未満)

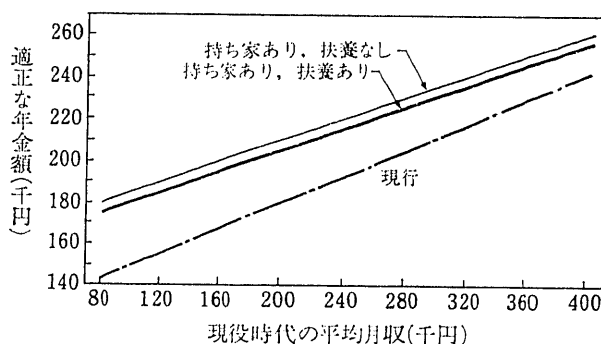


図 10 片稼ぎ夫婦の適正な年金額
(世帯収入1,000万円以上)

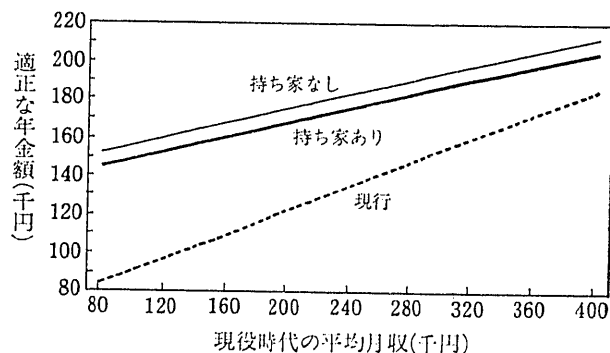


図 7 独身男性の適正な年金額
(世帯収入1,000万円以上)

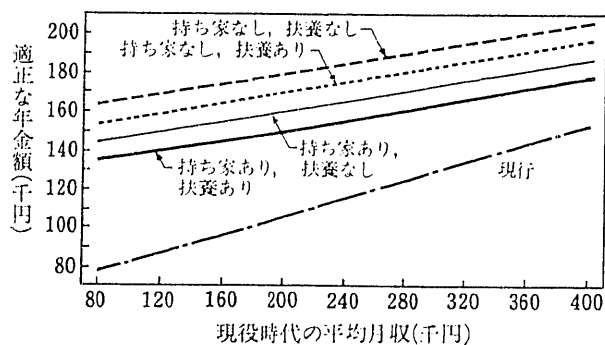


図 8 寡婦の適正な年金額 (世帯収入1,000万円以上)

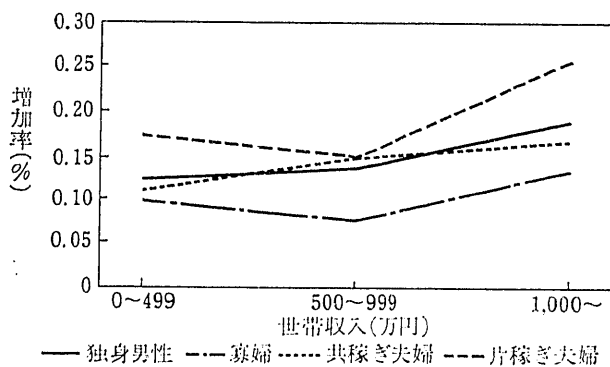


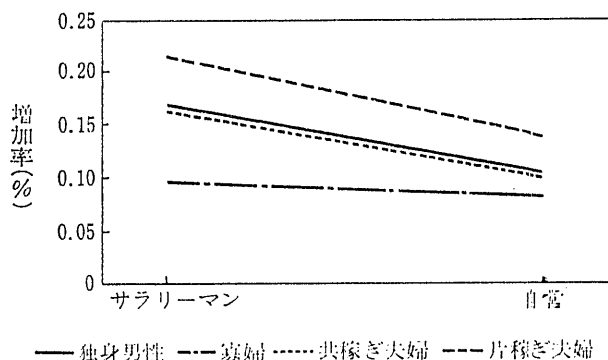
図 11 世帯所得別にみた従前所得に対する
年金給付額の増加率

表 3 世帯所得別にみた従前所得に対する
年金給付額の増加率

所得に対する年 金給付の増加率	世 帯 収 入		
	0~499万円	500~999万円	1,000万円~
独身男性	0.1215878656	0.1364868456	0.1891406018
寡婦	0.0985716484	0.0772505065	0.1329639846
共稼ぎ夫婦	0.1096378791	0.1467631187	0.1662103259
片稼ぎ夫婦	0.1726362151	0.1493143609	0.2577765579

表 4 職業別にみた従前所得に対する
年金給付額の増加率

所得に対する年金 給付の増加率	サラリーマン/自営	
	サラリーマン	自 営
独身男性	0.1667313537	0.1015556024
寡婦	0.0963841357	0.082282384
共稼ぎ夫婦	0.1606492792	0.0979818698
片稼ぎ夫婦	0.2131556251	0.1358247566

図 12 職業別にみた従前所得に対する
年金給付額の増加率

て違いがあり、一貫した傾向がみられないが、1,000万円以上の階層では、明らかに他の階層よりも高くなっている。これは、所得階層の高い層では、負担に応じた給付を求めているが、所得階層の低い層では相対的に再分配的な給付を求めているということがわかる。ちなみに、平成3年度の現行制度における従前所得に対する年金給付額の増加率は、寡婦以外は0.3162、寡婦は0.23715であり、どのケースでもこの数値よりは低くなっている。また、持ち家・子供による扶養に関しても、1,000万円以上の層では有意でない場合があり、ここでも必要の要因が比較的軽視されていることがうかがわれる。以上のように、調査対象者の所得階層はかなり明確に、年金額についての分配の公正の判断に影響を与えていることがわかる。つまり、架空の個人について客観的な回答をしているにもかかわらず、公正ということについての考え方が（例えば等価交換か平等分配かというように）、所得階層によって異なっているということを意味しているのである。

またサラリーマンおよびその配偶者と自営業との違いは表4・図12に示すが、ここでは明らかに、自営業のほうが平等主義的な志向が強い。これには、自営業の加入する国民年金が定額の保険料で、満額の年金給付額も一定であるということも一因であろう。ヴィネットに示さ

れているのはサラリーマンであり、特に高い年金給付額に対しては、そこまで給付する必要はない、という反発もあると考えられる。ここでも、分配の公正について、調査対象者の立場の反映をみることができる。

V 最後 に

以上調査対象者の社会階層による違いをみてきたが、一貫していえることはどの階層についても、現行制度よりもより平等主義的な・必要を重視した年金給付額を望んでいるということである。また、例えば寡婦についての年金は最低保障的な性格を強めるべきであるという点についても階層間で合意が存在している。高齢化社会の進展に伴って年金制度の改正が必要となったときには、国民が共通にもつ社会的公正観に基づいて修正を行っていくことが重要である。その意味では、各階層に共通していると考えられる、「老後生活の必要最小限度の保障」を優先的に考慮する必要がある。逆に、例えばあまりに「業績主義的」な給付は、階層間の対立を先鋭化させ、ひいては制度自体に対する不信感を呼び起こしかねない。よって、人々の価値観の共通部分を生かすような制度を考えていく必要がある。

＊ 本プロジェクトの調査については、財団法人年金研究総合センターの「年金制度研究開発助成金」による御援助をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

注

- 1) ただし、ここで用いた「業績主義指標」は、従前所得に対する傾きの大きさをみるためのもので、調査対象者の反応の全体を反映したものではない。また、もともとの調査が個人レベルでの反応パターンを知るという目的で設計されていないため十分なデータ数がなく、誤差が大きくなってしまいうという問題点もある。よって、ここでの結論は一定の制約のもとで出されたものであることを理解しておく必要がある。調査対象者の反応の分析には、調査法・分析、両面において工夫する余地があると思われる。

参考文献

三宅一郎・山本嘉一郎・垂水共之・白倉幸男・小野寺孝義 (1991)『新版SPSS 解析編2』, 東洋経済新報社。

(おだ・てるや 社会保障研究所研究員)
(たけち・ひでゆき 社会保障研究所研究員)

老後の経済的不安*

曾 原 利 満

はじめに

本調査の問23「あなたは老後の経済的な生活についてどのような見通しをおもちですか。現在すでに老後生活に入っている方はこれから将来について答えて下さい」に対する回答は、①全く不安はない 8.3%，②ほとんど不安はない22.2%，③やや不安がある51.8%，④大いに不安がある 17.3%，回答なしが0.5%であった。①と②を不安なし，③と④を不安ありとすると，不安なし30.5%，不安あり69.1%で，不安ありの割合が非常に多いという結果である。本章は，この不安の状況について，とくに不安ありの方に注目して，回答者の諸属性と意識を分析してみたものである。

なお，この調査では老後の定義はしていないので，回答者によって考え方はまちまちであると思われる。

I 回答者の属性別にみた老後の経済的不安

1) 年 齢 階 級

年齢階級別に不安の割合をみると，「やや不安」と「大いに不安」では，その分布にかなりの違いがみられる。どちらもある年齢階級でピークになる山型の分布を示すが，「やや不安」の方は30歳代で最高率の 67.4% になる

比較的高い山であるのに対して，「大いに不安」の方は60歳代で最高率の20.3%になる比較的低い山型である。換言すると，高年齢階級では，「やや不安」という漠然とした不安は少なく，「大いに不安」というはっきりした不安が目立っている。

「やや不安あり」の割合と「大いに不安あり」の割合を合計すると，不安率は30歳代で最も高く84.8%になる。30歳代では，「全く不安なし」はわずか2.3%にすぎない。高年齢階級では不安は比較的少なく，「ほとんど不安なし」，「全く不安なし」が比較的多いのである。20歳代で，早くも不安率が67.2%を示しているのも注目されてよい(表1参照)。

2) 性 別

男子と女子をくらべると，「大いに不安」の年齢階級別分布に違いがみられる。男子では50歳代の 23.5% をピークとする山型であるが，女子では逆に50歳代の14.6%を底とする浅い谷型になっている。そのため，50歳代を除いて，若い年齢階級と高年齢階級では，女子に「大いに不安」が多いのである。とくに20歳代の男子 3.8% と女子 18.4% の差は目立っている。「やや不安」の年齢階級別分布は，男女どちらも30歳代をピークとするだいたい同じくらいの高さの山型である。

表 1 性・年齢階級別にみた老後の経済的不安

	男 子				女 子				合 計			
	全くなし	ほとんどなし	やや不安	大いに不安	全くなし	ほとんどなし	やや不安	大いに不安	全くなし	ほとんどなし	やや不安	大いに不安
20～29歳	7.7	34.6	53.8	3.8	7.9	18.4	55.3	18.4	7.8	25.0	54.7	12.5
30～39	2.1	12.8	70.2	14.9	2.6	12.8	64.1	20.5	2.3	12.8	67.4	17.4
40～49	7.7	20.5	53.8	17.9	9.1	20.5	52.3	18.2	8.4	20.5	53.0	18.1
50～59	11.8	14.7	50.0	23.5	2.1	29.2	54.2	14.6	6.1	23.2	52.4	18.3
60～69	3.4	20.7	58.6	17.2	15.0	30.0	32.5	22.5	10.1	26.1	43.5	20.3
70～	25.0	40.0	25.0	10.0	23.5	29.4	23.5	23.5	24.3	35.1	24.3	16.2
合 計	8.2	21.5	54.9	15.4	8.4	23.0	49.6	19.0	8.3	22.3	52.0	17.3

(注) 男女ともに，20～29歳に不詳が1例ずつあったが，除いて計算した。

3) 健康

回答者の大部分は健康と答えている。すなわち、きわめて健康50.4%、やや健康35.7%、どちらともいえない6.4%、やや不健康7.1%、きわめて不健康0.5%であった。不健康の事例数が少ないので、はっきりしたことがいえないが、やや不健康グループでは、「大いに不安」が30%あり、不健康以外のグループの「大いに不安」16.4%にくらべて比較的多いようである。

4) 学歴

「大いに不安」の率の学歴による違いをみると、中学卒（小卒を含む）が比較的大きく、高卒、短大・専門卒と学歴が高くなるにつれて減少するが、大卒（60歳以上の大卒を除く）で再び上がるという傾向があるようである。そして、この傾向は男女ともにみられる。60歳以上大卒の「大いに不安」は、この調査では皆無であった。高学歴化が進んでおり、20～39歳には中学卒が皆無であり、逆に60歳以上の高年齢階級には大卒が少ないというハンディがあるが、年齢階級別の学歴別傾向を総合的に判断すると上記のようになる。なお、条件のよい40～59歳の学歴別「大いに不安」率を示すと、中学卒33.3%、高卒13.8%、短大・専門卒11.5%、大卒25.8%である。

5) 持ち家か否か

持ち家の人には「大いに不安」が11.8%と非常に少ない。「やや不安」の50.0%と合計しても、61.8%で低い不安率である。社宅・寮の人には「やや不安」が66.7%と多い。「大いに不安」の20.0%を加えると、86.7%の不安率になる。公営賃貸と民営賃貸では、前者に「大いに不安」が多い。

年齢階級別にみると、20～39歳では、持ち家と持ち家以外との差が小さいが、40～59歳、60歳以上では、持ち家以外では、民営、公営賃貸、社宅いずれも不安が比較的多くなる。とくに、60歳以上では、持ち家率が高いが、

表2 住宅の所有状況別にみた老後の経済的不安率
(単位: %)

	20～39歳		40～59歳		60歳以上	
	やや不安	大いに不安	やや不安	大いに不安	やや不安	大いに不安
持ち家	65.3	12.2	49.5	12.1	41.5	11.0
民営賃貸	57.1	17.5	60.0	28.0	14.3	42.9
公営賃貸	54.5	18.2	62.5	25.0	20.0	53.3
社宅・寮	75.0	12.5	57.1	28.6	—	—
間借り	50.0*	—	33.3*	66.7*	50.0*	—

(注) *印は極少ケース数であることを示す。

少数派の持ち家以外で「大いに不安」の割合が非常に高くなる。すなわち、持ち家の11.0%に対して、民営賃貸42.9%、公営賃貸53.3%である(表2参照)。

6) 家族

(1) 配偶関係

未婚、既婚、離別、死別に分けてみると、離別と死別に「大いに不安」が多い。それぞれ33.3%、31.3%である。半面、「やや不安」は比較的少なく、それぞれ「大いに不安」と同じ比率になっている。離別と死別のほとんどは女性である。離別が40～59歳、死別が60歳以上が多い。死別の場合には、高齢者が多いためであろう、「大いに不安」が多いと同時に「全く不安ない」も18.8%とかなり多いのが目につく。未婚と既婚には「やや不安」が比較的多く、それぞれ50.8%、53.8%である。また、「大いに不安」は、それぞれ14.3%、16.4%である。既婚者の不安率が未婚者より若干高めであるが、これは20～39歳の、とくに男子未婚者の低い不安率が影響しているからである。40歳以上の年齢階級の未婚者の不安率は既婚者にくらべてかなり高い。ただ例数が僅少なので、表面には現れてこない。

(2) 世帯人員

40歳以上では、1人世帯に「大いに不安」が多く、そのため、比較的高い不安率がみられる。性別にみると、男子よりも女子に1人世帯の不安率が高い(表3参照)。

(3) 子との同居状況(60歳以上)

60歳以上の回答者についてみると、子どもがいない者は「大いに不安」が42.9%と非常に高くなっている。子がいる場合には、同居、別居にかかわらず、「大いに不安」の割合はこれよりかなり低い。子がいるということだけで、不安が低くなる効果があるようである。なお、子と同居の場合に、既婚子との同居では、「やや不安」は低いものの、「大いに不安」が、なぜか高めになっている(表4参照)。

(4) 父、母との同居、別居による違い(20～59歳)

この調査では、父、母、義父、義母のそれぞれについて

表3 1人世帯の老後の経済的不安率

	やや不安	大いに不安		やや不安	大いに不安
20～39歳(1人)	60.9	13.0	男子(1人)	50.0	14.3
(平均)	61.2	15.1	(平均)	54.6	15.3
40～59歳(1人)	50.0	35.7	女子(1人)	48.5	33.3
(平均)	52.7	18.2	(平均)	49.3	18.9
60歳以上(1人)	20.0	50.0			
(平均)	36.8	18.9			

表4 子との同居状況別にみた老後の経済的不安
(60歳以上)

	全くない	ほとんどない	やや不安	大いに不安
子はいない	7.1	35.7	14.3	42.9
非同居	13.0	30.4	41.3	15.2
未就業子と同居	16.7	—	66.7	16.7
未婚子と同居	15.8	26.3	47.4	10.5
既婚子と同居	23.8	33.3	23.8	19.0

て、同居、別居、死別のいずれであるかを尋ねている。ここには、20～59歳の回答者について、父母との同、別居により「大いに不安」率に差があるかどうかを表にしてみた。義父母を除いたのは、同居の事例が少ないからである。死別は若い年齢の人には少なく、高齢者に偏るので、これも除いた。これをみると、父母いずれの場合にも同居よりは別居で、「大いに不安」率が高くなっているが、その差は父よりも母の場合に、より大きいようである。つまり、母と別居している方が、子の不安が強いということになる。また、男子よりは、女子の方が別居での不安が強くなっている。40～59歳の女子には、比較的義母との同居の事例が多いので、比較してみたが、同居12.5%、別居16.3%で、実母の場合より差は小さいが、やはり別居の方が不安が大きい(表5参照)。

(5) 生活費の担い手

生活費の主たる担い手はほとんどが本人か配偶者である。本人50.8%、配偶者36.4%で両者合計して87.2%である。本人という場合は男子と女子の2通りある。「大いに不安」は男子本人では16.9%、女子本人では29.3%で、女子の場合の方が不安率はずっと高い。配偶者という場合はすべて女子が夫をさしていつている。この場合の「大いに不安」の割合は17.3%である。女子本人の場合よりはずっと低い率である。本人と配偶者以外の生活費担い手には父母というのが7.6%ある。若い家族従業者や学生である。この場合には「大いに不安」は9.4%とかなり少なくなる。しかし、「やや不安」は50.0%と平均並みの大きさである。生活費の担い手が子どもというのも3.1%と僅少だがある。高齢者で、女子に多い。この場合は、不安率は非常に低い。「やや不安」30.8%、「大いに不安」7.7%である。

7) 就業状況

(1) 本人の就業状況

① 従業上の地位

男子では、全体の6割弱を占める一般従業者に老後の経済的不安が非常に強い。「やや不安」が64.6%、「大いに不安」が15.9%で、合計の不安率は80.5%にもなる。

表5 父母との同居、別居による「大いに不安」率(%)の比較

	年齢階級別		性別(20～59歳)		合 計 (20～59歳)
	20～39歳	40～59歳	男子	女子	
父 同居	12.9	16.7	13.6	13.3	13.5
父 別居	17.8	16.9	13.0	21.3	17.5
母 同居	11.1	6.7	10.0	9.5	9.8
母 別居	16.7	17.9	14.8	18.9	17.2

それにくらべると、経営者や役員には不安が非常に少ない。「やや不安」9.1%、「大いに不安」9.1%にすぎず、対照的である。自営業主(雇人が1～4人)も「やや不安」50.0%、「大いに不安」12.5%で、不安率が比較的小さい。これに単独業主(個人・自由業等)と家族従業者を加えて広義の自営業としてみると、「やや不安」47.5%、「大いに不安」15.0%と若干不安の度合いが高まるが、それでも、一般従業者よりは不安率が低い。単独業主と家族従業者は例数が僅少なので、確言できないが、前者は「大いに不安」が比較的多く、後者は「大いに不安」は少ない。なお、家族従業者は若い人達ばかりである。一般従業者に不安率が高いのは、きたるべき退職引退も影響していると思われるが、実際の退職引退者の不安率は「やや不安」48.0%、「大いに不安」16.0%で、一般従業者にくらべて、「やや不安」が減少する。

女子の半数近くを占めている専業主婦の不安率は「やや不安」55.3%、「大いに不安」12.6%で、専業主婦以外の既婚女子の「やや不安」46.3%、「大いに不安」22.4%にくらべて、「やや不安」は高いが、「大いに不安」はだいぶ低い。働いている女子の60%は一般従業者かパートである。どちらも「やや不安」は45%前後で、比較的低いが、「大いに不安」が約30%と高い。自営業主と家族従業者は「やや不安」がそれぞれ50%と45%、「大いに不安」が15～16%で、一般従業者やパートにくらべて不安率が低い。女子の場合は、働いていても、生活の主たる担い手ではない場合が多い。一般従業者とパートについて、それを分けて、「大いに不安」率を調べてみた。すると、一般従業者では、生活の主担い手25%、非担い手33.3%の不安率であった。主担い手の一般従業者中には若い未婚者が多いので、「大いに不安」率は低くなるようである。主担い手から未婚者を除くと33.3%で非担い手と同じ不安率になる。パートでは、主担い手100%、非担い手19.2%という「大いに不安」率である。

② 職 業

男子では、管理は「やや不安」41.7%、「大いに不安」

8.3%で、不安率が非常に低い。事務と販売も「大いに不安」はいずれも約9%で低いが、「やや不安」が事務は70.7%もあり、販売も54.3%ある。運輸・通信は「大いに不安」が36.4%と飛び抜けて高い。何か特別の理由があるのでであろう。しかし、「やや不安」は27.3%と低いので、全体としての不安率は平均より若干低くなる。技能・生産・単純労働も「大いに不安」が26.8%と比較的高い方である。専門・技術は「やや不安」が65.2%と高いのが特徴である。

女子で「大いに不安」が比較的低い職業は販売と事務で、それぞれ11.8%、23.3%である。それ以外では30%前後かそれ以上になっている。「やや不安」はサービスの33.3%を除いて、いずれも50%弱である。

(2) 配偶者の就業状況

男子の場合、妻がパートで働いているケースは不安率が非常に高い。「やや不安」62.5%、「大いに不安」31.3%もあり、合計93.8%の高率である。職業としては、妻が単純労働の場合の「大いに不安」45.5%が群を抜いている。

女子の場合、夫が一般従業員という最も多いケースで不安率が最も高くなっている。「やや不安」55.3%、「大いに不安」22.3%である。この不安率は夫である男子一般従業者とくらべ、「やや不安」は低いが、「大いに不安」はより高くなっている。経営者と自営業主の妻は比較的不安率が低い。しかし、どちらもそうであるが、とくに経営者の妻の場合には、夫である経営者本人にくらべて、不安率がずっと高いのが特徴である。職業のところで、男子運輸・通信労働者の「大いに不安」が非常に高いことを述べたが、その妻の不安率はとくに高いということはないようである。

8) 公的年金制度

(1) 20～59歳

加入している公的年金制度が、被用者年金か国民年金

表6 20～59歳の加入公的年金制度別にみた老後の経済的不安率 (単位: %)

	20～39歳		40～59歳	
	やや不安	大いに不安	やや不安	大いに不安
男子				
厚年・共済	65.5	10.9	55.1	16.3
国民年金	70.0	10.0	50.0	22.7
女子				
厚年・共済	59.4	21.9	51.6	19.4
国民年金	58.3	16.7	54.1	14.8

表7 60歳以上の公的年金制度別にみた老後の経済的不安率 (単位: %)

	全く不安ない	ほとんど不安ない	やや不安	大いに不安
受給者	13.5	31.1	40.5	14.9
厚生年金	14.7	26.5	41.2	17.6
共済年金	11.1	33.3	55.6	—
国民年金	14.8	33.3	40.7	11.1
老福年金	—	33.3	—	66.7
非受給者	18.8	25.0	28.1	28.1
厚年加入	14.3	14.3	57.1	14.3
国年加入	12.5	25.0	25.0	37.5
加入なし	33.3	33.3	11.1	22.2

かで、不安率に差があるかどうかをみた。男子の場合は、国民年金加入者の方が不安率がやや高そうである。しかし、女子の場合は、逆に、国民年金加入者の方が不安率が低い。女子の国民年金加入者は専業主婦が多いからであろう。

この表6の加入者はすべて被保険者であるが、これ以外に受給者というケースが5例あった。「やや不安」が3例、「大いに不安」が2例で、被保険者の場合にくらべて不安率が非常に高いようである(表6参照)。

(2) 60歳以上

公的年金の受給者と非受給者では、受給者の方が「大いに不安」の率が低い。受給者では、共済年金に「大いに不安」がないことが目立っている。また、国民年金受給者の「大いに不安」は比較的低いが、非受給者中の国民年金加入者には、逆に、「大いに不安」の多いことが目につく。老齢福祉年金はわずか3例だが、「大いに不安」率が高い。なお、非受給者の加入なしには、国民年金の受給待ちの人が含まれていると思われるが、不安率は比較的低いようである(表7参照)。

9) 個人年金加入率

平均の個人年金加入率は27.2%で、老後の不安率の高い割にはあまり高い加入率とは思えない。20～39歳では、不安グループの方が加入率が高いが、40～59歳と60歳以

表8 老後の経済的不安の状況別にみた個人年金加入率 (単位: %)

	20～39歳	40～59歳	60歳以上
全く不安なし	14.3	33.3	43.8
ほとんどない	22.2	44.4	22.6
やや不安	29.0	28.7	12.8
大いに不安	30.4	26.7	5.0
合計	27.6	32.1	18.9

表 9 性・年齢階級および不安の状況別にみた
平均世帯年収 (単位: 百万円)

	20～39歳	40～59歳	60歳以上
全く不安なし	9.300	18.050	12.583
ほとんどない	6.500	10.662	5.750
やや不安	6.178	8.095	5.986
大いに不安	5.429	7.446	2.776
合 計	6.257	9.235	6.121

表 10 性・年齢階級および不安の状況別にみた
平均個人年収 (単位: 百万円)

	20～39歳		40～59歳		60歳以上	
	男	女	男	女	男	女
全く不安なし	2.583	1.688	21.917	0.850	11.833	3.150
ほとんどない	4.083	2.273	10.654	2.815	4.393	2.357
やや不安	4.358	1.462	7.271	1.857	4.227	1.450
大いに不安	4.281	2.261	6.286	1.417	2.643	0.519
合 計	4.214	1.796	9.007	1.972	4.980	1.788

上では、不安なしグループの方が加入率が高い。とくに60歳以上の「全く不安なし」での43.8%という高い加入率と「大いに不安」の5.0%という低い加入率の差が目立つ。なお、20～39歳で、不安グループの方が加入率が高いのは、次節の収入でみるように、20～39歳では、不安グループの個人収入が不安なしグループより高いこともひとつの理由であろう(表8参照)。

10) 収 入

老後の経済的不安と現在の年収額との関係を世帯年収と個人年収に分けて調べてみた。世帯年収では、老後の経済的不安が高いほど年収額が低いという傾向が、どの年齢階級でもみられる。しかし、個人年収の方では、20～39歳の男子と女子、40～59歳の女子には、これが見られない。20～39歳の男子と女子および40～59歳女子には、親と同居しているとか、専業主婦、パートの主婦が多いということ等があるからであろう(表9・表10参照)。

II 老後の経済的不安の状況別にみた諸意識

1) 子との同居についての意見

平均値の意見は同居すべきが40.2%、同居しなくてよいが52.0%である。これを年齢階級別にみると、40～59歳で、同居すべきが最低の33.3%、同居しなくてよいが最高の60.0%になっているのが注目される。これより若

表 11 老後の経済的不安状況別にみた子との同居意見
(単位: %)

	20～39歳		40～59歳		60歳以上	
	同居すべきである	同居しなくてよい	同居すべきである	同居しなくてよい	同居すべきである	同居しなくてよい
全く不安なし	42.9	57.1	33.3	58.3	62.5	25.0
ほとんどない	59.3	40.7	38.9	52.8	41.9	41.9
やや不安	44.1	47.3	33.3	63.2	41.0	53.8
大いに不安	39.1	47.8	26.7	60.0	35.0	60.0
合 計	45.4	46.7	33.3	60.0	43.4	47.2

(注) 無答があるので、「同居すべき」と「しなくてよい」の計が100にならない。

表 12 老後の経済的不安状況別にみた加入意思率
(単位: %)

	20～39歳	40～59歳	60歳以上
全く不安なし	16.7	0.0	0.0
ほとんどない	35.0	25.0	0.0
やや不安	37.9	21.3	0.0
大いに不安	31.3	22.7	0.0
合 計	35.2	20.7	0.0

い20～39歳でも、より高齢の60歳以上でも、同居すべきは45%とか43%と高く、同居しなくてよいは47%と低いのである。40～59歳の方は60歳以上の現在の高齢者にくらべて子の世話になろうという者はずっと少なくなっている。20～39歳で同居すべきが比較的多いのは、まだ子の段階の者が多く、親と同居している者もいる等の理由ではないだろうか。不安別にみると、どの年齢階級でも、不安なしグループの方が不安ありグループよりも同居すべきという意見率が高くなっている。とくに60歳以上の「全く不安なし」の同居すべきは62.5%もある。「全く不安なし」における60歳以上のウェイトは大きいので、「全く不安なし」グループの平均値におよぼす影響は大である。なお、性別には、同居すべきという意見は女子の方が男子より若干高いようである(表11参照)。

2) 個人年金未加入者の今後の加入意思

個人年金未加入者の今後の加入意思率はあまり高くない。とくに、「全く不安なし」での加入意思率は低い。また、60歳以上では加入意思率はゼロである。先に述べた個人年金加入状況の未加入者率に、この今後の加入予定率を乗じて、それを加入者率に加えると、20～39歳で53%、40～59歳で46%になる。将来的には約5割の加入がみこめることになる(表12参照)。

表 13 老後の経済的不安別にみた
負担増・給付増賛成率 (単位: %)

	20~39歳	40~59歳	60歳以上	男	女
全く不安なし	57.1	75.0	62.5	75.0	57.9
ほとんどない	66.7	66.7	67.7	76.2	59.6
やや不安	67.7	58.6	69.2	69.2	59.8
大いに不安	78.3	66.7	75.0	66.7	76.7
合 計	69.1	63.0	68.9	70.9	63.0

表 14 老後の経済的不安別にみた自営業
所得比例年金賛成率 (単位: %)

	年齢階級		性 別		合計
	20~59歳	60歳以上	男	女	
全回答者					
不安なし	58.5	57.4	53.4	62.0	58.1
不安あり	59.2	76.3	64.2	61.2	62.7
合 計	59.0	67.9	60.7	61.7	61.2
自営業関係(再掲)					
不安なし	66.7	50.0	60.0	61.5	60.7
不安あり	60.0	81.3	80.0	38.9	62.8
合 計	62.3	61.1	72.5	48.4	62.0

3) 公的年金の負担を増やしても年金給付を充実すべきか否か

公的年金の負担増・給付増に対する賛成率は年齢や老後の不安の程度により若干の差はあるが、平均すると7割弱になっている。決して少ない率ではない。不安別には若干の差がみられるが、あまり有意とはいえない。性別には男子の方が女子より賛成率が高い(表13参照)。

4) 自営業の人にも強制加入の所得比例年金を作るべきか否か

自営業に強制加入の所得比例年金を作るのに賛成かどうかは、全回答者の平均では、上記の公的年金の負担増・給付増賛成率よりは若干低く、6割強の賛成率であった。これを自営業関係者(単独業主、自営業主、家族従業者)に限っても、やはり6割強でほぼ同じ賛成率である。しかし、年齢階級別と性別には、差がみられる。とくに、性別の差が目立っている。全回答者では、男女差がほとんどないが、自営業では、男女差が大きい。男72.5%、女48.4%である。自営業の20~59歳の不安別でみると、不安ありが不安なしより低い賛成率になっているが、これは女子の賛成率が非常に低いからである。男子だけならば、不安なし71.4%、不安あり81.0%である(表14参照)。

表 15 年齢階級・老後の経済的不安別にみた
老後の生活手段

	20~39歳	40~59歳	60歳以上	男	女
公的年金に頼る					
全く不安なし	14.3	25.0	31.3	25.0	26.3
ほとんどない	18.5	30.6	64.5	40.5	36.5
やや不安	26.9	44.8	56.4	37.4	41.1
大いに不安	30.4	50.0	65.0	60.0	39.5
合 計	25.0	41.2	56.6	40.3	38.3
自営業関係(再掲)	0.0	21.1	22.2	20.0	12.9

働いて稼ぐ

全く不安なし	42.9	33.3	12.5	25.0	26.3
ほとんどない	40.7	22.2	9.7	21.4	25.0
やや不安	28.0	17.2	17.9	27.1	17.0
大いに不安	43.5	23.3	10.0	16.7	32.6
合 計	32.9	20.6	13.2	24.0	22.5
自営業関係(再掲)	60.0	28.9	38.9	32.5	45.2

退職金・貯蓄

全く不安なし	42.9	8.3	18.8	18.8	21.1
ほとんどない	29.6	25.0	6.5	19.0	21.2
やや不安	24.7	18.4	7.7	19.6	18.8
大いに不安	17.4	10.0	5.0	10.0	11.6
合 計	25.0	17.6	8.5	17.9	18.1
自営業関係(再掲)	6.7	18.4	11.1	15.0	12.9

利子・家賃等財産収入

全く不安なし	0.0	33.3	31.3	31.3	21.1
ほとんどない	3.7	11.1	16.1	9.5	11.5
やや不安	2.2	5.7	5.1	3.7	4.5
大いに不安	4.3	6.7	0.0	6.7	2.3
合 計	3.3	9.1	11.3	8.2	7.0
自営業関係(再掲)	20.0	18.4	16.7	20.0	16.1

5) 望ましい自営の基礎年金額

40年加入の満額で1人当たりいくらが望ましいかを尋ねている。自営業関係者(単独業主、自営業主、家族従業者)自身は、男子20~39歳10.3万円、40~59歳10.2万円、60歳以上9.9万円、平均10.1万円、女子20~39歳12.0万円、40~59歳10.1万円、60歳以上9.8万円、平均10.4万円であった。男女とも、だいたい同じ金額であり、また、年齢階級別にもそれほど差のない約10万円という金額がでている。現行の約6万円にくらべて、4万円多い金額である。自営業関係者以外の人の回答は、少し低めの金額であった。男子20~39歳9.0万円、40~59歳9.9万円、60歳以上10.2万円、平均9.6万円、女子20~39歳9.4万円、40~59歳9.8万円、60歳以上10.1万円、平均9.7万円である。自営業関係者自身より約5,000円低い金額である。

6) 老後の生活をどのようにして暮らすか

年齢の上昇につれて公的年金依頼率は高くなっていく。20～39歳では25%程度だが、40～59歳では40%を超え、60歳を過ぎると60%弱と、老後の生活手段としては最も頼りにされている。しかし、同一年齢階級でも不安の状況により公的年金依頼率には、かなりの差がみられる。20～39歳と40～59歳では、不安の大きいほど、公的年金依頼率が高くなる傾向がみられるが、「全く不安なし」の公的年金依頼率はどの年齢階級でも「大いに不安」の場合の約半分にすぎない。60歳以上でも、そうである。性別では、男子の「大いに不安」で公的年金依頼率が突出している以外は、男女による差はあまりないようである。なお、男子のこの突出の理由はわからない。自営業関係の公的年金依頼率はかなり低い。年金給付額の低いこととも関係があるのであろう。

働いて稼ぐというのは、20～39歳では公的年金に頼るをかなり上回っているが、年齢の上昇につれて激減する。40～59歳で、すでに公的年金依頼率の半分の20%程度にすぎない。働くという意味が年齢の上昇につれて減少しないようにする必要がある。不安の程度別にみると、「やや不安」で、若い年齢時すでに、働くという率の低いのが目につく。20～39歳で28.0%である。「やや不安」以外では、どれも働くが40%を超えているので、とくに、その差が目立っている。ただし、「やや不安」では、働くという率が低いながらも、60歳以上になっても減少せず、かえって他よりも高くなっている。性別にみると、女子は、働くというのが「やや不安」で非常に少なく、「大いに不安」では逆に非常に高いのが目立っている。前述の「やや不安」の特徴ある動きと関係がありそうである。自営業関係の働いて稼ぐの率は比較的高い。

退職金・貯蓄に頼るは、20～39歳では比較的多いが、働いてと同様に、年齢が上昇すると激減する。性別の差もあまりない。自営業では低い。

利子・家賃等の財産収入に頼るは、20～39歳では、どの不安クラスでも、ごく少なく3%程度にすぎない。しかし、40歳以上になると「全く不安なし」と「ほとんどない」の2クラスでは急に増加して多くなる。とくに「全く不安なし」では40～59歳33.3%、60歳以上31.3%とかなり高い率である。「ほとんどない」でも40～59歳11.1%、60歳以上16.1%と比較的高い。一方、40歳以上でも不安ありのクラスでは5～6%にすぎない。ただし、自営業関係では比較的高い比率である。

子どもにみてもらうというのはゼロに近い%である。20～39歳では0.0%、40～59歳では0.6%、60歳以上でも

7.5%にすぎない。

わからないというのものもある。「全く不安なし」では皆無であるが、それ以外の不安クラスの60歳未満では平均10%ぐらいある。不安のクラス別にみると、「やや不安」に、このわからないという答えが多い。とくに、20～39歳の「やや不安」では、これが18.3%も占めており、同じ20～39歳の「ほとんどない」での7.4%、「大いに不安」での4.3%と対照的である。40～59歳になると、不安クラスによるわからない率の差は縮小し、「やや不安」で12.6%、「ほとんどない」で11.1%、「大いに不安」で10.0%である。60歳以上になると、わからないはさらに減り、「大いに不安」で5%みられるのみになる。20～39歳の「やや不安」で、わからないという答えが異常に多いのは、老後の経済的不安について漠然とした不安を感じているからであろうか。なお、自営業でも、このわからないが10%を超えているのが注目される(表15参照)。

7) 適正な年金額の判定

この調査では、単身と夫妻に分けてヴィネット年金額が高すぎるか、ちょうどよいか、低すぎるかを+3から-3の点数で判定してもらっている。それを使用して、

表 16 年齢階級、老後の経済的不安の有無別にみたヴィネット年金額に対する適正度判定値

年金額階級 (千円) (注)	総数	年齢階級別			不安の有無	
		20～39	40～59	60歳～	なし	あり
単身ヴィネット						
～ 80	-2.0	-2.0	-1.9	-2.1	-2.0	-2.0
80～110	-1.6	-1.5	-1.7	-1.6	-1.5	-1.7
110～140	-1.1	-1.0	-1.1	-1.3	-1.1	-1.1
140～170	-0.5	-0.5	-0.5	-0.3	-0.4	-0.4
170～200	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
200～230	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5
夫妻ヴィネット						
80～110	-1.9	-2.0	-1.8	-2.0	-1.9	-2.0
110～140	-1.7	-1.8	-1.6	-1.9	-1.7	-1.7
140～170	-1.4	-1.2	-1.4	-1.5	-1.3	-1.4
170～200	-0.7	-0.7	-0.6	-0.6	-0.6	-0.7
200～230	-0.2	-0.1	-0.3	-0.1	-0.1	-0.2
230～260	-0.2	-0.2	-0.2	0.0	-0.4	-0.0
260～290	0.1	0.2	0.2	-0.2	-0.0	0.1
290～320	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7
320～350	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.9
350～380	1.0	0.8	1.1	1.1	1.2	0.8
380～410	1.2	1.2	1.3	1.1	1.3	1.2
410～	1.5	1.6	1.4	1.6	1.4	1.6

(注) 年金額階級における各階級の上限額はすべて未満である。

年齢階級別および老後の経済的不安の有無別にヴィネット年金額に対する判定値がどう違うかを調べてみた（表16参照）。

ヴィネット年金額に対する判定値は年金額が少ない方ではマイナス値をとり、年金額が増加するにともない増加して、プラス値に変わっていく。その変わり目のゼロになる点の年金額が適正年金額である。たとえば、総数でみると、単身ヴィネットは17万円強、夫妻ヴィネットは26万円弱が適正年金額となる。そして、この総数による適正年金額は、年齢階級別にみても、不安の有無別にみてもほぼ一致しているようである。つまり、年齢とか老後の経済的不安の有無にかかわらず単身は17万円強、夫妻は26万円弱が適正年金額と考えられているとみてよい。この適正年金額は実際の年金額、たとえば厚生年金の老齢年金額とくらべて、かなり高い水準ではないかと思われる。

む す び

多くの人が、若いうちから老後に経済的不安を抱いている。年をとり、退職引退後に収入のなくなることが心配の種になっていると思われる。経営者や自営業者と違

い、多くの被用者には、比較的早くに定年があるので、なおさらである。住宅の取得、子どもの教育にはお金がかかるので、とても老後のために十分に蓄えることはできない。個人年金の加入率もまだ低い。労働力不足といわれているのに、働きたい高齢者に就職はやはり厚い壁である。そのため、若いうちは、老後も働くといっていた多くの人が、年を重ねるにしたがって減っていく。また、これから高齢者になる人達には、迷惑をかけないように、子と同居しなくてよいと決心している者が多い。少なくとも、子どもに経済的負担をかけるつもりは全くない。子どもに期待するのは精神的安定感だけだろう。頼るのは、なんとか手に入れた住宅と公的年金だけである。その公的年金の給付水準も、人々が適正と考えている水準にほど遠い人が多数いる。より適正な年金をもとめて、高負担・高給付に賛成する人が増えている。自営業者にも所得比例年金を望む人が増えており、基礎年金額の増額を求めている人が多い。

＊ 本プロジェクトの調査については、財団法人年金研究総合センターの「年金制度研究開発助成金」による御援助をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

（そはら・としみつ 前社会保障研究所主任研究員）

在宅福祉施策自治体間格差の要因分析

——奈良県下の市町村を対象にして——

柵 木 靖 子

I 問題の所在

今後の重要施策に据えられている要援護老人への在宅福祉施策において、現在、市町村間で格差がみられている。このような格差は、地域住民の選好・ニーズにもとづく格差であれば認められるものである。しかし、実際はむしろ財政事情といった理由から格差を生じさせており、地域の実情に即した自主的サービスに加え、今日的な生存権を国民に保障するため全市町村で実施すべきナショナル・ミニマムのサービスをも供給困難な市町村が少なくないのである。

今日、要援護老人、その介護者にとって、家庭奉仕員派遣（ホームヘルプサービス）、ショートステイ、デイサービス（入浴サービス等）の主要サービスは、「健康で文化的な最低生活」の保障のためのナショナル・ミニマム（一定水準の行政）の意味をもってきている。このナショナル・ミニマムのサービスにおいては、生存権保障上、全国どこの市町村の住民もサービスの受益に与れるのが望ましく、今後の介護需要の普遍・顕在化に伴い、受益の市町村間の水平的公平は重んじなければならない。故に、上のような財政事情による格差は、住民のナショナル・ミニマムのサービス受益の水平的不公平を生じさせており、今日・今後の実質的生存権保障上、問題といえる。

この点、財政的要因に着目し、社会福祉支出の決定要因を分析した従来の研究——坂田（1987）¹⁾、杉沢・山崎・園田（1989）²⁾、塚原（1990）³⁾——では、市部を分析対象とし、財政的要因として自治

体の財政力（地方税収入の規模をほぼ示す）が重要であることがわかっている。しかし、ナショナル・ミニマムのサービスは全市町村で実施すべきであるので、市部のみではなく郡部を含めて財政的要因を考える必要がある。

そこで、本稿ではまず、ナショナル・ミニマムの受益の水平的不公平が生じているか、要援護老人への在宅福祉施策の市町村間格差の現状を明らかにし、次に、このような格差をもたらしている市町村における財政的要因について分析することを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅱ節で、分析対象である奈良県下市町村における在宅福祉施策の市町村間格差の現状をみる。第Ⅲ節では、このような市町村間格差をもたらしたと考えられる市町村の財源状況について述べるとともに、従来着目されている財政力と、本稿で着目する財源との関連について述べる。第Ⅳ節では、分析の方法とその結果をまとめ、第Ⅴ節で、本稿の要約を述べ、結びとする。

Ⅱ 在宅福祉施策市町村間格差の現状

Ⅱ-1 要援護老人対策在宅福祉施策の概要

市町村が実施主体となり行っている在宅福祉事業は、国・都道府県の施策である補助事業と、市町村が国・都道府県の施策にはない全く別の「独自」の施策を講じたり、国・都道府県の施策に「上乗せ」「横出し」⁴⁾を講じた市町村単独事業に大別される。単独事業である市町村の施策は次の実施状況で述べることとし、ここでは、補助事業

表 1 国の在宅要援護老人施策

事業	創設年度	事業の概要	負担割合		
			国	県	市町村
(1) 老人家庭奉仕員派遣事業	昭37	ねたきり老人等で、日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する	平成元年～ $\frac{1}{3}$ ($\frac{1}{2}$)	平成元年～ $\frac{1}{3}$ ($\frac{1}{4}$)	平成元年～ $\frac{1}{3}$ ($\frac{1}{4}$)
(2) ショートステイ事業	昭53	ねたきり老人等を一時的に保護する必要がある場合に施設で短期保護を行う(原則として7日以内)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(3) ホームケア促進事業	昭63	ショートステイ事業の一環。施設でねたきり老人等に介護の受け方等の指導を行うとともに介護者に対して、介護の仕方の実習を行う	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(4) ナイトケア事業	平元	ねたきり老人および痴呆性老人を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームに保護する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(5) デイサービス事業	昭54	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常生活動作訓練等のサービスを提供するとともに、ねたきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(6) 老人日常生活用具給付等事業	昭44	ねたきり老人等の日常生活用具を容易にするための日常生活用具を給付または貸与 ※ 日常生活用具 15種目	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$
(7) 高齢者生活福祉センター	平2	過疎地の高齢者に対して、高齢者生活福祉センターに通所させ、デイサービス事業を提供する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(8) 高齢者サービス総合調整推進事業	昭62	高齢者に適したサービスを提供するため、保健・福祉・医療等の各施設の調整を行う	$\frac{1}{2}$		※高齢者サービス調整チーム $\frac{1}{2}$
(9) 痴呆性老人処遇技術研修事業	昭59	特別養護老人ホームの寮母、生活指導員、家庭奉仕員等に痴呆性老人の介護・処遇に関する実践的研修を行う	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
(10) 家庭奉仕員講習会推進事業	昭62	家庭奉仕員講習会を実施し、より適切なサービスが提供できるよう家庭奉仕員の資質の向上を図る	(運営費) 定額	(運営費) 定額	
(11) 高齢者総合センター運営事業	昭62	高齢者、その家族等の抱える心配ごと、悩みごとに対する相談に応じ、また、市町村の相談体制を支援する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
(12) 在宅介護支援センターの運営事業	平2	在宅介護を行っている家族が身近なところで、気軽に専門家に相談でき必要な保健福祉サービスが受けられるように調整する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$

(資料) 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課『老人福祉のてびき』、各事業実施要綱より作成。

である国・奈良県の施策のメニュー、経費負担等を大まかに述べていく。なお、今日、政策的に在宅福祉を推進させるため、あるいは施設一在宅ケア間の私的負担の公平化を図るため等で介護手当が重視されているので、本稿では介護手当を考慮し、要援護老人対策在宅福祉施策を在宅福祉サービスと経済的支援である介護手当に限定し述べていくこととする。

国の施策の在宅福祉サービスは、老人福祉法または予算措置による国庫補助事業としてそのほとんどが市町村が実施主体となり、表1に示される事業が講じられている。経費負担は(後節の分析対象年度である昭和63年度においては)、家庭奉

仕員派遣事業、日常生活用具給付等事業等は原則として、国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 で、その他の事業は国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 の負担割合となっている。

国の在宅福祉サービスへの取り組みは、施設福祉に比べ立ち遅れが指摘されていたものの、「長寿社会対策大綱」(昭和61年6月)の推進、「福祉ビジョン」(昭和63年10月)の推進、「ゴールド・プラン」(平成元年12月)の推進の一連の流れのなかで、近年質量とも拡充されてきており、特に昭和62年以降の新規事業においては、情報提供の促進、痴呆性老人対策、保健・医療分野との連携、過疎地対策を中心に事業を打ち出している。具体

的には、在宅介護支援センターの運営(平成2年)、ナイトケア事業(平成元年)、高齢者生活福祉センター(平成2年)、高齢者サービス総合調整推進事業(昭和62年)の施策が講じられている。

現在、社会保障制度を通じてのねたきり・痴呆性老人の介護者への経済的援助一現金給付はない。しかし、税制の所得控除(同居障害者特別控除、特別障害者控除等)を通じ、インプリシットな給付がなされている。しかし、この税制を通じて所得控除の形で支給される給付(租税支出)は、問題点がある。都村敦子が指摘するように⁵⁾、

(1) 逆進性を帯び所得の低い層よりも所得の高

い層により援助を与える。

(2) 所得控除は税額のあるものしか受けられず、課税最低限以下のものは何ら便益を受けない。

一方、ねたきり老人等をかかえる世帯は、低・中所得層に比較的多く分布しているため、この税制を通じての給付は在宅介護家庭への真の経済援助となっていない。それ故、都村は、租税優遇措置を廃止し、社会保障制度を通じて在宅介護家庭に直接介護手当を支給する、より公平な制度の創設を提言している。今日、社会保障制度を通じての現金給付(老人介護手当)が、その他に施設ケアと在宅ケアの私的費用負担の公平化等を目的と

表2 県の在宅要援護老人施策

事業	創設年度	事業の概要	負担割合	
			県	市町村
(1) ミドルステイ事業	平2	ねたきり老人等を一時的に保護する必要がある場合に施設で保護を行う(原則として30日以内)	財政力指数に応じて傾斜配分	
(2) ショートステイ等の送迎	平2	ショートステイ、ミドルステイを利用しようとする家族が、施設への送迎が困難な場合に、施設側が老人を送迎する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(3) ミニデイサービス事業	昭62	虚弱老人等を特別養護老人ホームに通所させ給食、入浴、日常生活動作訓練等のサービスを提供する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(4) 紙おむつ等の支給	昭45	ねたきり老人に紙おむつ、寝巻、おむつカバーを支給する	1	
(5) 託老ホームの運営	昭63	特別養護老人ホームに併設の託老ホームで、日中痴呆性老人を介護する	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(6) 家庭介護者リフレッシュ事業	平2	ねたきり老人等を2日間施設で保護を行い、その間家庭介護者に介護研修、介護者交流会を行う	1	
(7) 家庭奉仕員派遣促進事業	平2	県の示す設置指標以上に家庭奉仕員、登録家庭奉仕員を設置する市町村に補助を行い、設置を促進する	定額	
(8) 在宅老人福祉緊急特別指導事業	平2	在宅老人福祉サービスの需要調査、啓発普及等を実施する市町村に補助を行う	定額	
(9) ショートステイ痴呆性老人加算	昭60	ショートステイ事業に対して、痴呆性老人加算を設け、市町村の負担を軽減するとともに、痴呆性老人の利用を図る	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(10) ナイトケア事業	平元	国の指定以外の特別養護老人ホームでナイトケア事業を行う	平成2年～ $\frac{1}{2}$ $\left(\frac{3}{4}\right)$	平成2年～ $\frac{1}{2}$ $\left(\frac{1}{4}\right)$
(11) ひとりぐらし老人等緊急通報装置	昭63～ 平2	国庫対象分以外の緊急通報装置の設置を行う	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
(12) 地域老人総合事業	昭57	- 日常生活用具整備 - 緊急連絡器具整備 - 入浴サービス - 給食サービス - ひとりぐらし老人訪問 - 友愛チーム派遣 - 家庭奉仕員活動器具整備 - 寝具乾燥サービス - ねたきり老人理髪サービス - ねたきり老人等介護講習会開催	$\frac{1}{2}$ 平成2年～ (財政力指数による傾斜配分)	$\frac{1}{2}$ 平成2年～ (同左)

(資料) 各事業実施要綱より作成。

し、論点としてあがってきている。なお、介護手当は、スウェーデン、デンマーク、オーストラリア、イギリス等の諸国では支給されている。

都道府県は国の施策とは全く別の「独自」の施策を講じたり、国の施策に「上乘せ」「横出し」の施策を講じている。奈良県では表2に示される事業が講じられている。実施主体は一部（紙おむつ等の支給、リフレッシュ事業等）県で、ほとんどが市町村となっている。経費負担は、紙おむつ等の支給は、全額県の負担であるが、その他の事業は原則として県が1/2から2/3負担し、市町村が1/2から1/3負担している。平成2年度からは、ミドルステイ事業、地域老人総合推進事業（メニ

ュー事業）においては、市町村の財政力指数に応じた補助率に変わり、財政力指数が0.3以下の市町村には県が2/3、0.3から0.7未満の市町村には1/2、0.7以上1.0未満の市町村には1/3、1.0以上の市町村には0という負担割合に変わっている。

県においても、痴呆性老人対策が近年重要視されショートステイ痴呆性老人加算（昭和60年）、託老ホームの運営（昭和63年）、ナイトケア事業（上乘せ）（平成元年）の施策が講じられている。現金給付については、奈良県では介護手当は支給していない。なお、NHK調査（1991年）によると、都道府県では47団体中15団体と約1/3の団体で介護手当が支給されており、政令指定都市では

表3 在宅老人介護手当支給状況——91年度 都道府県・政令指定都市——
(1991年9月現在 NHK調べ、単位：円)

団 体	寝たきり老人	痴呆性老人	月額換算	創設年度
<u>都道府県</u>				
北海道	月額 4,500	—	4,500	昭49
岩手県	月額 3,500	—	3,500	昭48
山形県	年額 24,000	—	2,000	昭50
茨城県	年額 30,000	年額 30,000	2,500	昭53寝 昭60痴
群馬県	年額 35,000	年額 35,000	2,917	昭50寝・痴
千葉県	月額 11,700	月額 11,700	11,700	昭47寝 昭60痴
神奈川県	年額 35,000	年額 35,000	2,917	昭47寝 平元痴
石川県	月額 8,000	月額 8,000	8,000	昭59寝・痴
福井県	月額 6,000	月額 6,000	6,000	昭61寝・痴
山梨県	年額 30,000	年額 30,000	2,500	昭49寝 昭61痴
長野県	年額 30,000	年額 30,000	2,500	昭49寝 昭60痴
滋賀県	月額 5,000	月額 5,000	5,000	昭52寝 昭57痴
京都府	年額 60,000	—	5,000	平2
兵庫県	月額 10,000	月額 10,000	10,000	平元寝・痴
山口県	年額 10,000	年額 10,000	833	昭50寝 平元痴
<u>政令都市</u>				
仙台市	年額 20,000	—	1,667	平元
横浜市	年額 120,000	年額 120,000	10,000	昭55寝 昭61痴
川崎市	月額 10,000	月額 10,000	10,000	昭46寝 昭61痴
名古屋市	月額 6,700	月額 6,700	6,700	昭46寝 昭59痴
京都市	年額 60,000	—	5,000	昭51
神戸市	月額 10,000	月額 10,000	10,000	昭50寝 平元痴
広島市	年額 120,000	年額 120,000	10,000	平3
北九州市	月額 10,550	月額 10,550	10,550	昭49寝 平元痴

(注) 1. この表は介護者にどれだけ手当が支給されているかについてまとめたもので、老人本人への福祉手当等は省いている。

(例) 東京都の老人福祉手当：70歳以上月額4万5,000円、65歳以上で所得が基準以下は3万7,500円、基準以上は2万5,000円。

2. 千葉県の支給対象は「本人または介護にあっている家族」。

3. 福井・兵庫・山口県は県と市町村で半額ずつ負担。

4. 横浜市と川崎市は他に県から年額3万5,000円支給される。

5. 京都市は府と市が半額ずつ負担。府から年額6万円別に支給されない。

6. 神戸市も県と市が半額ずつ負担。県から月額1万円別に支給されない。

7. NHK「在宅老人介護手当支給状況（91年度 都道府県・政令指定都市）」より作成。

表 4 市町村単独事業

(平成元年3月現在)

	独 自	上 乗 せ		介 護 手 当
		国の事業に上乗せ	県の事業に上乗せ	
事業数	6 市 1 町村 5	5 市 2 町村 3	10 市 0 町村 10	4 市 0 町村 4
事業内容	- 市町村単独入浴サービス - おしめ貸与 - 乳酸菌の配布 - 簡易風呂の提供 - 電話相談 - 独居老人の通院等にかかるタクシー利用助成	- 家庭奉仕員の利用料金の緩和 - 日常生活用具費用の緩和	紙おむつ 所得税課税世帯に支給	「ねたきり老人介助慰労金」 年額 1万円 「介護人手当」 年額 7,000円 「在宅ねたきり老人介護手当」 年額 3万6,000円 「ねたきり老人看護手当支給金」 年額 36万円

(資料)『市町村単独事業調べ』より作成。

11団体中8団体で支給されており、支給額をみると、月額833円の団体から1万2,917円の団体があり、かなりの差がみられている(表3)。

II-2 実施状況——市町村間格差の現状

ここでは、奈良県の市町村自治体における在宅福祉事業の実施状況を特に団体別(市部・郡部)にみることで、事業数・メニュー面における在宅福祉事業の市町村間格差の現状をとらえよう。なお、利用者がなく、事業が実施されていなくとも事業実施要綱が作成されている場合は、実施事業として数えている。資料は奈良県高齢福祉課『平成元年度 在宅老人福祉事業実施状況』『平成元年度 地域老人福祉総合推進事業実施状況』筆者が奈良県下市町村を対象に行った『市町村単独事業調べ』(方法:ヒアリング調査)によっており、平成元年度3月現在における実施状況である。

(1) 市町村単独事業

市町村単独事業は、奈良県47団体中23団体(実施率49%)約半数の団体で行われている。団体別では、市部9団体中3団体(33%)、郡部38団体中20団体(53%)で、若干郡部での実施率が高い。

表4は、事業内容を独自・上乗せ・介護手当別にみたものである。独自の事業は6事業みられ、内訳はねたきり老人対策として3事業——市町村単独入浴サービス・おしめ貸与・簡易風呂の提供、

ひとりぐらし老人対策として2事業——乳酸菌の配布・独居老人の通院等にかかるタクシー利用助成、一般要援護老人対策として1事業——電話相談が行われている。このなかで注目されたのは、入浴サービスの国庫補助事業が創設される前に、独自で、地域内の特別養護老人ホームを利用し、通所入浴サービスを実施していた市町村がみられたことである。いわゆる「先取り福祉」の例が奈良県下の市町村でもみられたのである。

上乗せ事業は、3事業みられ、内訳は利用料金の緩和2事業——老人家庭奉仕員派遣事業・老人日常生活用具等給付事業、対象者の拡大——紙おむつ所得制限の撤廃、である。この「上乗せ」は、近隣団体間で、同じ「上乗せ」措置を講じる傾向がみられている。利用料金については、近隣団体と不公平が起これないように配慮をした市町村があり、紙おむつの対象者拡大においても近隣団体間で同じ措置を講じる傾向がみられている。

介護手当は、郡部の4団体で支給されている。支給年額は7,000円、1万円、3万6,000円、36万円で、年額36万円つまり月額3万円とかなりの額を支給している市町村もある。介護手当創設の理由として2団体では、介護者への慰労の意味で創設し、2団体では在宅福祉事業をほとんど実施していないために、その代替として手当を支給している意味合いが強く創設している。なお、全国市

町村レベルでは、全国社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の「市町村における介護手当支給状況」(1987年)⁶⁾によると、市部(指定都市は含まず、指定都市の区および特別区を含む)の33.7%、郡部の27.9%が介護手当を単独で支給しており、市部が郡部をやや上回って実施している。

以上のように市町村単独事業は約半数の団体で実施されており、決して多いとはいえず、約半数の団体は国庫・県補助事業のみを実施している。また、予想に反し、市部より郡部で若干多く実施されている。

(2) 事業数

では、この市町村単独事業も含め、1団体あたりどのくらいのメニューが用意されているだろうか。

表5は、1団体あたりの事業数を団体別にみたものである。市部平均11.1事業、郡部平均8.1事業と予想通り市部の方がメニューが3事業多く揃っている。先にみたように市町村単独事業は郡部で若干多く実施されているが、国庫・県補助事業は市部の方が、より実施しているため、総事業数では市部の方が多くなっている。なお、最も事業数の多い団体は市部で17事業、最も少ない団体は郡部で3事業とかなりの差がみられている。

表5 1団体あたり事業数
(平成元年3月現在)

	1団体あたり 事業数	内 訳	
		国庫・県補助事業	単独事業
県平均	8.6	8.1	0.35
市部平均	11.1	10.8	0.33
郡部平均	8.1	7.5	0.57

(資料) 奈良県高齢福祉課『平成元年度 在宅老人福祉事業実施状況』『平成元年度 地域老人総合推進事業実施状況』『市町村単独事業調べ』より作成。

(3) 主要在宅福祉事業

次に、全市町村での整備が望まれる主要事業の実施状況はどうであろうか。

今日、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障のため、家庭奉仕員派遣、ショートステイ、デイサービス(入浴サービス等)は、ナショナル・ミニマムの意味をもってきていると考えられる。ここでは、この3事業に日常生活用具の給付等を加え、主要3事業・主要4事業の実施状況をみていく。日常生活用具の給付等を追加したのは、①先の老人福祉法改正(平成2年6月)で法定事業となった、②地方交付税額算定の際の基準財政需要額に、日常生活用具の給付等が考慮されている⁷⁾、という点から国の方でもナショナル・ミニマムととらえていると解せられるからである。

表6は、この主要事業の実施状況を団体別にみたものである。市部では、全市において、主要3事業・4事業が実施されている。これに対し、郡部では3事業63.2%、4事業60.5%と約6割の実施率となっている。その内訳は、家庭奉仕員100%、ショートステイ92.1%、入浴サービス63.2%、日常生活用具の給付等86.8%と、特に入浴サービスの実施率が低い。市部では、ねたきり老人をかかえる世帯となった場合、どの市においても入浴サービスの受益に与れるが、郡部では約4割の自治体では受益に与れないものとなっている。

なお、この入浴サービス未実施の14団体の13団体は、過疎市町村である。奈良県下過疎市町村は平成元年度3月現在で13団体であるので、過疎市町村はすべて未実施となっている。過疎地では、住民の入浴サービスに対する需要がない、需要が顕在化してこないというのも重要な要因ではある

表6 主要事業の実施状況(市部・郡部別)

(平成元年3月現在)

	3事業(A, B, C) とも行っている	4事業(A, B, C, D) とも行っている	内 訳			
			(A)家庭奉仕員	(B)ショートステイ	(C)入浴サービス	(D)日常生活用具
県	70.2%	68.1%	100%	93.6%	70.2%	89.4%
市部	100%	100%	100%	100%	100%	100%
郡部	63.2%	60.5%	100%	92.1%	63.2%	86.8%

(資料) 奈良県高齢福祉課『平成元年度 在宅老人福祉事業実施状況』『平成元年度 地域老人総合推進事業実施状況』『市町村単独事業調べ』より作成。

が、それに加え、供給側の要因も大きく、当市町村内にあるいは近隣市町村にデイサービスセンター・特別養護老人ホーム等がない、立地条件が悪い等で入浴サービスを実施できない状況にある。

以上のように、市町村間格差を事業数でとらえると市部と郡部では差があり、市部の方がよりメニューが揃っている。郡部では主要な事業も未実施である団体が約4割あり、今後の対応が課題である。

Ⅲ 市町村の財源状況

Ⅲ-1 財源状況の趨勢・現状

市町村の財源は、地方税、国・都道府県からの補助金、地方債、使用料・手数料・分担金・負担金といった受益者負担収入等から構成され、その構成比は地方税42.3%、補助金（地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金）28.1%、地方債7.8%、受益者負担収入3.9%となっている（昭和63年度決算額、平成2年度版『地方財政白書』）。市町村財政は、「3割自治」という言葉で比喻されるように、自律的な財源である地方税収入で支出のほとんどを賄うのではなく、国・都道府県からの補助金（地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金）がかなりの比率を占めているのが特徴である。これらの財源は、使途が特定されているか否かによって特定財源・一般財源に分類され、一般財源は自治体が自由に使途を定めることができる財源である。この主要な構成要素は、地方税、地方公付税、地方譲与税、都道府県交付金である。歳入構成比の推移をみると、一般財源の構成比は、昭和50年48.6%、昭和63年59.3%と構成比を高め、その内訳は、この間、地方交付税、地方譲与税、都道府県交付金の比率はほとんど変わらず、地方税の比率が昭和50年30.0%、昭和63年42.3%と高まっている。反対に、特定財源の構成比は低下しており、その内訳は、この間、国庫支出金は微減で、地方債は昭和54年以降比率が低下している。このように、市町村の財源は、近年地方税収入の伸びで一般財源の構成比が高まってきている傾向にある。

表7 財政力指数平均の推移

団体区分	昭和55年	60年	63年	昭和55～63年の増加
市町村	0.37	0.43	0.44	0.07
大都市	0.74	0.80	0.83	0.09
都市	0.62	0.72	0.75	0.13
中都市	0.79	0.91	0.95	0.16
小都市	0.55	0.65	0.66	0.11
町村	0.31	0.36	0.37	0.06
都市と町村の差	0.31	0.36	0.38	0.07

（注）1. 大都市とは、政令指定都市。

2. 中都市とは、大都市以外の市で人口10万人以上の市。

3. 小都市とは、人口10万人未満の市。

（資料）自治省編『地方財政白書』昭和57年度版、昭和62年度版、平成年度版より作成。

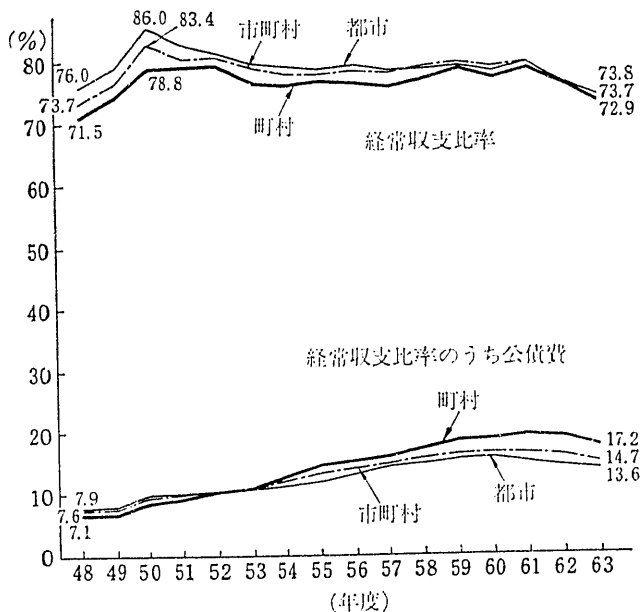
では、この地方税収入はどういった団体で伸びてきているのだろうか。表7は団体別の財政力指数の平均の推移をみたものである。地方税収入の規模を示す財政力指数平均は、昭和55年0.37、昭和63年0.44と0.07高まっている。この間、大都市0.09、中都市0.16、小都市0.11、町村0.06高まり、財政力は市部を中心に高まっている。市部と郡部との差は昭和55年0.31、昭和63年0.38と差が開いている。つまり、全体としてみれば、税源である労働力・資本の郡部から市部への移動がみられ、それは市町村財政に対しては、財源に悩む団体は悩み、潤う団体は潤うという状況を生み出している。

次に、財政構造の弾力性の推移をみる。財政構造の弾力性をみる指標として、一般に経常収支比率が使われているが、例えば、老人福祉の分野では、施設福祉・在宅福祉を充実させていくと、人件費、扶助費がかかるので、建設事業などの臨時的需要に対応でき、かつ福祉需要に対応できるかをみるには、経常収支比率のうち公債費分をみるのが適当である。図1に示されるように、経常収支比率でみると財政構造は徐々に弾力的になってきている。一方、経常収支比率のうち公債費分は昭和48年市町村平均7.6%、都市7.9%、町村7.1%と市部と郡部は同じ水準で、昭和50年以後比率は高まり、近年は改善がみられるものの昭和63年においては、市町村平均14.7%、都市13.6%、町村17.2%と昭和48年のそれより約2倍の値となって

表 8 財政力規模別の団体状況・高齢化率

財政力指数	総団体数	市・郡部別団体		過疎・人口急増・一般別団体			高齢化率 65歳以上人口割合 平成元年10月1日
		市	郡	過疎	人口急増	一般	
0.3未満	16		16	11		5	21.4%
0.3～0.5	13	2	11	2	1	10	16.1%
0.5～0.7	13	3	10		4	9	10.8%
0.7以上	5	4	1		2	3	9.2%
県総数 (県平均)	47	9	38	13	7	27	(11.1%)

- (注) 1 過疎団体とは、過疎地域振興特別措置法にもとづき過疎地域の市町村として公示された団体。
 2 人口急増団体とは、当該団体の昭和60年の国勢調査人口が、平成2年の国勢調査人口(概数)と比べて10%以上増加している団体。
 3 一般団体とは、全団体から、過疎・人口急増団体を除いた残りの団体。
 4 奈良県地方課「市町村決算状況の概要」、奈良県高齢福祉課「高齢者人口割合」、奈良県統計課「平成2年国勢調査市町村別の概数一覧」より算定、作成。



(注) 各比率は加重平均である。
 (資料) 自治省編『地方財政白書』平成2年度版、昭和55年度版より作成。

図 1 経常収支比率等の推移

いる。しかも、郡部は市部より高まり、公債費の負担が重くなっている。

以上のように、近年市町村が自由に用途が定められる一般財源は地方税の伸びで増加しているものの、公債費の負担は依然として厳しく、一般財源の用途を狭めている。それは市部より郡部の方が厳しい状況にある。また、財政力の市部郡部間の差は拡大傾向にあり、財源不足で悩む団体は悩み、公債費依存体質から抜け出すのが困難な状況を生み出しているのである。

III-2 財政力規模別の財源状況

表 8 は、分析対象である奈良県下47市町村の財政力規模別の団体状況・高齢化率を示したものである。まず、財政力規模別グループがどういった団体から構成されているかについてみると、最も弱いグループ(0.3未満)16団体はすべて郡部である。最も強いグループ(0.7以上)5団体は市部4団体、郡部1団体の構成であるが、この郡部1団体は市部への移行が予定されているので、最も強いグループは市部で占められているとみてよい。比較的弱いグループ(0.3～0.5)13団体は市部2団体、郡部11団体、比較的強いグループ(0.5～0.7)13団体は市部3団体、郡部10団体から構成されている。このように、市部は財政力が最も強い・比較的強いグループを中心として分布し、一方郡部は最も弱い・比較的弱いグループを中心に分布しており、市部の方が一般に財政力が高い。また、人口構造と財政力との関連は、一般にいて非労働力人口である高齢者人口割合が高いほど、財政力は弱いものとなっている。

表 9 は財政力別の財源状況を示したもので、これにより財政力と一般財源・経常一般財源・これら財源の余裕度(財政構造の弾力性)とどのような関連があるかについてみていく。一般財源は、地方税収入が不足している団体にナショナル・ミニマム水準の公共サービスを供給できるよう財源保障する地方交付税制度により、各グループ間の財政力の格差が縮減された結果、歳入総額に占め

表 9 財政力規模別の財源状況

(昭和63年度決算)

財政力指数	歳入総額に占める割合				経常収支 比率	公債費 負担比率	うち公債費負担 比率20%以上の 占める割合
	地方税	地方交付税	一般財源	経常 一般財源			
0.3未満	9.4%	47.4%	59.3%	53.6%	82.2%	27.4%	93.8%
0.3～0.5	22.5%	32.7%	57.5%	52.6%	80.9%	18.6%	30.8%
0.5～0.7	37.3%	23.3%	62.9%	58.3%	72.6%	18.7%	46.2%
0.7以上	51.5%	8.2%	61.8%	58.1%	78.4%	16.9%	20.0%
県平均	39.1%	18.6%	59.8%	55.1%	80.8%	21.4%	55.3%

(注) 1. 奈良県地方課「市町村財政の概要」・「市町村決算状況の概要」より算定、作成。

2. 平均は単純平均値。

る一般財源の割合は、60%前後とだいたい同じ水準となっている。経常一般財源と財政力との関連は、財政力が最も・比較的弱いグループは最も・比較的強いグループより、経常一般財源が歳入総額に占める割合が4～5ポイント低くなっているものの、財政力と経常一般財源との相関関係はみられない。次に、これらの財源の余裕度を示す経常収支比率、公債費負担比率と財政力との関連をみると、経常収支比率は、財政力が最も・比較的弱いグループは、最も・比較的強いグループよりやや高い比率となっているが、経常収支比率と財政力との相関関係はみられない。一方、公債費負担比率も同様で財政力との相関関係はみられない。公債費負担比率20%以上の団体の分布をみると、高齢者人口割合が高く税源が非常に不足している団体が多い——財政力が最も弱いグループ、公共施設等の増設で投資的行政需要の高い人口急増団体が多い——財政力が比較的強いグループに多く分布しており、こういった団体が、特に財政構造が非弾力的になっている。

以上のように、地方交付税等の財源保障により、一般財源・経常一般財源は財政力の差異にかかわらず、同一水準にある。財政力が比較的高い市部のみみる場合には、地方税が一般財源のなかでかなりの割合を占めるので、財政力そのものを、自由に用途できる財源力とみてよいかもしれない。しかし、郡部は市部に比べ、財政力が低いグループに分布し、地方交付税が重要な財源となっている。それ故、郡部を含めると、財政力そのものを市町村が自由に用途できる財源力とみなされないといえる。

そこで、次節では、財政力以外の財源に着目し、本節でみた余裕のない財源状況が在宅福祉実施水準に与える影響を分析していく。

IV 分 析

IV-1 分析方法

これまでの実証分析により、地方自治体の社会福祉支出に対する財政上の重要な要因は、地方税収入、また、暗示的に一般財源収入・経常一般財源収入であることがわかっている。杉沢・山崎・園田(1989)は東京都23区を対象に、ねたきり高齢者に対する在宅福祉事業予算額を分析し、塚原(1990)は東京都の市・区を対象に、在宅福祉事業を含む老人福祉・保健3事業の予算額を分析し、これらの分析は、地方税収入が重要な要因であることを明らかにしている。坂田(1987)は、全国636都市を対象に、民生費に充当した一般財源決算額を分析し、財政状況が悪化するほど民生費に充当する一般財源は少なくなることを明らかにしている。ここで使われた財政状況を表す指標を説明力順に並べると公債費負担比率>公債費比率>経常収支比率>財政力指数となっており、つまり、地方税収入より一般財源収入や経常一般財源収入の方が民生費への一般財源投入行動に影響が大きいことを暗示している。

本分析においては、公債費負担比率等の指標ではなく、直接、一般財源、経常一般財源に着目し、また以下の点からより厳密な財源に着目する。まず、在宅福祉事業費の財源は、国、県からの補助金である特定財源と、市町村の持ち出し分である

一般財源とに分けられる。在宅福祉事業のなかで国庫・県補助事業は、特定財源、一般財源から構成されている。この特定財源つまり国庫・県補助金は、国あるいは県が定めた補助基準基本額に表1、表2に示される各事業の補助率を乗した額である。一方、市町村単独事業費は、市町村の全負担であり、一般財源のみから構成されている。さて、自治体は、この在宅福祉費への一般財源の投入をどういった財政上の下で決定するだろうか。

この決定行動を考える際、在宅福祉の事務の性質を考慮に入れる必要がある。要援護老人に対する在宅福祉事業に実施は、法律上、義務づけられていない。自治体の事務を実施が義務づけられている必要事務と、実施が自治体の選択に任されている随意事務とに分類すると、要援護老人に対する在宅福祉事務は、随意事務に属している。また、この在宅福祉は、施設福祉に比べ整備が遅れ、表1、表2の事業創設年度をみれば明らかなように事業のほとんどが、昭和60年代に入ってから創設されている（家庭奉仕員派遣事業等の主要事業を除く）。

故に、随意事務でかつ新しい分野の事務である、在宅福祉事務への一般財源の投入は一般財源に余裕がある、つまり、一般財源を公債費、人件費、その他支出が余儀なくされている必要事務に一般財源を充て、残りの余剰が大きいほど投入しやすいといえる。また在宅福祉事業は、一度実施されれば、継続的な支出となる事業がほとんどである。故に、一般財源のなかでも毎年度、継続的に確保できる収入である経常一般財源の余裕度の方が、一般財源の余裕度より影響力が大きいであろう。つまり、経常一般財源を公債費、人件費、その他の必要事務経費に充て、残りの余剰が大きいほど、在宅福祉事業に一般財源を充当しやすいであろう。

そこで、自治体の在宅福祉事業実施の財政的要因として、一般財源、経常一般財源、経常一般財源の余裕度に着目する。またそれに加え、法定外普通税収入、および公債費充当経常一般財源を考慮する。前者の法定外普通税収入というのは、毎年度、継続的に確保の見込みのある地方税収入で

あるが、全国の自治体において共通な税収入ではない、標準的ではない、ということで臨時的な一般財源収入に分類されている。だが本来は、経常的な一般財源収入であるので、経常一般財源に法定外普通税収入を加え、考慮する。後者は、経常一般財源の余裕度をみるものである。自治体各々特別の需要があり、毎年度経常的に支出が余儀なくされている経費の項目、その大きさはまちまちである。しかし、公債費への支出は自治体共通のものであるので、経常一般財源と法定外普通税の和から公債費充当経常一般財源を引き、経常一般財源の余裕度をみるものである。

推定式として以下の6本の回帰式を使用する。

$$(1) \quad Y = a_1 + b_1 X_1 + \varepsilon_1$$

$$(2) \quad Y = a_2 + b_2 X_2 + \varepsilon_2$$

$$(3) \quad Y = a_3 + b_3 X_3 + \varepsilon_3$$

$$(4) \quad Y = a_4 + b_4 X_4 + \varepsilon_4$$

$$(5) \quad Y = a_5 + b_5 X_5 + \varepsilon_5$$

$$(6) \quad Y = a_6 + b_6 X_6 + \varepsilon_6$$

Y: 高齢者人口(65歳以上) 1人あたり要
援護老人対策在宅福祉事業費

X₁: 住民1人あたり地方税

X₂: 住民1人あたり歳入

X₃: 住民1人あたり一般財源総額

X₄: 住民1人あたり経常一般財源

X₅: 住民1人あたり経常一般財源+法定外
普通税

X₆: 住民1人あたり経常一般財源+法定外
普通税-公債費充当経常一般財源

$\varepsilon_1 \sim \varepsilon_6$: 誤差額

単位: 円

データは、在宅福祉事業費は、筆者が奈良県下47市町村を対象に行った『要援護老人に対する在宅福祉事業決算状況調べ』(方法: ヒアリング 45団体, 郵送2団体)により、その他は、奈良県総務部地方課発行『市町村財政の概要(普通会計編)』により、昭和63年度決算額である。

IV-2 分析結果

(1)から(6)式を用いて、OLSによるクロスセクション分析を行った結果が表10である。本分析の

表 10 回帰係数の推定値 (単位: 円)

説明変数	被説明変数	要援護老人対策 在宅福祉事業費 (高齢者 1 人あたり)	R ²	N
(1) 式	地 方 税 (住民 1 人あたり)	0.012594 (0.550437)	0.0154	47
(2) 式	歳 入 (住民 1 人あたり)	0.0075461* (5.03445)	0.346	47
(3) 式	一般財源総額 (住民 1 人あたり)	0.013356* (5.77006)	0.412	47
(4) 式	経常一般財源 (住民 1 人あたり)	0.018431* (6.50693)	0.473	47
(5) 式	経常一般財源 + 法定外普通税 (住民 1 人あたり)	0.018418* (6.50717)	0.473	47
(6) 式	経常一般財源 + 法定外普通税 - 公債費充当経常 一般財源 (住民 1 人あたり)	0.028784* (6.90800)	0.507	47

R²: 自由度修正決定係数

N: 標本数

() 内は t-統計値

*は1%水準で有意であることを示す。

中心である(3)~(6)式は、t-統計値は、1%水準で有意と、十分に有意となった。決定係数は 0.4~0.5 と説明力はやや大きいものとなり、他の要因で説明される部分が0.5~0.6を占めることを示している。また、予測通りに、(3)式から(6)式と、より厳密になるに従い、決定係数の値は大きいものとなった((5)式の決定係数は有効数字 5 桁目で差が出ている)。一方、説明力は回帰係数の値から、(6)式が最も強いものとなった。このように、より厳密に着目した財源は、妥当であるといえよう。

(1)・(2)式も加え、解釈されることは以下の通りである。

第一に、郡部を含め考える場合には、地方税収入と在宅福祉事業費とは関連がないといえる。従来の研究では都市を分析対象としていたため、地方税収入と在宅福祉事業費との間に関連がみられていた。例えば、杉沢・山崎・園田(1989)が東京都23区を分析した結果、1人あたり地方税納税額と、高齢者人口1人あたり在宅福祉事業費との相関係数は0.590とかなり関連がみられたが、本分析の結果は、決定係数0.0154——相関係数にし

て0.0818と無相関となった。在宅福祉事業水準を規定する財政的要因として、自治体地方税収入の規模をほぼ示す財政力が重要であるとみられていたが、町村自治体をも視野に入れる場合には、財政的要因は財政力よりも、一般財源収入(の規模)といえよう。

第二に、自治体の在宅福祉事業への投入決定は、一般財源のなかでも毎年、収入の見込まれる安定的な経常一般財源+法定外普通税収入により決定される。

第三に、財政構造が硬直的であれば、やはり在宅福祉事業への投入決定を妨げる。安定的な収入——経常一般財源+法定外普通税が多くとも、そのなかでかなりの額が、公債費という借金返済に充てられるならば、随意事務である在宅福祉事業への一般財源の投入は少なくなる。

なお、財源収入の在宅福祉事業費への効果は、住民1人あたり一般財源収入が10万円増加すると高齢者1人あたり在宅福祉事業費は1,335.6円増加すると予想される。経常一般財源+法定外普通税収入が10万円増加すると、1,841.8円増加、経常一般財源収入が10万円増加すると、1,843.1円増加すると予想される。

V 結 語

本稿は、市町村間にみられる在宅福祉事業実施水準の差の要因を、財政的要因からアプローチしたものである。従来の研究では市部を分析対象としていたため、財政的要因は、財政力とみられていた。しかし、郡部を含めてのより汎用な財政的要因を探るため、財政力以外の財政的要因に着目した分析を行った。本分析は以下の3点が特徴となっている。

- ① 在宅福祉事業支出について分析している、杉沢・山崎・園田および塚原論文では、予算額を使用しているのに対し、本稿では実績値である決算額を使用している。その点、厳密さ・正確さが改善されている。
- ② 一方、財政的要因においても、地方税ではなく、住民福祉に割り当てられる財源として、

在宅福祉事業費の市町村の持ち出しである一般財源、さらにこの財源の経常性（経常一般財源）・余裕度（公債費充当経常一般財源を引く）に着目し、より厳密な分析指標を使用している。

③ 分析対象に町村を含めている。故に、この財政的要因は、より汎用できる要因といえる。分析の結果、および在宅福祉事業の実施状況の結果から、本稿では、以下の知見が得られた。

- ① 要援護老人に対する在宅福祉事業は、郡部より市部の方が、より多くの施策が講じられている。しかし、そのなかで市町村単独事業に関しては市部より郡部の方が若干多く施策が講じられている。ナショナル・ミニマムの在宅福祉サービスにおいては郡部の約4割の自治体ではまだ実施されていない。
- ② 市町村の在宅福祉事業実施水準は、財政力ではなく、経常的な一般財源の余裕度（経常一般財源＋法定外普通税－公債費充当経常一般財源）によってもっとも説明され、しかもかなりこの財政的要因に規定されている。

先の平成2年6月に成立した老人福祉法の一部改正により、平成5年から郡部には、県から必要事務である施設福祉事務が委譲される。と同時に、郡部では施設福祉の経費を負担することになる。つまり、義務的で経常的な経費負担が増加し、さらに経常一般財源の余裕がなくなると予想される。それ故、郡部での在宅福祉事業の水準が憂慮されるところである。

それに対し、国は財源措置として、普通地方交付税の増額、国庫補助金単価の適正化で対処している。本分析結果からも普通地方交付税の増額、つまり一般財源の増額という対処は妥当といえよう。が、この普通地方交付税は用途が特定されていないため特定の経費に対する財源保障として不十分な側面をもっている。現在の未整備自治体への今後の緊急的整備にあたっては、国庫・県補助金単価（特定補助金）の適正化とともに、奈良県が平成2年度から市町村の財政力指数により補助金を傾斜配分するような、特定補助金の重点的配分も必要であろう。また、公債費負担の高

い市町村においては、公債費依存体質からの改善が強く望まれる。

＊ 本稿を作成するにあたり、貴重なご教示をいただきました奈良女子大学木村陽子助教授に、また、貴重な資料を提供していただきました奈良県高齢福祉課・地方課財政第一の皆様、資料提供・ヒアリング調査に協力していただきました奈良県各市町村高齢福祉担当職員等の皆様に厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 坂田周一「都市の社会福祉財政における一般財源の分散と機能に関する研究」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』第23巻、1987年、243-267頁。
- 2) 杉沢秀博・山崎喜比呂・園田恭一「東京都におけるねたきり高齢者と身障者に対する在宅福祉事業予算の地域差」『厚生指針』第36巻第6号、1989年、25-30頁。
- 3) 塚原康博「社会福祉支出決定メカニズムの計量分析——東京都の自治体を対象として」『季刊・社会保障研究』第26巻第2号、1990年、138-144頁。
- 4) 「上乗せ」とは、自治体が国の施策に対し、費用の上乗せ・対象範囲の拡大等の措置を講じることで、「横出し」とは、品目・項目の増加の措置を講じることである。なお、本稿では、市町村が国・都道府県の施策にこれらの措置を講じることを指している。この用語については、大野吉輝『福祉政策の経済学』、東洋経済新報社、1979年、134-147頁。小高・原・阿部・村上『地方自治法入門』、有斐閣、1987年、108-117頁を参照。
- 5) 都村敦子「高齢社会と家族援助」金森久雄・伊部英男編『高齢化社会の経済学』、東京大学出版会、1990年、237-268頁を参照。
- 6) ここでの介護手当は、社会福祉協議会・民生委員協議会等が実施主体となっている場合も含まれている。また、都道府県・指定都市の介護手当、国の「特別障害者手当」に加算している市町村、都道府県・指定都市の単独事業を市町村単独の事業と解して答えている若干の市町村も含まれている。
- 7) 基準財政需要額算定の際の基本的な考え方は義務的または普遍性の高い経費を対象とするとされている。対象経費となっている要援護老人への在宅福祉事業は、昭和60年までは、家庭奉仕員派遣事業、日常生活用具給付事業等が、昭和61年以降、施設活用サービス（デイサービス・ショートステイ）がもられ、平成2年からは、ゴールド・プラン（平成元年12月）推進のためもあり、さらに在宅老人訪問事業、在宅介護支援センター等がもりこまれている。地方交付税制度研究会編『地方交付税制度解説（単位費用篇）』、地方財務協会、各年度版を参照。

参考文献

- 〔1〕 小沢・坂野・宮本・山本『現代地方財政の構造』、自治体研究社、1979年。

- 〔2〕 大野吉輝『福祉政策の経済学』、東洋経済新報社、1979年。
- 〔3〕 秋田成就「老人福祉行財政と老人福祉関係法の構造と機能——県・市町村の老人福祉施策の実態調査をもとにして」『高齢化社会における社会法の課題』、日本評論社、1983年。
- 〔4〕 木下和夫編、大阪大学財政研究会『地方自治の財政理論』、創文社、1966年。
- 〔5〕 隅谷三喜男・丸尾直美編『明日の福祉 4 福祉サービスと財政』、中央法規出版、1987年。
- 〔6〕 伊部英男・大森 彌編『明日の福祉 5 福祉における国と地方』、中央法規出版、1988年。
- 〔7〕 福武 直・阿部志郎編『明日の福祉 7 都市と農村の福祉』、中央法規出版、1988年。
- 〔8〕 永田幹夫『地域福祉論』、全国社会福祉協議会、1988年。
- （ませぎ・やすこ
和歌山信愛女子短期大学専任講師）

社 会 保 障 法 判 例

堀 勝 洋

国民健康保険の保険料の最高限度額を年39万円と定めた
条例の規定が憲法25条及び14条に違反しないとされた事
例（川崎訴訟第1審判決）

横浜地方裁判所第1民事部平成2年11月26日判決（昭和63年（行ウ）
第24号行政行為取消請求事件，平成元年（行ウ）第8号行政行為取消
等請求事件）『判例時報』1395号，平成3年11月11日，57頁，『判例タ
イムズ』765号，平成3年11月1日，185頁

I 事実の概要

1 原告Xは，小田原市が行う国民健康保険の被保険者であるが，昭和61年8月分から昭和63年7月分までの保険料額合計73万3,280円を滞納した。このため，小田原市長被告Y₁（以下「被告市長」という。）はXに対しその都度督促状を発し，更に同年8月上旬の額につき最終催告を行ったにもかかわらず，納入されなかった。このため，被告市長は同年9月3日Xの債権につき差押処分（以下「本件処分」という。）をした¹⁾。

2 これに対して，Xは昭和63年10月21日付で被告市長に対し異議申立書を提出し，同月22日受理された。しかし，これは本来国民健康保険審査会に対する審査請求であるべきであるため（国民健康保険法91条），Xは同年12月6日当該異議申立書の補正書を被告市長に提出し²⁾，審査請求の形態を整えた。被告市長は同月7日，神奈川県国民健康保険審査会被告Y₂（以下「被告審査会」という。）に対し，当該異議申立書及び補正書を送付した。

この異議申立書の内容は，小田原市国民健康保険条例（以下「本件条例」という。）15条の5は

保険料の最高限度額を昭和63年度において年39万円と定めているが，これは社会的強者を保護する悪平等の規定であって憲法25条及び14条に違反するため，本件処分の取消しを求めるというものである。

これに対し，被告審査会は平成元年2月3日，国民健康保険の保険料は目的税的性格を有するため，応能負担の原則に一定の限度を設けても憲法25条及び14条に違反しないとして，Xの審査請求を棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）をした。

3 これに対し，Xは昭和63年10月7日，本件処分の取消しを求めて横浜地方裁判所に出訴した³⁾（昭和63年（行ウ）第24号行政行為取消請求事件）。訴えの理由は，上記審査請求の理由と同様である。

また，Xは平成元年2月22日，本件裁決の取消しを求めて横浜地方裁判所に出訴した（平成元年（行ウ）第8号行政行為取消等請求事件）。その理由は，被告審査会は過去数年間の保険財政の推移や他の都道府県の状況等を具体的に審理することなく裁決したため審理不尽の違法があること，本件裁決は賦課限度額の算定につき準拠すべき法規の内容を明らかにしないなど理由不備の違法があ

るというものである⁴⁾。

横浜地方裁判所はこの二つの訴訟に対し⁵⁾、平成2年11月26日以下の判旨のとおり判示して、Xの請求を棄却した。Xは控訴しなかったので、本判決は確定した。

II 判 旨

1 「原告は、まず、本件条例15条の5の規定は、保険料の最高限度を定め、多額の所得又は資産を有する者を有利に取り扱っている点において、限度額の大小にかかわりなく、既に憲法25条、14条に違反する旨主張する。

しかしながら、国民健康保険法は、国民健康保険の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするものであって、憲法25条の趣旨を具体化するものというべきところ、憲法25条は、国権の作用に対して一定の目的を設定し、その実現のために積極的な発動を期待するものであって、具体的にいかなる立法措置を講ずるかは、広く立法府の裁量に委ねているものと解され、国民健康保険における保険料の賦課についても、その最高限度額を定めることを否定することまで含意するものとみるべき根拠は見出しえないから、右条例の規定をもって、憲法25条に違反するものということとはできない。

また、国民健康保険における保険料の負担については、それが強制加入の社会保険であることや、相扶共済・社会福祉の理念から、応能負担の原則を無視することはできないが、他方、それが保険理論に基づく医療保険であることから、保険料と保険給付の対応関係にも配慮した応益負担の原則によるべきことも、また当然であり、この関係で、受益（保険給付）の程度からかけ離れた応能負担に一定の限度を設けるため、保険料に最高限度額を定めることには、合理的な理由があるから、前記条例の規定をもって、憲法14条に違反するということもできない。」

2 「原告は、また、本件条例15条の5の規定が保険料の最高限度額を39万円と定めた点をとらえて、市議会に認められた立法裁量の範囲を逸脱

するものであり無効であると主張する。

しかしながら、国民健康保険制度を法定するにあたり、立法府に広範な裁量が認められていることは、既に説示したとおりであるところ、国民健康保険法81条は、賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項を一般的に条例に委任しており、本件条例15条の5の規定は、これに基づいて、保険料の最高限度額を39万円と定めたものである。したがって、右条例の規定が立法裁量の範囲を逸脱し無効であるというためには、かかる主張をする者において、裁量の範囲を逸脱したものと認めるべき具体的根拠を主張立証しなければならないものと解すべきところ、原告は、かかる主張立証をしていない。のみならず、被告市長が主張する諸事情を考慮すれば、右条例の規定は、裁量の範囲を逸脱して定められたものということとはできない。」

III 解 説

1. はじめに

本件訴訟は、国民健康保険の保険料を滞納したため差押処分を受けた者が、差押処分の取消しと審査請求に対する裁決の取消しを求めて提起したものである。差押処分（本件処分）の取消し請求の理由は、その先行処分たる保険料賦課決定処分が違法であるからというものである。そして、当該賦課決定処分が違法であるとする理由は、小田原市国民健康保険条例（本件条例）15条の5が保険料について年39万円の最高限度額を設けていることが憲法25条及び14条に違反するというものである。被告神奈川県国民健康保険審査会による裁決（本件裁決）の取消し請求の理由は、本件裁決が審理不尽及び理由不備の違法があるからというものである。

これに対し、本判決は本件条例は憲法に違反するものでなく、また本件裁決も違法ではないとして、原告の請求をいずれも棄却した。社会保険の保険料をめぐる幾つかの訴訟が提起されてきたが、その最高限度額をめぐる訴訟としては、本件訴訟が初めてのものではないかと思われる。

本件訴訟の最大の争点は、国民健康保険の保険料に最高限度額を設けることが違憲かどうかということであり、この問題については第3節で詳しく検討する。その前に、被告市長は本案前の主張として、本件訴えは原告適格を欠く違法な訴えであり却下すべきであると主張しているのので、次の第2節でこの問題について論ずる。また、第4節では本件裁決の取消しの問題について簡単に触れる。最後の第5節では、保険料の最高限度額の在り方について論ずる。

2. 原告適格

被告市長が原告Xによる本件訴えについて原告適格を欠くと主張するのは、次の二点である。

- (1) 本件訴訟においては差押処分（本件処分）の取消しが求められているが、原告はこの差押処分そのものの違法を主張せず、その先行処分たる保険料賦課決定処分の無効を主張するにすぎないから、本件処分の取消訴訟を提起すべき法律上の利益がなく、原告適格を欠く。
- (2) 原告は保険料に最高限度額が設けられていることをもって本件処分を違法としてその取消しを求めているが、原告の保険料はこの最高限度額があることによってむしろ軽減されているのであるから、原告は自己の法律上の利益に関係のない違法を主張するものであり、原告適格を欠く。

まず、上記の(1)の問題は、先行処分たる保険料賦課決定処分の無効を理由として、後行処分たる差押処分が違法であるとしてその取消しを主張することができるかどうかということである。これに対し、本判決は次のように判示した。

「自己の債権を差押えられた原告が、その差押処分の取消を請求しているのであるから、原告に当事者適格があることはいうまでもない。のみならず、原告が、先行処分たる保険料賦課決定処分が無効であり、したがって、原告の保険料債務が発生していないことを主張することにより、ひいてはその保険料徴収のためになされた差押処分たる本件処分が違法であることを主張し、その取消

を請求していることは、その主張自体によって明らかであるから、被告市長の右主張は理由がない。」

この判旨は妥当である。金子〔2〕524頁は先行行為たる課税処分の違法性は後行行為たる滞納処分に承継されるとし、南編〔13〕212頁（水野忠恒稿）は住民訴訟において財務会計上の法規に違反する行為の違法性は後行行為で争うことができるとする。また、判例も、住民訴訟において先行行為たる分限免職処分が違法であれば後行行為たる退職手当の支給という財務会計上の行為も違法となるとし（最判昭和60年9月12日・判タ572号54頁）、先行行為たる補助金交付決定の違法を理由として後行行為たる補助金の交付の違法を主張することができるとする（名古屋地判昭和45年7月11日・行集21巻7・8号1005頁）。

次に、前記(2)の問題について論ずる。原告は、本件条例が保険料について最高限度額を設けていることをもって、原告に対する保険料賦課決定処分の無効を主張する。しかし、昭和61年度の原告に対する保険料賦課額は、最高限度額の規定がなければ132万3,604円であるのに、この限度額の規定によって35万円とされているのであり、むしろ原告はこの限度額の規定によって利益を得ている。そうすると、行政事件訴訟法10条1項の「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」の規定により、原告は処分の取消しを請求できないのではないかという問題が生ずる。

しかし、この行政事件訴訟法10条1項の規定は、同法9条の原告適格を前提として、原告適格を有する者が取消訴訟で主張できる違法事由を制限するものであって、原告適格とは異なるとされる杉本〔9〕40頁）。したがって、被告市長がこれを原告適格の問題と解して原告の請求を却下するよう求めたとすれば、正当な主張とはいえない。この意味で、本判決が「原告が本訴においてかかる主張をなしうるか否かは、実体判断においてこれを斟酌することが許されるか否かの問題であって、仮にこれが許されないからといって、訴えを不適法ならしめるものでないから、被告市長のこの点

の主張も失当である。」と判示したのは妥当である。

しかし、被告市長がこれを原告適格の問題としてではなく、実体判断の問題として主張したとすれば、それはある程度の合理性をもった主張であるように思われる（本判決を収めた判タ765号185頁の解説も同旨である。）。なぜならば、国民健康保険の保険料に最高限度額を設けることによって高所得者は負担能力に見合う負担を免れているのであり、その分中低所得者（最高限度額以下の保険料を徴収される被保険者）の保険料負担が重くなる。そうすると、原告は、保険料の最高限度額を規定した本件条例によって不利益を受けることとなるこれら中低所得者の利益の侵害を理由として処分の取消しを求めているということができ、行政事件訴訟法10条1項に規定する「自己の法律上の利益に関係のない違法」を理由として処分の取消しを主張していると考えられるからである。

3. 条例の違憲性

原告は、本件条例15条の5の規定が違憲無効であるため、同条の規定に基づいて行われた保険料賦課決定処分は無効であり、この処分を前提とする本件処分（差押処分）は違法であると主張する。原告の違憲の主張は、保険料に最高限度額を設けた本件条例の規定は、社会的・経済的強者を保護するものであるため、憲法25条及び14条に違反するというものである。

これに対し、本判決はⅡ判旨の1に引用したように、本件条例の規定は憲法に違反するものではないと判示した。まず生存権を規定する憲法25条について、本判決は、堀木訴訟上告審判決（最大判昭和57年7月7日・民集36巻7号1235頁）以来の判例を踏襲して、いわゆる立法裁量論により違憲の主張を退けた⁶⁾。

次に、平等権を保障する憲法14条について、本判決は、社会保険の保険料について応益負担の見地から応能負担に一定の限界を設けるため最高限度額を設けることは合理的であるとして、原告の違憲の主張を退けた（Ⅱ判旨の1参照）。

ところで、国民健康保険の保険料については国民健康保険法76条以下に規定されているが、賦課

別表 保険料賦課総額の構成割合

4 方式	所得割総額	40/100
	資産割総額	10/100
	被保険者均等割総額	35/100
	世帯別平等割総額	15/100
3 方式	所得割総額	50/100
	被保険者均等割総額	35/100
	世帯別平等割総額	15/100
2 方式	所得割総額	50/100
	被保険者均等割総額	50/100

額や料率等については政令で定める基準に従って条例又は規約で定めることとされている（同法81条）。そして、国民健康保険法施行令（以下「国保法施行令」という。）29条の5は市町村の保険料の賦課に関する基準を定め、同条1項2号は保険料の賦課総額は別表に定める三つの方式のいずれかによると定めている。この三つの方式のいずれも、応能負担（所得割総額又は資産割総額）50%応益負担（被保険者均等割総額又は世帯別平等割総額）50%の割合で構成されている。また、同条同項11号は保険料の最高限度額を定めている。更に、国は「国民健康保険条例準則」を各都道府県知事に通知し（昭和34年1月27日付厚生省保険局長通知保発第5号「国民健康保険条例準則について」）、国民健康保険の保険者たる市町村はおおむねこの準則に基づき条例を制定しているが、保険料の最高限度額は同準則の18条の6に規定されている。

国民健康保険の保険料は地方税法703条の4に規定する国民健康保険税としても徴収することができることとされ（国民健康保険法76条）、この国民健康保険税についても最高限度額の規定が設けられている（地方税法703条の4第17項）。この国民健康保険税に最高限度額を設けた趣旨は、行政当局によって次のように説明されている（厚生省保険局国民健康保険課〔5〕317頁⁷⁾。「一般に目的税においては、その受益との関連において、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要があると考えられている。これは、かりに受益の限度とかけ離れた応能負担が課せられる場合、納税義務者の納税意欲にかえって悪影響を及ぼし、ひいて

は制度や事業の円滑な発展を阻害するおそれがあるからである。このような見地から、保険税においても課税額の最高額を法律で明示して、被保険者の費用負担の上限をおさえる方法がとられているのである。」

被用者に対する医療保険制度や公的年金制度においては、保険料額は標準報酬月額に保険料率を乗じて算出することとされているが、この標準報酬月額には上限が設けられているため、これらの保険料額にも実質上限度がある。例えば、平成3年度において、健康保険の標準報酬月額の最高額は71万円で（健康保険法3条、3条ノ2、「健康保険法の標準報酬の等級区分の改定に関する政令（昭和59年政令第269号）」）、政府管掌健康保険の保険料率は8.4%であるため（同法71条ノ4、「健康保険法第71条ノ4第5項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率（昭和59年厚生省告示第35号）」）、保険料額の上限は月額5万9,640円（被保険者負担分2万9,820円）、年額71万5,680円（被保険者負担分35万7,840円）である⁸⁾。厚生年金保険の標準報酬月額の最高額は53万円で（厚生年金保険法20条）、保険料率は14.5%であるため（同法81条）、保険料額の上限は月額7万6,850円（被保険者負担分3万8,425円）、年額92万2,200円（被保険者負担分46万1,100円）である。これに対して、国民健康保険の保険料の上限は平成3年度において年額44万円である（国保法施行令29条の5第1項11号）。なお、雇用保険及び労働者災害補償保険においては、賃金総額に保険料率を乗じた額が保険料額となるため（労働保険の保険料の徴収等に関する法律11条及び30条）、原則として保険料の額に上限はない。

ところで、私的保険においては給付反対給付均等の原則が守られるが、この原則は「個々の保険料が受け取ることあるべき保険金の数学的期望値⁹⁾に等しいことを意味する」（近藤〔8〕71頁）ため、保険料は基本的に応益負担の原則に従う。ところが、社会保険においては、さまざまな政策目的の達成をねらいとして拠出や給付が決定されるため、必ずしも給付反対給付均等の原則が守られるとは限らない。保険料の拠出も応益負担原則に従うと

は限らず、応能負担原則が持ち込まれることがしばしばある。というよりは、むしろ社会保険においては、負担能力に応じて負担するのが社会的にみて公平だとの観点から、応能負担を原則とすべきだとの考えが強い。このほか、無所得者・低所得者をも強制加入させる社会保険においてはこれらの者の保険料を減免せざるを得ないこと、社会的格差を是正するのが社会保障の役割の一つと考えられていること、応能負担の方が財源の確保が容易であること、特に所得保障制度においては従前所得保障の給付を確保するため所得比例の拠出をさせる必要があることなどが、応能負担を原則とする理由であると考えられる。

本件訴訟の原告は、社会保険においては応能負担が公平であり、保険料に最高限度額を設けることは平等権を保障した憲法14条に違反すると主張する。しかし、負担能力が高い者に低い額の保険料を課すとか、受益額の大きい者に低い額の保険料を課すわけではなく、受益額を勘案して応能負担に最高限度額を設けるのは必ずしも平等原則に反するとは考えられない。むしろ、受益額をはるかに超える保険料を、応能負担のゆえに課すとなれば、その方が平等原則に違反する疑いがあるといえる。したがって、保険料に最高限度額を設けるのは必ずしも合理的ではないとはいえず、憲法14条1項に違反するものではないと解される。また、憲法25条との関係では、立法府の裁量の逸脱・濫用に当たるものではないと解される。以上のような趣旨から、本判決の判旨は正当である。

しかし、保険料の最高限度額があまりに低い場合は、応能負担の保険料は応益負担の保険料に近づく。このような場合、保険料に最高限度額を設けること自体は立法裁量の範囲にあるとしても、その具体的な限度額の設定が裁量権の逸脱・濫用とならないか問題となる。原告は、本件条例15条の5が保険料の最高限度額を昭和63年度において39万円と定めたことは、被保険者の応益範囲と保険金額との合理的関連性を考慮することなく、しかも国民健康保険制度が社会的配慮の下に存在する制度であることを無視したものであるとして、憲法25条の裁量の範囲を逸脱し、憲法14条にも違

反すると主張した。

これに対し、本判決は、Ⅱ判旨の2に引用したように、この最高限度額が裁量の範囲を逸脱したとの主張立証を原告が行っていないこと及び被告市長の主張する諸事情を考慮して、裁量の範囲を逸脱して定められたものではないと判示した。被告市長が主張する諸事情とは、被告市長は過去1～2年ごとに保険料の最高限度額を引き上げてきていること、神奈川県各市の国民健康保険の保険料の最高限度額と比較してあまり差違はないこと、小田原市の昭和62年度の1人当たりの療養諸費が7万4,515円であり1世帯当たりの居住者数が2.4人であること（すなわち、世帯の受益額の平均が年約18万円であること）、本件条例の最高限度額は地方税法の国民健康保険税の限度額になって改正されていることなどである。

先にみたように、健康保険の平成3年度の被保険者負担分の上限が年額約36万円であること等からみて、本件条例が定める昭和63年度における39万円の保険料の最高限度額は必ずしも不当な額とはいえず、本判決の判旨は妥当であると考えられる。

ところで、本件訴訟において、原告は保険料が応能負担でなければ憲法25条及び14条に違反すると主張したので、本判決の評釈からはやや離れるが、この問題について検討してみたい。社会保障には応能負担の保険料しか課さないものがある。例えば、我が国の国民年金の第1号被保険者（自営業者等）は、平成3年度において月額9,000円の定額の保険料を拠出する（国民年金法87条、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）附則5条）。これは、所得の多少にかかわらず同じ額の保険料を納付し、同じ額の年金を受け取るもので、応能負担である¹⁰⁾。このように、国民年金の保険料が定額制とされた理由は、法案作成の責任者によって、次のように説明されている（小山〔7〕134頁）。

「保険料を定額にするか所得比例にするかについては議論のあるところであるが、被用者と異なり、収入の形態が極めて多種多様であり、これを正確に把握して所得に応じて公平かつ適正な保険

料の賦課をおこなうことには技術的に非常に無理があり、実現がむづかしく、またたとえ賦課がおこなわれたとしても、これを完全に徴収することにも困難があるので、差し当たり事務の簡素化をはかる意味において定額制を採用したものである。」

自営業者等について所得把握が困難であることは、現在に至っても解消していない。このように、所得把握が困難であるという事情のため応能負担の保険料を課さないとしても、それは必ずしも不当なものとはいえない。したがって、国民年金の第1号被保険者に対して応能負担のみの保険料を課すこととしても、必ずしも憲法25条及び14条1項に違反するものではないと解される。

ただし、筆者は、政策論・立法論としては可能な限り社会保障には応能負担が導入されるべきであると考えており、国民年金の自営業者等にも所得比例の保険料を一部導入すべきであると提案したことがある（堀〔11〕344頁）。

4. 裁決の違法性

原告は、神奈川県国民健康保険審査会（被告審査会）が原告の審査請求を棄却した裁決（本件裁決）は、審理不尽及び理由不備の違法があるとして、その取消しを求めた。

まず、審理不尽の違法として、原告は、被告審査会において過去数年間の保険財政の推移や他の都道府県の状況等を具体的に審理しなかったことを主張した。これに対して、本判決は次のように判示した。

「国民健康保険制度において保険料の最高限度額を定めること自体が、憲法25条、14条に違反すると解すべきか否かは、法解釈の問題であり、また、本件条例15条の5が保険料の最高限度額を39万円と定めたことにつき、立法裁量の範囲を逸脱した違法があるか否かに関しては、原告においてこれを肯定すべき具体的根拠を主張立証しないばかりでなく、加えて、被告市長の主張する諸事情を考慮すれば、過去数年間の保険財政の推移や、他の都道府県の状況等を検討するまでもなく、右条例の規定が裁量の範囲を逸脱して定められたということはできないのであるから、被告審査会に

においてこれらの点を具体的に審査しなかったからといって、審理を尽くさなかった違法があるということとはできない。」

次に、理由不備の違法として、原告は、本件判決が賦課限度額の算定方法につき準拠すべき法規の具体的内容を明らかにせず、本件条例15条の5が裁量の範囲内にあることにつき具体的かつ客観的な根拠を示していないことを主張した。これに対して、本判決は次のように判示した。

「本件判決書を全体としてみれば、本件条例15条の5の規定が立法裁量の範囲内にあると解すべき理由を優に読み取ることができるから、原告主張の各点につき具体的かつ客観的な内容及び根拠を示していないからといって、理由不備の違法があるということとはできない。」

以上のような判旨は、おおむね妥当である。

5. おわりに

本判決は、国民健康保険の保険料に最高限度額を設けること及びその限度額を昭和63年度において39万円としたことは、憲法25条及び14条に違反しないと判示した。これは憲法や国民健康保険法の解釈としては、妥当なものである。

しかしながら、政策論・立法論として考えた場合は、原告の主張には相当の理由がある。保険料に最高限度額を設けるのは、保険給付に限度があることから、応能負担に限度を設ける必要があるためである。しかし、保険給付が金銭である場合は確かに給付に一定の限度が設けられることが多いが、医療のような現物給付については必ずしもそうではない。例えば、国民健康保険の高額医療費共同事業¹¹⁾（原則として月80万円を超える医療給付が対象である。）の平成2年度の対象件数は21万8,820件にのぼっている（国民健康保険中央会〔6〕310頁）。また、同様な事業である健康保険組合連合会の高額医療交付事業の平成2年度の対象件数は22万132件であり、うち月1,000万円を超える高額医療は15件もある（健康保険組合連合会〔3〕72頁）。このように、現在においては医療保険の加入者は極めて高額な医療を受ける可能性が高いことを考えると、国民健康保険の保険料の

最高限度額を平成2年度において年42万円（月3万5,000円）にとどめるというのは、必ずしも妥当であるとは思われない。筆者は、負担能力のある者の保険料を更に引き上げていく余地があるのではないかと考えている。

これに対して、医療保障制度は所得再分配を直接の目的とせず、医療保障の便益は私的なものであるため、保険料の応能負担の度合いは必要最小限のものにとどめることが望ましいとする意見がある（大野〔1〕66頁及び68頁）。しかし、公的施策特に社会保障の財源は基本的に応能負担であることは社会公正の観点から望ましく、これは医療保険制度についても異なるところはないと考えられる。自由主義経済の下においては、生産への貢献を上回る所得・資産の不公平な分配がなされることがしばしばあり、このような分配の不公平を是正し社会の安定を図るため、租税や給付を通じての再分配が要請される。医療保険制度といえども、このような再分配の要素を持ち込むべきでないとする理由はない。

特に社会保険においては無所得・低所得の者も、これらの者に対する給付を確保するため、強制加入にすることが多い。そうすると、これら保険料の負担能力のない又は低い者については保険料を減免する措置を講ぜざるを得ず、したがって応能負担の導入は必至となる。やはり社会保険は、能力に応じて負担し、ニーズに応じて給付をするという原則に従うべきであると考えられる。社会保険は、私的保険と違って、保険料は受益に応じて拠出するというより、給付を賄う財源ととらえるべきであり、この意味から負担能力のある者はより多く負担するよう、保険料の上限も相当程度引き上げていくのが望ましいと考えられる。

注

- 1) 国民健康保険の保険者たる市町村が徴収する保険料は、地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める歳入」とされ（国民健康保険法79条の2）、同項の規定に基づいて地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている。そして、地方税法331条1項は、市町村民税の滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえないといけない

と規定している。

- 2) 審査請求は、処分庁を経由してもすることができ（行政不服審査法17条1項）。
- 3) 保険料等に関する処分の取消しの訴えについては、国民健康保険法91条1項に基づく審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとするいわゆる審査請求前置主義が採られているが（同法103条、行政事件訴訟法8条1項ただし書）、Xはこの要件を満たしているといえる。ただし、Xが取消しを求めているのは、保険料賦課決定処分そのものではなく差押処分であり、後者の取消訴訟についても審査請求の前置が必要かどうかは必ずしも明確ではない。しかし、保険料賦課決定処分の取消しの訴えに審査請求の前置が必要なのに、その後続処分である差押処分の取消しの訴えに審査請求の前置が必要でないと解するのは合理的でない。したがって、国民健康保険法91条1項に規定する審査請求の対象となる「保険料その他この法律の規定による徴収金……に関する処分」に、保険料についての滞納処分を含むと解すべきである（同旨、厚生省保険局国民健康保険課〔4〕637—638頁、同〔5〕385頁）。
- 4) 行政事件訴訟法10条2項の規定により、処分の取消しの訴えとその処分についての裁決の取消しの訴えを提起することができる場合は、裁決の取消しの訴えは処分の違法を理由として取消しを求めることはできず、裁決固有の瑕疵を理由として取消しを求めるなければならないとされている。
- 5) この二つの訴訟は、平成元年8月3日併合された（行政事件訴訟法16条、19条等参照）。
- 6) 立法裁量論に関する堀木訴訟上告審判決の判旨は、次のとおりである（堀〔10〕86頁以下等を参照）。
「憲法25条の規定は、国権の作用に対し、一定の目的を設定しその実現のための積極的な発動を期待するという性質のものである。しかも、右規定にいう『健康で文化的な最低限度の生活』なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。」
- 7) 厚生省保険局国民健康保険課〔4〕566頁及び前川

〔12〕199頁も、ほぼ同様の趣旨を述べている。

- 8) このほか、賞与等に対し1%の保険料が課され、労使で折半する。ただし、当分の間被保険者負担分の5分の2が免除され、その分国庫が負担する（健康保険法附則3条）。
- 9) 数学的期望値とは、「数学的には『ある事象 E が起こる確率が P で、この事象が果して起こったときに a (円) を得るものとすれば aP (円)』のことであるから、それはとりも直さず、これは保険金にその偶然的事件、すなわち保険事件の確率を乗じたものである」とされる（近藤〔8〕71頁）。
- 10) ただし、一定の者には保険料が免除されるため（国民年金法89条及び90条）、二段階の応能負担ともいえる。しかし、保険料免除者の年金額は減額されるため、やはり応益負担である。
- 11) 市町村が行う国民健康保険において、高額な医療費が発生すると、特に小規模な町村では財政が悪化する。このため、国保財政の安定を図るため、一種の再保険的な事業として、各都道府県の国民健康保険団体連合会が一定額以上的高額医療費を共同して負担する事業を行っている。これを高額医療費共同事業といい、この事業に対し国及び都道府県は補助を行っている。

引用文献

- 〔1〕 大野吉輝『社会サービスの経済学』、勁草書房、平成3年
- 〔2〕 金子 宏『租税法 第三版』、弘文堂、平成2年
- 〔3〕 健康保険組合連合会「高額医療について」『共済新報』平成3年9月
- 〔4〕 厚生省保険局国民健康保険課編『改訂国民健康保険基礎講座』、社会保険実務研究所、昭和52年
- 〔5〕 厚生省保険局国民健康保険課監修『逐条詳解国民健康保険法』、中央法規出版、昭和58年
- 〔6〕 国民健康保険中央会『都道府県国民健康保険連合会事業の概況』平成3年
- 〔7〕 小山進次郎『国民年金法の解説』、時事通信社、昭和34年
- 〔8〕 近藤文二『社会保険』、岩波書店、昭和38年
- 〔9〕 杉本良吉『行政事件訴訟法の解説』、法曹会、昭和38年
- 〔10〕 堀 勝洋『社会保障法判例——近年の動向と解説』、中央法規出版、平成2年
- 〔11〕 堀 勝洋「21世紀の公的年金制度——その長期的安定のための方策」『季刊・社会保障研究』25巻4号、平成2年春
- 〔12〕 前川尚美『国民健康保険——現代地方財政講座（第6巻）』、ぎょうせい、昭和60年
- 〔13〕 南 博方編『条解行政事件訴訟法』、弘文堂、昭和62年
（ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長）

平成4年度研究プロジェクトについて

社会保障研究所

研究課題Ⅰ 現代家族と社会保障

——出生と保育に関する

理論・実証分析——

(研究目的)

出生率の低下がもたらす将来的な影響として、労働力および介護マンパワー不足、そして年金・医療財政を支える若年層の減少が予想されている。また、保育においては、親の就労との調和や両立、そして児童福祉の観点から、子育て環境の重要性が認識されている。特に、社会保障では、児童手当、保育所の整備、育児休業等によって出産や育児を支援する政策をとっている。

このプロジェクトでは、出産および育児に対して影響を及ぼしている経済・社会・文化的な要因を解明する。そして、わが国や欧米における家族（特に出産と保育）に関する社会保障政策の役割や有効性について、理論的・実証的分析を行う。

分析の概要は以下のとおりである。まず第一に家族機能と社会保障の関係、なかでも、家族の形態・機能と家族政策との相互関連、婚姻・出産に影響を及ぼすライフスタイルの変化を扱う。第二に、出産および保育に関する研究蓄積に基づき、ミクロおよびマクロデータを用いた実証分析を行う。第三に、これらの研究成果をふまえ、新しい家族のための社会保障政策を模索する。

(研究項目)

1. 家族と社会保障の分析枠組み
 - (1) 家族機能と社会保障
 - (2) 家族機能の経済分析——社会保障との代替性と補完性
 - (3) 家族政策の歴史的展開とその意義
 - (4) ライフコース分析における家族と社会保障の相互作用
2. 出生率低下と社会保障
 - (1) わが国の出生率低下に関するマクロ分析

- (2) 欧米における出生力決定要因と政策の影響
- (3) 出生行動に関する意識調査（ヴィネット調査）
 - a 対象者の属性別分析
 - b 出生率の要因分析
- (4) 晩婚化現象の社会・文化的分析

3. 保育と社会保障

- (1) 保育と女子労働供給に関する実証分析
- (2) わが国の保育の現状と政策的課題
- (3) 保育需要と保育所の機能整備における現状と課題

(研究会の構成員)

- | | | |
|----|-------|----------------------|
| 主査 | 宮島 洋 | (東京大学教授) |
| 幹事 | 栗沢 尚志 | (社会保障研究所研究員) |
| | 下夷 美幸 | (社会保障研究所研究員) |
| 委員 | 網野 武博 | (日本総合愛育研究所部長) |
| | 大久保孝治 | (放送大学助教授) |
| | 大澤真知子 | (亜細亜大学助教授) |
| | 柏女 霊峰 | (厚生省児童家庭局企画課児童福祉専門官) |
| | 小島 宏 | (厚生省人口問題研究所国際人口研究室長) |
| | 塚原 康博 | (明治大学短期大学専任講師) |
| | 樋口 美雄 | (慶応義塾大学教授) |
| | 藤川 清史 | (大阪経済大学助教授) |
| | 山田 昌弘 | (東京学芸大学助教授) |
| | 渡辺 秀樹 | (慶応義塾大学助教授) |
| | 織田 輝哉 | (社会保障研究所研究員) |

(研究計画)

1. 2か年とする。
2. 研究成果は出版物として公表する。

研究課題Ⅱ 高齢化社会における介護 ネットワークの構築

(研究目的)

近年、地域におけるさまざまな在宅保健福祉サービスが、公私両部門にわたり発達しつつある。しかし、それらは依然として現実の高齢者の多様なニーズを充足しきれず、さらに高齢者にとって必ずしも身近で合理的なネットワークとなっていない状況にある。

本プロジェクトは、高齢化社会において高齢者が安心して住み続けられる地域の介護ネットワークをどのように作っていくことができるか、地域の資源活用の方策は何か、これらの課題について調査研究を行い、公的・民間両部門における資源の掘り起こし・活用と新しい介護ネットワークの支援策を提示する。

(研究項目)

1. 地域の介護システムの現状と問題点
 - (1) 都市と農村における現状と問題点
 - (2) 欧米諸国における現状と問題点
2. 地域の介護ネットワークと資源の活用
 - (1) 公的資源の活用と行財政（福祉施設、保健所、医療機関、その他）
 - (2) 民間資源の活用（家族、ボランティア、民間非営利、ビジネス）
3. 高齢化社会における介護ネットワークへの支援策

(研究会の構成員)

- 主査 丸尾 直美（慶応義塾大学教授）
 幹事 三上芙美子（社会保障研究所調査部長）
 委員 安梅 勅江（国立身障者リハビリセンター研究所研究員）
 斉藤 和子（国立精神・神経センター精神保健研究所老化研究室長）
 西村 周三（京都大学教授）
 萩原 清子（長野大学教授）
 村川 浩一（厚生省老人保健福祉部老人福祉専門官）
 矢野 聡（東京海上メディカルサービス株式会社調査役）
 和田 敏明（全国社会福祉協議会高年福祉部長）

伊藤 周平（社会保障研究所研究員）
 武智 秀之（社会保障研究所研究員）
 高野 和良（社会保障研究所研究員）

(研究計画)

1. 1か年とする。
2. 毎月研究会を開催し、ヒヤリング、研究報告、討論を行う。
3. 研究成果は、出版物として公表する。

研究課題Ⅲ 社会保障の新しい財源政策

(研究目的)

わが国においては、今後高齢化がますます進展することが予想されており、これに伴って社会保障の費用も大きく増加すると考えられる。この増大する社会保障の費用をいかにして調達するか、また保険料、国庫負担、地方負担、利用者負担等をどのように組み合わせてそれを賄うかについて、新たな視点から検討することが必要となっている。特に、近年においては、介護費用の財源をどうするか、基礎年金や老人保健の国庫負担割合を引き上げるかどうか、公的年金や老人保健の財政調整は現行のままでよいのか、国民健康保険の平準保険料をどうすべきか、消費税を福祉目的税にすべきかといった問題について、さまざまな検討がなされている。

本研究は、このような社会保障の新しい財源政策について総合的に研究し、もって21世紀の社会保障の財源政策の方向を示すことを目的とする。

(研究項目)

1. 社会保障制度の財源政策
 - (1) 保険財源と一般財源
 - (2) 高齢社会における社会保障財源の確保
 - (3) 社会保障の財源としての利用者負担
 - (4) 消費税と社会保障
 - (5) 社会保障における財政調整
 - (6) 諸外国における社会保障の財源政策
2. 公的年金制度の財源政策
 - (1) 公的年金の費用の増大と財源の確保
 - (2) 基礎年金の財源政策
 - (3) 被用者年金の財源政策
 - (4) 公的年金の財政調整
3. 医療費保障制度の財源政策
 - (1) 国民健康保険制度の財源政策

- (2) 被用者に対する医療保険制度の財源政策 漆 博雄 (上智大学助教授)
- (3) 老人保健制度および退職者医療制度の財源政策 大野 吉輝 (大阪府立大学教授)
- (4) その他公費負担医療制度の財源政策 坂田 周一 (日本社会事業大学助教授)
- (5) 医療費保障制度における財政調整 高橋 三男 (元厚生省児童手当課長)
- 4. 社会福祉制度の財源政策 藤井 良治 (千葉大学教授)
- (1) 社会福祉制度の一般的財源政策 古田 精司 (慶応義塾大学教授)
- (2) 介護の財源政策 前川 寛 (慶応義塾大学教授)
- (3) 児童手当等家族政策の財源政策 山崎 泰彦 (上智大学助教授)
- 勝又 幸子 (社会保障研究所研究員)

(研究会の構成員)

- 主査 地主 重美 (駿河台大学教授)
- 幹事 堀 勝洋 (社会保障研究所研究部長)
- 高木 安雄 (社会保障研究所主任研究員)
- 委員 牛丸 聡 (青山学院大学助教授)
- 宇野 裕 (社会保険庁総務部総務課課長補佐)

(研究計画)

1. 2か年とする。
2. 研究成果は、出版物として公表する。

社会保障研究所日誌 (平成 3.4~平成 4.3)

平成 3.4.5 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係 (第1回) 打ち合わせ会

4.9 定例役員会 (第270回)

4.18 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策 (第1回)

報告内容と報告者「年金財政の現状と課題」厚生省年金局企画課課長補佐 高橋直人

同 国際交流研究会 (第1回)

報告内容と報告者「アメリカの医療におけるインフォームド・コンセントの働き」ペンシルバニア大学教授 アーノルド・ロソフ, 通訳: 慶応義塾大学教授 池上直己

5.10 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係 (第2回)

報告内容と報告者「埼玉における県と市町村の関係: 福祉における権限配分と財政配分」埼玉県生活福祉部高齢者福祉課長 香取照幸

5.14 定例役員会 (第271回)

5.21 政策研究会 (第1回)

報告内容と報告者「平成3年度厚生省予算について」厚生省大臣官房会計課課長補佐 森山幹夫

同 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第1回)

報告内容と報告者「働く女性の妊娠・出産・育児の問題点——マザーリングの立場からの報告——」マザーリング研究所代表 たかながかずこ, 「課税単位と配偶者控除」慶応義塾大学教授 飯野靖四

5.28 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策 (第2回)

報告内容と報告者「国民健康保険財政の現状と課題」厚生省保険局国民健康保険課課長補佐 島崎謙治

5.29 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第1回)

報告内容と報告者「EC 統合と人の自由移動をめぐる諸問題」八千代国際大学教授 澤田マルガレーテ

6.11 定例役員会 (第272回)

6.18 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第2回)

報告内容と報告者「女性の経済的自立と労働法」東京都立大学教授 浅倉むつ子, 「家族による育児・介護に対する社会的支援」花園大学助教授 古橋エツ子

6.25 政策研究会 (第2回)

報告内容と報告者「『保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告』について」厚生省政策課課長補佐 青柳親房, 「コメント」社会保障研究所主任研究員 高木安雄

6.26 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第2回)

報告内容と報告者「ローマ条約の改訂について——政府間協議の行方——」法政大学教授 稲上毅

7.2 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策 (第3回)

報告内容と報告者「老人保健制度の現状と課題」厚生省大臣官房老人保健課課長補佐 松田茂敬

7.3 研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計 (第1回)

報告内容と報告者「本調査の概要と調査結果の基礎的分析」社会保障研究所研究員 織田輝哉

7.9 定例合同役員会 (第273回)

7.12 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係 (第3回)

報告内容と報告者「福祉・保健の広域行政圏——塩竈市と周辺町村の事例——」塩竈市民生部調整担当 山田 豊

7.16 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第3回)

報告内容と報告者「EC 社会保障統合の背景」大分大学助教授 岡 伸一

7.18 政策研究会 (第3回)

報告内容と報告者「経済審議会2010年委員会報告『2010年への選択』国民生活小委員会報告について」経済企画庁総合計画局国民生活班計画官 星野 順, 「コメント」社会保障研究所主任研究員 三上英美子

7.23 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第3回)

報告内容と報告者「母子世帯と母子寮の実態につ

- いて」淑徳短期大学教授 林 千代
- 7.26 韓国保健社会研究院一行来所
- 7.30 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策（第4回）
報告内容と報告者「福祉財源論」大阪府立大学教授 大野吉輝
- 9.2 韓国経団連副会長来所
- 9.3 韓国医療保険管理公団一行来所
- 同 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障（第4回）
報告内容と報告者「福祉国家と女性の経済的自立」東京大学助教授 大沢真理、「医療保障と女性」神奈川大学教授 橋本宏子
- 9.17 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策（第5回）
報告内容と報告者「基礎年金の財源政策」上智大学助教授 山崎泰彦
- 9.18 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策（第4回）
報告内容と報告者「EC 社会憲章策定とその具体化について」労働省外国人雇用対策室長 前田充康
- 9.24 研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計（第2回）
報告内容と報告者「適正な年金給付額に関する世代別意識の計量分析」社会保障研究所研究員 塚原康博
- 同 定例役員会（第274回）
- 同 機関誌編集委員会〈東海大学校友会館〉
- 10.8 定例役員会（第275回）
- 10.15 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障（第5回）
報告内容と報告者「女性と年金」千葉大学教授 藤井良治、「女性の就業形態の多様化と社会保障」明海大学教授 古郡鞠子
- 10.18 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係（第4回）
報告内容と報告者「ミッテラン政権下における福祉財政政策——地方分権と社会福祉——」富士短期大学講師 篠原正博
- 10.24 第30回公開研究会〈健保会館〉
テーマ「外国人労働者と社会保障」
報告内容と報告者「外国人労働者と我が国の社会保障法制」法政大学教授 高藤 昭、「外国との年金協定——日米協定を中心に」社会保障研究所研究部長 堀 勝洋、「社会政策における移民の地位——イギリスの場合」中央大学助教授 武川正吾、「アメリカにおける外国人受け入れ政策」東京外国語大学助教授 伊豫谷登士翁
- 同 法政大学教授 高藤 昭
- 10.29 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策（第6回）
報告内容と報告者「児童手当財政の現状と課題」厚生省児童家庭局児童手当課長 高尾佳巳
- 11.6 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策（第5回）
報告内容と報告者「EC の拡大と域内格差」福山大学助教授 棚池康信
- 11.12 第3回社会保障研究国際交流セミナー〈健保会館〉
- 11.19 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係（第5回）
報告内容と報告者「山形県における福祉行政の現状と課題」山形県生活福祉部障害福祉課長 唐澤剛
- 同 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障（第6回）
報告内容と報告者「女性の生涯と経済的自立」千葉大学助教授 宮本みち子
- 11.26 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策（第7回）
報告内容と報告者「保険外負担の現状と問題点」社会保障研究所主任研究員 高木安雄
- 11.26～29 第27回社会保障研究所基礎講座〈こまばエミナース〉
講座「厚生行政の課題」厚生省大臣官房政策課長 小沢壮六、「高齢化産業社会と社会保障」社会保障研究所長 宮澤健一、「社会資本と社会保障」東京大学教授 貝塚啓明、「国保改革と老人保健」駿河台大学教授 地主重美、「諸外国の老人福祉」社会保障研究所主任研究員 三上英美子、「社会保障の国際的動向」聖学院大学教授 城戸喜子、「国民年金基金と厚生年金基金の現状と課題」慶応義塾大学教授 庭田範秋、「社会福祉の改革と課題」社会保障研究所研究部長 堀 勝洋、「医療関連サービスの現状と課題」厚生省健康政策局

指導課医療関連サービス室長 富岡 悟, 「人口問題と社会保障」人口問題研究所人口政策研究部長 阿藤 誠

12.5 タイ国チュラロンコン大学経済学部長来所

12.10 定例合同役員会 (第276回)

12.17 研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計 (第3回)

報告内容と報告者「社会階層と年金意識」社会保障研究所研究員 織田輝哉, 社会保障研究所研究員 武智秀之

同 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第7回)

報告内容と報告者「働く女性の健康」愛知県庁衛生部技監 北井暁子, 「女性の経済社会的自立と社会手当」聖学院大学教授 城戸喜子

12.18 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第6回)

報告内容と報告者「EC の産業・貿易政策とわが国の直接投資」丸紅(株)調査情報部産業調査室長代理 久保広正, 「1993年以後の EC 社会保障政策のシナリオ」大分大学助教授 岡 伸一

12.27 研究課題Ⅲ 福祉国家の政府間関係 (第6回)

執筆分担 (章立て) の調整

平成4. 1. 17 研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計 (第4回)

報告内容と報告者「住居・家族形態別にみる年金意識」東京学芸大学専任講師 野呂芳明

1.21 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第8回)

報告内容と報告者「女性の介護と福祉サービス」東京経済大学教授 大本圭野, 「女性の老後と経済的自立——家族内世代間扶養の変化と公的支援」社会保障研究所主任研究員 三上英美子

同 定例役員会 (第277回)

同 合同 (専門・編集) 委員会 (健保会館)

1.23 政策研究会 (第4回)

報告内容と報告者「平成4年度厚生省の予算について」厚生省大臣官房会計課課長補佐 森山幹夫

1.24 第4回社会保障トップセミナー (全社協ホール)

テーマ「豊かな老後——こうして作る——」

講演「豊かな老後にむけて何が必要か」長寿社会開発センター理事長 金田一郎, 「豊かな老後のために何をなすべきか」総務庁長官官房参事官 大泉博子, 「老後の家庭経済」生命保険文化センター研究員 大田弘子, 「PLP (ペンションプラン) とは」山一証券企業年金部部長 小倉恒雄, 「健やかに老いるために」東京大学医学部保健学科教授 郡司篤晃

1.28 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策 (第8回)

報告内容と報告者「高齢社会における社会保障の財源確保」青山学院大学助教授 牛丸 聡

1.30 香港社会保障制度視察団一行来所

2. 5 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第7回)

報告内容と報告者「欧州労働組合運動の動向と社会政策」全日本金属産業労働組合協議会事務局長代理 小島正剛, 「EC マクロ経済と社会政策」社会保障研究所研究員 栗沢尚志

2. 9 第26回社会保障研究所シンポジウム (健保会館)

テーマ「低出生社会の家族と社会保障」

レポート 亜細亜大学助教授 大澤真知子, 社会保障研究所主任研究員 三上英美子, 東京工業大学教授 今田高俊

コメント 日本大学教授 小川直宏, 立教大学教授 庄司洋子

2.18 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障 (第9回)

報告内容と報告者「女性の経済的自立と家族法における課題」早稲田大学教授 三木妙子, 「母子家庭への自立支援サービス——アメリカにおける養育費履行強制制度を中心として——」社会保障研究所研究員 下夷美幸

同 定例役員会 (第278回)

2.25 研究課題Ⅰ 社会保障の新しい財源政策 (第9回)

報告内容と報告者「社会福祉財政の動向と課題」日本社会事業大学助教授 坂田周一

2.27 海外出張報告会

報告内容と報告者「ニューヨーク州の児童扶養強制制度」社会保障研究所研究員 下夷美幸, 「アメリカにおける社会政策と政府間関係」社会保障研

- 究所研究員 武智秀之
同 国際交流研究会 (第2回)
報告内容と報告者「タンザニアの社会保障制度」
東京都立大学客員教授 ツンガラザ博士, 通訳:
社会保障研究所研究員 勝又幸子
3. 4 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第8回)
報告内容と報告者「EC 統合と労働市場政策」明
星大学専任講師 下平好博
3. 5 政策研究会 (第5回)
報告内容と報告者「医療関連サービス外注化をめ
ぐるアンケート調査の結果について」厚生省健康
政策局指導課医療関連サービス室長 霜鳥一彦
3.10 研究課題Ⅴ 女性の経済的自立と社会保障
(第10回)

- 報告内容と報告者「家庭と地域における労働の評
価」東京学芸大学教授 久場嬉子, 「女性の居住
保障」日本女子大学教授 田端光美, 「現代女性
の自立にむけて——まとめ——」日本女子大学教
授 一番ヶ瀬康子
同 定例役員会 (第279回)
3.11 研究課題Ⅳ ヴィネット方式のアンケート調
査による適正な年金給付額の推計 (第5回)
報告内容と報告者「老後不安感の要因分析」社会
保障研究所主任研究員 曾原利満
同 研究課題Ⅱ EC 統合と EC 社会政策 (第9
回)
報告内容と報告者「欧州統合の進展と社会保障」
広島修道大学専任講師 竹中康之, 「EC 統合と
難民政策」津田塾大学教授 梶田孝道

編集後記

今号はプロジェクト報告として「ヴィネット方式のアンケート調査による適正な年金給付額の推計」を掲載しております。このプロジェクトでは2年間、研究所の研究員を中心に研究調査を進めてまいりました。社会保障の場合、本格的な社会調査は意外に少なく、貴重な内容を提供できるものと考えています。しかも「ヴィネット」という新しい方式であるため、既存の年金調査とはひと味もふた味も異なるものとなっています。ぜひ御一読下さい。

今年度も昨年度と同様、織田輝哉と武智秀之の2人が本誌を担当させていただきます。よろしくお願い致します。なお、今号は、都合により一部の論文等の字詰めを変更しております。ご了承下さい。
(武智秀之)

編集委員長 宮澤健一 (社会保障研究所長)
編集委員 稲上毅 (法政大学教授)
 貝塚啓明 (東京大学教授)
 郡司篤晃 (東京大学教授)
 小山路男 (社会保障研究所顧問)
 地主重美 (駿河台大学教授)
 袖井孝子 (お茶の水女子大学教授)
 田近栄治 (一橋大学教授)
 都村敦子 (日本社会事業大学教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)
 橋本宏子 (神奈川大学教授)
 三浦文夫 (日本社会事業大学教授)
 宮島洋 (東京大学教授)
 堀勝洋 (社会保障研究所研究部長)
 三上美美子 (社会保障研究所調査部長)
 織田輝哉 (社会保障研究所研究員)
 武智秀之 (社会保障研究所研究員)

編集幹事

季刊
 社会保障研究 Vol. 28, No. 1, Summer 1992

(通巻 116 号)

平成4年6月25日 発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
 赤坂2丁目アネックスビル内
 電話 (3589) 1381

製作・発売

財団法人 東 京 大 学 出 版 会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号
 電話 (3811) 8814 振替東京 6-59964

印刷・製本 三美印刷株式会社